

第1回愛媛地方最低賃金審議会

資料

令和4年6月30日

愛媛労働局労働基準部賃金室

第1回愛媛地方最低賃金審議会

資料目次

令和4年6月20日

1 愛媛地方最低賃金審議会委員名簿（第54期）	1
2 令和4年度愛媛地方最低賃金審議会運営申合せ事項	
(1) 専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の審議について（案）	3
(2) 実地視察及びヒアリングについて（案）	4
3 愛媛地方最低賃金審議会各規程等の改正について	
(1) 愛媛地方最低賃金審議会運営規程（改正案）	5
(2) 愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程（改正案）	8
(3) 愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱（改正案）	11
(4) 愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領（参考）	14
4 中央最低賃金審議会への諮問文（写し）	17
5 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）・ 新しい資本主義実行計画工程表（関係部分抜粋）	19
6 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定） （関係部分抜粋）	25
7 愛媛地方最低賃金審議会開催スケジュール表（案）	31
8 令和4年度愛媛地方最低賃金審議会 特定最低賃金改正の必要性に係る審議フローチャート（案）	32
9 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表	33

10	要請書（最賃に関する8項目についての要請）（2022年2月25日） コミュニケーション全国ネットワーク、愛媛地域合同労働組合	39
11	「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃1500円実現」に関する申し入れ （2022年5月20日） JAL 不当解雇撤回・最賃1500円実現 四国キャラバン実行委員会	41
12	長引く新型コロナでの苦境に加え物価高騰等、国民生活への影響が広 がるなか、地方での最低賃金引き上げや雇用維持・確保等への取り組み を強化いただくことを求める要請書（2022年6月6日） 日本共産党愛媛県議会議員 田中克彦	45
13	最低賃金の大幅引き上げと審議会の完全公開を求める要請（2022年6月9日） 全労連四国地区協議会	47
14	愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げ及び全国一律最低賃金制度の実施 を求める会長声明（2022年6月16日）　　愛媛弁護士会会长 吉村紀行	51
15	愛媛県最低賃金の改正に関する資料 (1) 愛媛県最低賃金 55 (2) 愛媛県最低賃金年次別推移 56 (3) 愛媛県最低賃金時間額とその引上げ率の推移に関する2軸グラフ 57 (4) 全国の地域別最低賃金時間額グラフ（令和3年審議後） 58	
16	令和3年度地域別最低賃金の審議・決定状況	59
17	令和4年度 業務改善助成金（通常コース）のご案内	61
18	令和4年度も引き続き特例コースを実施します。 「業務改善助成金特例コース」のご案内	63
19	愛媛県内経済情勢報告（令和4年4月　松山財務事務所）	65
20	第192回全国企業短期経済観測調査（愛媛県分） （2022年4月1日　日本銀行松山支店）	77

21 法人企業景気予測調査結果 愛媛県の概要 (令和4年4～6月期調査 松山財務事務所)	89
22 愛媛県金融経済概況 (2022年6月13日 日本銀行松山支店)	97
23 管内の雇用失業情勢 (令和4年4月分)について (2022年5月31日 愛媛労働局)	107

愛媛地方最低賃金審議会委員名簿（第54期）

(任命年月日 令和3年4月1日)

区分	氏 名	現 職	備 考
公益代表	いのうえ ゆうき 井 上 雄 基	弁護士	
	そのだ まさえ 園 田 雅 江	国立大学法人愛媛大学准教授	
	たけい なおか 武 井 奈保子	弁護士	
	みやたに しのぶ 宮 谷 しのぶ	特定社会保険労務士	
	もりもと あきひろ 森 本 明 宏	弁護士	
労働者代表	じょうこう あけし 上 甲 章 史	電機連合西四国地方協議会事務局長	
	しらいし こうじ 白 石 浩 司	日本労働組合総連合会愛媛県連合会事務局長	※
	そがわ かずき 曾 我 一 樹	UAゼンセン愛媛県支部支部長	※
	たけもと りょうけん 竹 本 良 賢	日本基幹産業労働組合連合会愛媛県本部副委員長	※
	のむら まりこ 野 村 真理子	エヌ・ティ・ティ労働組合四国総支部執行委員	
使用者代表	おの 小野 雄史	新居浜機械産業協同組合副理事長	
	かんばく ゆみこ 菅 由 美 子	三浦工業株式会社人事部部次長	
	こいけ ひさし 小 池 久 志	浅川造船株式会社総務部長	
	どい 土 井 一 成	伊予商工会議所専務理事	
	やつづか ひろし 八 塚 洋	愛媛県経営者協会専務理事	R3.06.07 任命

(注) 各側委員の掲載順は50音順である。

(注2) ※は、任命年月日令和3年12月16日である。

令和4年6月30日

専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の審議について

令和4年度における専門部会及び愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性についての審議については下記のとおり合意する。

記

1 専門部会について

(1) 専門部会の審議回数及び審議時間について

ア 審議回数

一つの専門部会の審議回数は、概ね3回（実地視察及びヒアリングを除く。）を目途とする。

イ 審議時間

原則として、午後5時以降は審議を行わない。

(2) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用の仕方について

専門部会で全会一致の結論が得られた場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する。

2 愛媛県特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性についての審議について

(1) 審議は、愛媛地方最低賃金審議会（本審）及び小委員会で行う。

(2) 審議回数及び審議時間について

ア 審議回数

審議回数は、概ね3回を目途とする。

イ 審議時間

原則として、午後5時以降は審議を行わない。

(案)

令和4年6月30日

実地視察及びヒアリングについて

令和4年度における実地視察及びヒアリングについては、下記のとおり合意する。

記

1 実地視察及びヒアリングについて

実地視察及びヒアリングは、その実施について本審議会の委員から申出があった場合に行う。

愛媛地方最低賃金審議会運営規程（改正案）

（規程の目的）

第1条 愛媛地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めるときのほか、愛媛労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により愛媛労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、愛媛労働局長に通知するものとする。

（小委員会等）

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

（委員の出欠席）

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 ~~2~~ 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

(関係労働者及び関係使用者の参会)

第6条 審議会は、会長が必要と認めるときは、関係労働者及び関係使用者（以下「オブザーバー」という。）の参会を求め、その者を会議に参加させ、審議会の求めに応じて意見を述べさせることができる。

- 2 オブザーバーは、労使委員から推薦された者の中から、審議会の合議のうえ愛媛労働局長が指名するものとし、労使各2名以下とする。
- 3 オブザーバーの参会の態様は、審議会の同意を得て、会長が決定する。
- 4 オブザーバーは、審議会の議決に加わることはできない。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、会長が必要と認めるときは、前条の規定によるほか、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事の記録と公開)

第9条 会議の議事については、議事録を作成する。~~し、議事録には会長及び会長の指名した委員2名が署名するものとする。~~

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(答申書等の提出)

第10条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度愛媛労働局長に送付するものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、昭和34年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年2月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年2月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月30日から施行する。

愛媛地方最低賃金審議会専門部会運営規程（改正案）

（規程の目的）

第1条 愛媛地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めるときのほか、愛媛労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により愛媛労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、愛媛労働局長に通知するものとする。

（委員の出欠席）

第3条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適切な方法で通知しなければならない。

4 ~~2~~ 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適切な方法で通知しなければならない。

（会議の議事）

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

(意見の聴取)

第5条 専門部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができます。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事の記録と公開)

第7条 会議の議事については、議事録を作成する。~~し、議事録には部会長及び部会長の指名した委員2名が署名するものとする。~~

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(議決の報告)

第8条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、愛媛地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)に報告するものとする。

(議事及び運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて決定する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、昭和34年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年2月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月30日から施行する。

愛媛地方最低賃金審議会小委員会運営要綱（改正案）

（要綱の目的）

第1条 この要綱は、愛媛地方最低賃金審議会運営規程第3条の規定に基づき、愛媛地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議決により設けられた、審議会の各小委員会（以下「小委員会」という。）の議事に関し、必要な事項について定める。

（小委員会の審議事項）

第2条 小委員会は、審議会の審議事項にかかる特定の問題について審議を行う。

（小委員会の構成）

第3条 小委員会は、審議会委員のうちから、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員各々3人をもって構成する。

2 小委員会には、委員長及び委員長代理を置く。委員長及び委員長代理は、公益代表委員において協議を行いの中から選任する。

3 委員長代理は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議の招集）

第4条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めるときのほか、委員からの開催の請求があったときに、委員長が招集する。

2 前項の規定により委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに委員長に通知しなければならない。

3 委員長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、愛媛労働局長に通知するものとする。

（会議の開催と議決）

第5条 会議の開催は、委員の3分の2以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各3分の1以上の出席を必要とする。

2 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(委員の出席)

第6条 委員は、委員長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、前条の会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に適切な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に適切な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第7条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、委員長の許可を受けなければならない。

(意見の聴取)

第8条 小委員会は、必要に応じて委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は会議を非公開とすることができる。

- 2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事の記録と公開)

第10条 会議の議事については、議事録を作成する。~~し、議事録には委員長及び委員長の指名した委員2名が署名するものとする。~~

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(審議結果の報告)

第 11-10 条 委員長は、会議の審議結果について、速やかに審議会に対して報告するものとする。

(要綱の改廃)

第 12-11 条 この要綱の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この要綱は、平成 17 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 30 日から施行する。

愛媛地方最低賃金審議会等の公開に関する要領

(要領の目的)

第1条 この要領は、愛媛地方最低賃金審議会等（以下「審議会等」という。）の会議の公開に関する基準及び手続きを定め、審議会等の活動を広く一般に説明することができるようになるとともに、審議会等の円滑な運営に資することを目的とする。

(対象とする審議会等)

第2条 この要領の対象とする審議会等は、次の会議とする。

- 一 愛媛地方最低賃金審議会
- 二 愛媛地方最低賃金審議会専門部会
- 三 愛媛地方最低賃金審議会小委員会

(審議会等の会議の公開基準)

第3条 審議会等の会議は、次の場合を除き公開するものとする。

- 一 公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合
- 二 個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合
- 三 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、第2条各号の会議の公開基準に基づき、原則として、当該審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。

(公開の方法等)

第5条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- 3 審議会等の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議の傍聴にかかる遵守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議開催の周知)

第6条 審議会等は、会議を公開するに当たっては、当該会議の開催日の7日前までに、開催日時、開催場所、議題、傍聴者の定員、傍聴の手続きその他必要な事項を記載した開催通知を、愛媛労働局掲示板に掲示するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成13年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月8日から施行する。

(写)

厚生労働省発基 0628 第1号
令和4年6月28日

中央最低賃金審議会

厚生労働大臣 後藤 茂之

令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議を求める。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）・ 新しい資本主義実行計画工程表

＜関係部分抜粋＞

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

III. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

「新しい資本主義」の実現により、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくため、必要不可欠な財政出動や税制改正は中長期的観点から機動的に行う。この際、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、GX及びDXへの投資の4本柱に、投資を重点化する。

1. 人への投資と分配

モノからコトへにも象徴されるように、DX、GXといった大きな変革の波の中にあって創造性を発揮するためには、人の重要性が増しており、人への投資が不可欠となっている。また、これまで、ともすれば安価な労働力供給に依存してコストカットで生産性を高めてきた我が国も、労働力不足時代に入り、人への投資を通じた付加価値の向上が極めて重要となっている。

さらに、気候変動問題への対応や少子高齢化・格差の是正、エネルギー・食料を含めた経済安全保障の確保といった社会的課題を解決するのは人であり、人への投資は最も重要な投資である。

このため、賃金等のフローはもとより、教育・資産形成等のストックの面からも人への投資を徹底的に強化する。また、子供期・現役期・高齢期のライフサイクルに応じた環境整備を強化する。

(1) 賃金引上げの推進

先進国の労働分配率（雇用者報酬を国民総所得（GNI）で割った値）は、趨勢的に低下傾向にある。

さらに、先進国の家計消費と可処分所得の動向を見ると、可処分所得が伸びると、家計消費が伸びる傾向にある。日本の家計消費が伸び悩む理由は、可処分所得の伸びが十分ではないことが主な理由である¹。

我が国の大きな課題として、単位時間当たりの労働生産性の伸びは決して諸外国と比べても悪くないにもかかわらず、賃金の伸びが低い²。賃金が伸びなければ、消費にはつながらず、次なる成長も導き出せない。

労働生産性を上昇させるとともに、それに見合った形で賃金を伸ばすために、官民で連携して取り組んでいく。

¹ 基礎資料 P1：家計消費と可処分所得の伸び率の国際比較

² 基礎資料 P2：1人当たり実質賃金の伸び率の国際比較

本年の春闘においては、ここ数年低下してきている賃金引上げの水準³が反転し、新しい資本主義の時代にふさわしい、賃金引上げが実現しつつある。引き続き、官民が連携して、賃金引上げの社会的雰囲気を醸成していくことが重要である。新しい資本主義実現会議において、価格転嫁や多様な働き方の在り方について合意づくりを進めるとともに、データ・エビデンスを基に、適正な賃金引上げの在り方について検討を行う。

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。物価が上昇する中で、官民が協力して、引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論していただくことが必要である。

①賃上げ税制等の一層の活用

民間企業のより積極的な賃金引上げを支援するための環境整備として、賃上げ税制について税額控除率を大胆に引き上げる（大企業：20%→30%、中小企業：25%→40%）等、抜本的に拡充を図った。全国各地での説明会の実施や地方局、労働基準監督署等政府機関における周知に加え、商工会議所・商工会等の中小企業団体による説明会の実施等による周知を徹底することを通じて、本税制の一層の活用を促進する。

また、税制の効果が出にくい、赤字の中小企業の賃金引上げを支援するため、ものづくり補助金や持続化補助金において、赤字でも賃金を引き上げた中小企業への補助率を引き上げる特別枠を設けたほか、政府調達において、賃金引上げを行う企業に対して、加点を行う等、調達方法の見直しを図った。これらの取組とあわせて、賃金引上げをより一層推進していく。

②重点業種を示した政府を挙げた中小下請取引適正化

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進める。

調査の結果、価格転嫁を困難にする主な阻害要因としては、値上げ要請を理由とする取引先の変更や取引の打切りのリスク、売り先の価格競争の影響による転嫁の受け入れ困難、発注者の立場が強く価格交渉が困難である等の点が見受けられた。

こうした実態を踏まえ、サプライチェーンのつながりについて、i) 生活関連商品の製造・販売、ii) 部品・完成品のものづくり、iii) サービスの提供の3つの類型に整理し、22業種 10万社程度を対象に独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する調査を行う。調査を踏まえ、立入調査を行う等、適正な取引環境の実現につなげる。

独占禁止法上の優越的地位の濫用に関して、問題となる事例を追加した、サプライチェーン全体における取引の適正化のためのガイドラインを策定する。

大企業と中小企業の共存共栄を目指すパートナーシップ構築宣言の実効性を強化するため、宣言企業に対する調査を実施し、実行状況について、フォローアップを行う。

本年度の下請代金支払遅延等防止法の重点立入業種として、道路貨物運送業、金属製

³ 基礎資料 P3 : 春闘結果の推移

品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を選定した。これらの業種について、立入調査の件数を大幅に増加させる。

また、重点立入業種以外であっても、法違反が多く認められる業種については、事業所管省庁と連名で、事業者団体に対して、法遵守状況の自主点検を行うよう要請する。

③介護・障害福祉職員、保育士等の処遇改善のための公的価格の更なる見直し

介護・障害福祉職員、保育士等や、コロナ対応等を担っている看護師等の収入を3%程度引き上げる措置を講じた。

介護・障害福祉職員、保育士等の今後の具体的な処遇改善の方向性については、公的価格評価検討委員会の中間整理を踏まえ、職種ごとに仕事の内容に比して適正な水準まで収入が引き上がり、必要な人材が確保されるかといった観点から検討する。

看護師の今後の処遇改善については、今回の措置の結果も踏まえつつ、全ての職場における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の在り方について検討する。

これらの結果に基づき、引き続き、処遇改善に取り組む。

3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進

(2) 付加価値創造とオープンイノベーション

既存企業について、売上重視から、新たな付加価値を創造する視点への転換を図る。

優良企業が成長率を維持することは簡単ではないが、最近の実証分析によると、旧来技術を用いてきた既存企業でもスタートアップが持ち込む新技術を導入した場合、持続的に存続可能であることが分かってきた³²。

既存企業がスタートアップ等と連携するオープンイノベーションを後押しするために、経営不振の事業から撤退し、経営資源を成長性、収益性の見込める事業に投入して、新陳代謝を進めていくことが重要である。

①事業再構築のための私的整理法制の整備

日本企業の債務残高は、コロナ禍前に比べ、70兆円以上増加している³³。加えて、債務の過剰感があると回答した企業のうち、債務が事業再構築の足かせになっていると回答した企業の割合は、大企業で32.3%、中小企業で34.5%にのぼる³⁴。

コロナ禍の収束が長引いた場合に事業再生を検討する可能性があると答えた企業に対し、事業再生を検討する上で最も重視する点を聞いたところ、手続が現在の事業・取引に影響を与えないこと(45.2%)、手續が簡潔で長期間を要しないこと(30.9%)、が重視されている³⁵。

欧州各においては、我が国と異なり、倒産処理手続に加え、全ての貸し手の同意は必要とせず、裁判所の認可の下で事業再構築等に向けて多数決により権利変更(金融債

³² 基礎資料 P34：旧来技術を用いる企業の持続的存続可能性

³³ 基礎資料 P35：コロナ禍の企業債務への影響

³⁴ 基礎資料 P36：債務による企業の事業再構築の取組への影響

³⁵ 基礎資料 P37：企業が事業再生の際に重視する点

務の減額等）を行う制度も存在する³⁶。

コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にするため、新たな事業再構築のための法制度について検討し、早期に国会に提出する。

また、特に中小企業については、中小企業活性化パッケージに基づき、全国3万以上の認定支援機関による伴走支援を行うとともに、中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき、経営者の退任を原則としない形での事業再生を推進する。

②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し

日本における事業会社によるスタートアップ企業に対する投資額は、欧米と比べて極めて低い水準にある³⁷ スタートアップに対するM&Aの件数についても、日本は欧米に比べて極めて少ない³⁸。

スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。

また、投資家保護に配意しつつ、M&Aを目的とする公募増資の円滑化に向け、来年の夏までに公募増資ルールの見直しを図る。すなわち、上場企業がM&Aを目的として公募増資を行う場合、原則1年以内にM&Aを実行することや、実行されなかった場合の代替使途を公表することが日本証券業協会の自主規制において求められている。こうした自主規制がM&Aを実行するための公募増資を制限しているとの指摘がある。

③企業経営改革（マークアップ率向上、国際競争力向上）

労働生産性は、売値マイナスコストを基礎とするため、コストが高い場合だけでなく、売値が低くても、生産性は低くなる。製造コストの何倍の価格で販売できているかを示すマークアップ率をみると、日本はG7諸国の中で最も低い。コストカットにより、いかに安く売るかではなく、新製品や新サービスを投入し、付加価値をつけて適正な価格で売る、という価値観を国内に広める。

日本企業のマークアップ率と国際競争力の向上に向けて、経営改革を加速するため、新興国企業との連携を通じた新製品・新サービスの創出による現地の社会的課題解決と日本への逆輸入（リバースイノベーション）を進める。

④長期的視点で投資ができる企業環境の整備

新しい資本主義への変革の中で、価格競争による過当競争で短期的な収益を得ようとする企業行動から脱却する。このため、320兆円ある企業の現預金を活用して、重要分野への集中的な投資や研究開発を進めることで長期的な企業価値の向上を達成できる日本企業を目指す。引き続き企業統治改革を進めるとともに、投資家とのコミュニケーション

³⁶ 基礎資料 P38：海外における私的整理・事業再生制度の概要

³⁷ 基礎資料 P39：事業会社によるスタートアップへの投資額の国際比較

³⁸ 基礎資料 P40：スタートアップに対するM&A件数の国際比較

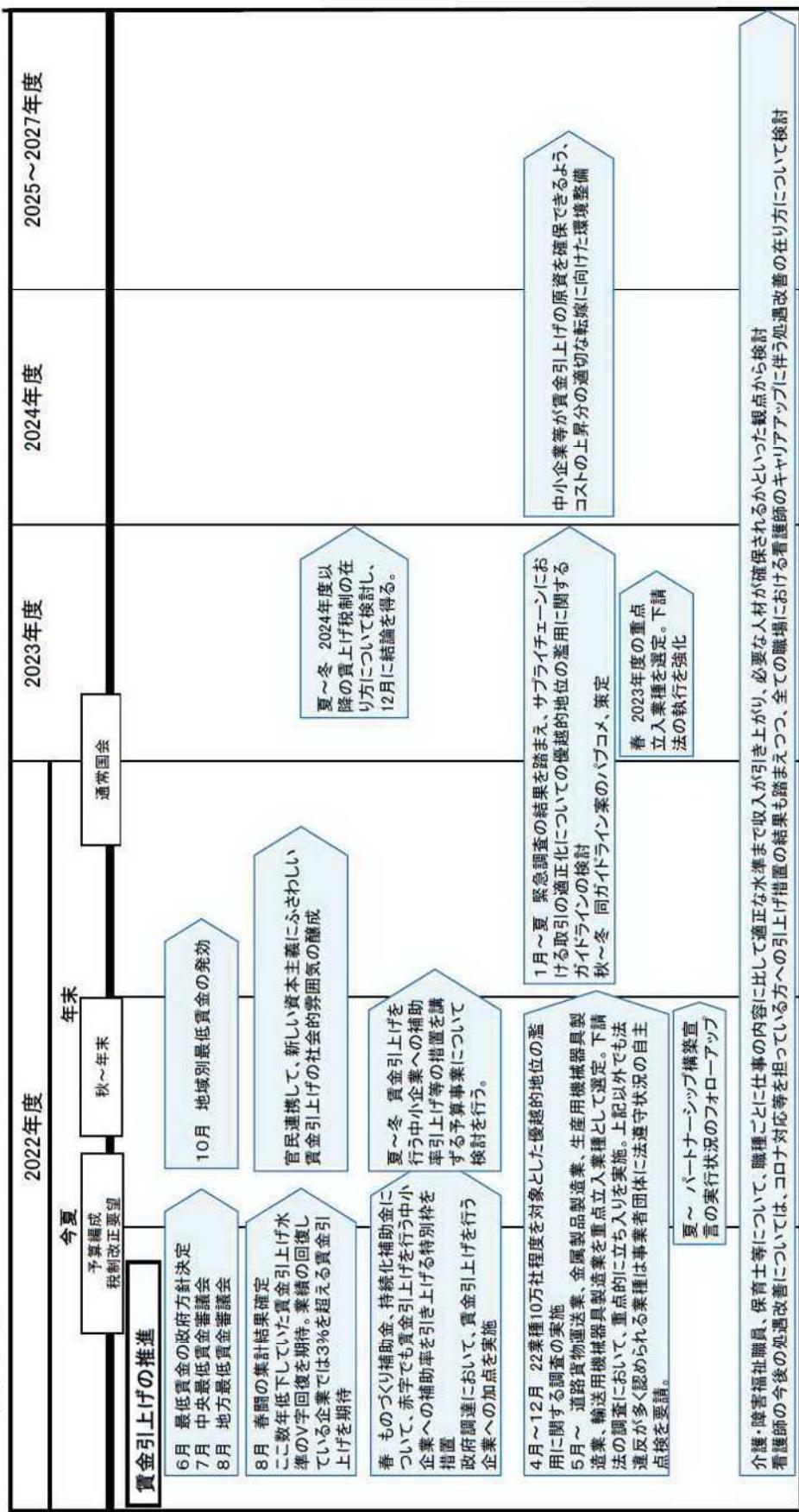
ーションの円滑化を図るため、開示制度の充実を進める。

⑤ディープテック系スタートアップとのオープンイノベーションの促進

技術力はあるが実績がないスタートアップにとって、国による支援は実績作りのみならず、大企業とのオープンイノベーションの促進にも有効である（NEDO等）。このような取組をディープテック系スタートアップ等で進めていく。

新しい資本主義実行計画工程表

III. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 1. 人への投資と分配



経済財政運営と改革の基本方針 2022

(令和4年6月7日閣議決定)

<関係部分抜粋>

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

(1) 人への投資と分配

デジタル化や脱炭素化という大きな変革の波の中、人口減少に伴う労働力不足にも直面する我が国において、創造性を發揮して付加価値を生み出していく原動力は「人」である。自律的な経済成長の実現には、民間投資を喚起して生産性を向上することで収益・所得を大きく増やすだけでなく、「人への投資」を拡大することにより、次なる成長の機会を生み出すことが不可欠である。「人への投資」は、新しい資本主義に向けて計画的な重点投資を行う科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX、DXに共通する基盤への中核的な投資であるとも言える。

こうした考え方の下、働く人への分配を強化する賃上げを推進するとともに、職業訓練、生涯教育等への投資により人的資本の蓄積を加速させる。あわせて、多様な人材の一人一人が持つ潜在力を十分に発揮できるよう、年齢や性別、正規雇用・非正規雇用といった雇用形態にかかわらず、能力開発やセーフティネットを利用でき、自分の意思で仕事を選択可能で、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備を進める。

(人的資本投資)

成長分野における重点投資等を通じた質の高い雇用の拡大を図りつつ、「人への投資」を抜本的に強化するため、2024年度までの3年間に、一般の方から募集したアイデアを踏まえた、4,000億円規模の予算を投入する施策パッケージを講じ、働く人が自らの意思でスキルアップし、デジタルなど成長分野へ移動できるよう強力に支援する。

企業統治改革を進め、人的投資が企業の持続的な価値創造の基盤である点について株主との共通の理解を作り、今年中に非財務情報の開示ルールを策定するとともに、四半期開示の見直しを行う。男女の賃金格差の是正に向けて企業の開示ルールの見直しにも取り組む。また、政府からの特に大規模な支援を受ける際には、人的資本投資などを通じ、中長期的な価値創造にコミットすることを企業に求める。

あわせて、社会全体で学び直し（リカレント教育）を促進するための環境を整備する³。学び直しによる成果の可視化と適切な評価、学び直し成果を活用したキャリアアップや兼

³ 「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」（令和4年5月10日教育未来創造会議決定）に基づく。

業・副業の促進、学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備、成長分野のニーズに応じたプログラムの開発支援や学び直しの産学官の対話、企業におけるリカレント教育による人材育成の強化等の取組を進める。

以上の人的投資に取り組む中で、雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく一方で、人への投資や強力な就職支援を通じて円滑な労働移動を図り、成長分野等における労働需要に対応する。あわせて、同一労働同一賃金の徹底等を通じた非正規雇用労働者の待遇改善や正規化に取り組む。

少子化対策・こども政策は、包摂社会の実現に向けて重要であるだけでなく、「人への投資」としても重要であり、強力に進める。

(多様な働き方の推進)

人的資本投資の取組とともに、働く人のエンゲージメント⁴と生産性を高めていくことを目指して働き方改革を進め、働く人の個々のニーズに基づいてジョブ型の雇用形態を始め多様な働き方を選択でき、活躍できる環境の整備に取り組む。

こうした観点から、就業場所・業務の変更の範囲の明示など、労働契約関係の明確化に取り組む。専門知識・技能を持った新卒学生や既卒数年程度の若者について、より一層活躍できるようにする観点から、その就職・採用方法を産・学と共に検討し、年度内を目途に一定の方向性を得る。裁量労働制を含めた労働時間制度の在り方について、裁量労働制の実態調査の結果やデジタル化による働き方の変化等を踏まえ、更なる検討を進める。フリーランスについて、事業者がフリーランスと取引する際の契約の明確化を図る法整備や相談体制の充実など、フリーランスが安心して働く環境を整備する。

ポストコロナの「新しい日常」に対応した多様な働き方の普及を図るため、時間や場所を有効に活用できる良質なテレワークを促進する。労働移動の円滑化も視野に入れながら、労働者の職業選択の幅を広げ、多様なキャリア形成を促進する観点から副業・兼業を推進するほか、選択的週休3日制度については、子育て、介護等での活用、地方兼業での活用が考えられることから、好事例の収集・提供等により企業における導入を促進し、普及を図る。また、地域に貢献しながら多様な就労の機会を創る労働者協同組合についてNPO等からの円滑な移行等を図る。

国家公務員について、既存業務の廃止・効率化、職場のデジタル環境整備、勤務形態の柔軟化などを通じた働き方改革を一層推進するとともに、採用試験の受験者拡大やデジタル人材を含めた中途採用の円滑化、リスクリングなど人材の確保・育成策に戦略的に取り組む。

(質の高い教育の実現)

⁴ 働き手にとって、組織目標の達成と自らの成長の方向が一致し、仕事へのやりがい・働きがいを感じる中で、組織や仕事に主体的に貢献する意欲や姿勢を示す概念。

人への投資を通じた「成長と分配の好循環」を教育・人材育成においても実現し、「新しい資本主義」の実現に資するため、デジタル化に対応したイノベーション人材の育成等、大学、高等専門学校、専門学校等の社会の変化への対応を加速する。このため、教育未来創造会議の第一次提言等に基づき、以下の課題について、必要な取組を速やかに進める。

新たな時代に対応する学びの支援の充実を図る。このため、恒久的な財源も念頭に置きつつ、給付型奨学金と授業料減免を、必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ拡大する。また、減額返還制度を見直すほか、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな制度を、教育費を親・子供本人・国がどのように負担すべきかという論点や本制度の国民的な理解・受け入れ可能性を十分に考慮した上で、授業料無償化の対象となっていない学生について、安定的な財源を確保しつつ本格導入することに向け検討する⁵こととし、まずは大学院段階において導入することにより、ライフィベントも踏まえた柔軟な返還・納付（出世払い）の仕組みの創設を行う。官民共同修学支援プログラムの創設、地方自治体や企業による奨学金返還支援の促進等、若者を始め誰もが、家庭の経済事情にかかわらず学ぶことができる環境の整備を進める。

未来を支える人材を育む大学等の機能強化を図る。このため、デジタル・グリーンなど成長分野への大学等の再編促進と産学官連携強化等に向け、複数年度にわたり予見可能性をもって再編に取り組める支援の検討や、私学助成のメリハリ付けの活用を始め、必要な仕組みの構築等を進めていく。その際、現在35%にとどまっている自然科学（理系）分野の学問を専攻する学生の割合についてOECD諸国で最も高い水準である5割程度を目指すなど具体的な目標を設定し、今後5～10年程度の期間に集中的に意欲ある大学の主体性をいかした取組を推進する。また、あらゆる分野の知見を総合的に活用し社会課題への的確な対応を図る「総合知」の創出・活用を目指し、専門性を大事にしつつも、文理横断的な大学入学者選抜や学びへの転換を進め、文系・理系の枠を超えた人材育成を加速する。若手研究者と企業との共同研究を通じた人材育成等により大学院教育を強化する。

（賃上げ・最低賃金）

今年は、ここ数年低下してきた賃上げ率を反転させたが、ウクライナ情勢も相まって物価が上昇している⁶。こうした中、賃上げの流れをサプライチェーン内の適切な分配を通じて中小企業に広げ、全国各地での賃上げ機運の一層の拡大を図る。

このため、中堅・中小企業の活力向上につながる事業再構築・生産性向上等の支援を通じて賃上げの原資となる付加価値の増大を図るとともに、適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する。

新しい資本主義実現会議において、価格転嫁や多様な働き方の在り方について合意づくりを進めるとともに、データ・エビデンスを基に、適正な賃金引上げの在り方について検

⁵ 法制的な位置付けの検討を含む。

⁶ 2022年4月の消費者物価上昇率（総合）は前年同月比2.5%の上昇。

討を行う。

また、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論する。

(「貯蓄から投資」のための「資産所得倍増プラン」)

我が国の個人金融資産2,000兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。投資による資産所得倍増を目指して、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的拡充や、高齢者に向けたiDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらを含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。その際、家計の安定的な資産形成に向けて、金融リテラシーの向上に取り組むとともに、家計がより適切に金融商品の選択を行えるよう、将来受給可能な年金額等の見える化、デジタルツールも活用した情報提供の充実や金融商品取引業者等による適切な助言や勧誘・説明を促すための制度整備を図る。

2. 社会課題の解決に向けた取組

(3) 多極化・地域活性化の推進

(中堅・中小企業の活力向上)

地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の生産性向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM&Aの支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。これらの施策の活用によるサプライチェーン全体の付加価値の増大とその適切な分配を推進するため、「パートナーシップ構築宣言」の拡大に取り組むとともに、取引適正化を強力に推進⁷⁶する。あわせて、2023年10月のインボイス制度実施を見据えて標準化された電子インボイスの普及促進等を行うほか、中小企業のサイバーセキュリティ対策を支援する。

加えて、創業等の促進のため、官民金融機関・信用保証協会における経営者保証に依存しない融資を一層推進する。さらに、地域経済を牽引する事業の発展を推進するため、内

⁷⁶ 価格交渉・価格転嫁の促進、2026年の約束手形の利用廃止に向けた取組等について、強力に推進する。

外の価格動向など事業環境の変化も踏まえ、EC活用等を通じた中堅・中小企業の輸出力の強化や製品の試作・開発の支援体制強化を図るとともに、地域企業におけるDX実現や人材育成等の地域の主体的な取組を促進する。

令和4年6月30日現在

愛媛地方最低賃金審議会開催スケジュール表(案)

	令和3年度開催実績			令和4年度開催計画(案)		
	日付	地 賃 等	特定	日付	地 賃 等	特定
4月						
5月						
6月	6.21	公労・公使委員会(運営申合せ、意見交換)	公労・公使委員会(運営申合せ、意見交換)	6.13(月) 13:30	公労・公使委員会(運営申合せ、意見交換)	公労・公使委員会(運営申合せ、意見交換)
	6.29	第1回本審(会長等選出、運営申合せ、地賃改正諮問、地賃専門部会設置、日程調整)	第1回本審(オブ参会の意向)	6.30(木) 15:30	第1回本審(運営申合せ、各種規程等の改正、地賃改正諮問、地賃専門部会設置等)	第1回本審(必要性審議のための小委員会の設置、小委員会委員の選出等)
7月	7.2		特定最賃申出書提出期限	7.1(金)		特定最賃申出書提出期限
	7.19		第2回本審(特定最賃必要性諮問、オブ参会の同意・決定、必要性審議(第1回))	7.25(月) 13:30		第1回小委員会(委員長等選出、公開について、申出書形式審査結果説明、申出書の説明、参考人招致の意向確認等)
7月	7.26	第1回公益委員会 第3回本審(目安伝達、意見聴取) 第1回地賃専門部会(部会長等選出、審議の公開について、金額審議)	第3回本審(特定最賃必要性審議(第2回)、オブ参会)	8.1(月) 13:00	第1回公益委員会 第2回本審(目安伝達、意見聴取) 第1回地賃専門部会(部会長等選出、審議の公開について、金額審議)	
	8.2	第2回地賃専門部会(金額審議)		8.3(水) 10:00	第2回地賃専門部会(金額審議)	
8月	8.5	第3回地賃専門部会(金額審議・採決) 第4回本審(部会報告・採決、答申)		8.5(金) 13:00	第3回地賃専門部会(金額審議・結審、答申) 第3回本審(部会報告)	
	8.6		第5回本審(特定最賃必要性審議(第2回)、必要性答申、改正諮問)	8.8(月) 13:00	(予備) 第4回地賃専門部会(金額審議・結審、答申) 第4回本審(部会報告)	
8月				8.9(火) 13:00	(予備) 第5回地賃専門部会(金額審議・結審、答申) 第5回本審(部会報告)	
				8.19(金) 15:00		第2回小委員会(必要性審議、参考人意見聴取等)
8月				8.22(月) 13:30		第3回小委員会(必要性審議、参考人意見聴取、結審)
	8.25	第6回本審(地賃異議諮問・審議、答申、地賃部会)		8.23(火) 10:30	第4回本審(地賃異議諮問・審議、答申)	第4回本審(必要性諮問、答申、改正諮問)
9月	9.27		第1回特定最賃合同専門部会(部会長選出、日程調整、審議の公開について)	9月下旬		第1回特定最賃合同専門部会(部会長選出、日程調整、審議の公開について)
	10.4	第2回電機専門部会(金額審議)				
10月	10.5	第2回紙・パ専門部会(金額審議)				
	10.11	第2回船舶専門部会(金額審議)				(金額審議)
	10.12	第2回はん用機械専門部会(金額審議)				第2・第3回紙パ専門部会
	10.13	第3回紙・パ専門部会(金額審議・採決)				第2・第3回はん用機械専門部会
	10.15	第2回各商専門部会(金額審議)				第2・第3回電気専門部会
	10.19	第3回はん用機械専門部会(金額審議・採決)				第2・第3回船舶専門部会
	10.21	第3回各商専門部会(金額審議・結審、答申)				第2・第3回各商専門部会
	10.22	第3回電気専門部会(金額審議・結審、答申)				
	10.25	第3回船舶専門部会(金額審議・結審、答申)				
	10.26	第7回本審(部会報告・採決、紙・パ・はん用機械答申)		10月26日		第5(～7)回本審 特定最賃答申
11月		特定最賃異議審なし		11月中旬 (～11.15)		第6(～8)回本審 特定最賃異議審
12月	12.24	第2回公益委員会(総括)	第2回公益委員会(総括)	12月	第2回公益委員会(総括)	第2回公益委員会(総括)
1月						
2月						
3月	3.28		第8回本審(特賃部会廃止、次年度意向確認)	3月		第6～9回本審(特賃部会廃止、次年度意向確認)

**令和4年度愛媛地方最低賃金審議会
特定最低賃金改正の必要性に係る審議フローチャート（案）**

昭和63年10月13日付け基賃発第24号

3月1日

申出の意向表明



法第15条①、則第10条第1項

(7月1日までに)

改正の決定の申出



6月30日

15:30～

第1回最低賃金審議会

小委員会の設置、小委員会委員の選出

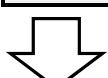


7月25日

13:30～

第1回小委員会

委員長等の決定、公開について、申出書形式審査結果説明、申出書の説明、業種ごとに必要性有りに異論がないか確認、参考人招致の意向確認と業種ごとに審議日等を検討。



8月19日

15:00～

第2回小委員会

各業種ごとに必要に応じて参考人を招致し審議
必要性の有無について異論がないか確認



8月22日

13:30～

第3回小委員会

各業種ごとに必要に応じて参考人を招致し審議
必要性の有無について結審



法21条、15条②

8月23日

10:30～

第4回本審（異議審に併せて）

改正の必要性諮問

小委員会報告発表

改正の必要性答申

特定最賃金額改定について調査審議の諮問

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)(閉庁日を含めれば8月7日(日))までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(月)		8月16日(火)		8月26日(金)		9月25日(日)
8月2日(火)		8月17日(水)		8月29日(月)		9月28日(水)
8月3日(水)		8月18日(木)		8月30日(火)		9月29日(木)
8月4日(木)		8月19日(金)		8月31日(水)		9月30日(金)
8月5日(金)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月6日(土)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月7日(日)		8月22日(月)		9月1日(木)		10月1日(土)
8月8日(月)		8月23日(火)		9月2日(金)		10月2日(日)
8月9日(火)		8月24日(水)		9月5日(月)		10月5日(水)
8月10日(水)		8月25日(木)		9月6日(火)		10月6日(木)
8月11日(木)		8月26日(金)		9月7日(水)		10月7日(金)
8月12日(金)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月13日(土)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月14日(日)		8月29日(月)		9月8日(木)		10月8日(土)
8月15日(月)		8月30日(火)		9月9日(金)		10月9日(日)
8月16日(火)		8月31日(水)		9月12日(月)		10月12日(水)
8月17日(水)		9月1日(木)		9月13日(火)		10月13日(木)
8月18日(木)		9月2日(金)		9月14日(水)		10月14日(金)
8月19日(金)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月20日(土)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月21日(日)		9月5日(月)		9月15日(木)		10月15日(土)
8月22日(月)		9月6日(火)		9月16日(金)		10月16日(日)
8月23日(火)		9月7日(水)		9月20日(火)		10月20日(木)
8月24日(水)		9月8日(木)		9月21日(水)		10月21日(金)
8月25日(木)		9月9日(金)		9月22日(木)		10月22日(土)
8月26日(金)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月27日(土)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月28日(日)		9月12日(月)		9月26日(月)		10月26日(水)
8月29日(月)		9月13日(火)		9月27日(火)		10月27日(木)
8月30日(火)		9月14日(水)		9月28日(水)		10月28日(金)
8月31日(水)		9月15日(木)		9月29日(木)		10月29日(土)
9月1日(木)		9月16日(金)		9月30日(金)		10月30日(日)
9月2日(金)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月3日(土)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月4日(日)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月5日(月)		9月20日(火)		10月3日(月)		11月2日(水)
9月6日(火)		9月21日(水)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月7日(水)		9月22日(木)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月8日(木)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)(閉庁日を含めれば8月7日(日))までに
答申要旨を公示する必要がある。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月9日(金)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月10日(土)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月11日(日)		9月26日(月)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月12日(月)		9月27日(火)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月14日(水)		9月29日(木)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月27日(木)		11月26日(土)
10月3日(月)		10月18日(火)		10月28日(金)		11月27日(日)
10月4日(火)		10月19日(水)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月9日(日)		10月24日(月)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月10日(月)		10月25日(火)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月15日(土)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月14日(月)		12月14日(水)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**※10月1日(土)発効とするためには、8月5日(金)(閉庁日を含めれば8月7日(日))までに
答申要旨を公示する必要がある。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月18日(火)		11月2日(水)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月24日(木)		12月24日(土)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(木)		9月16日(金)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月2日(金)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月3日(土)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月4日(日)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月5日(月)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月6日(火)		9月21日(水)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月7日(水)		9月22日(木)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月8日(木)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月9日(金)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月10日(土)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月11日(日)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月12日(月)		9月27日(火)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月14日(水)		9月29日(木)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月27日(木)		11月26日(土)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月28日(金)		11月27日(日)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月3日(月)		10月18日(火)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月4日(火)		10月19日(水)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月9日(日)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月10日(月)		10月25日(火)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月14日(月)		12月14日(水)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月15日(土)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月18日(火)		11月2日(水)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月24日(木)		12月24日(土)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月25日(金)		12月25日(日)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月28日(月)		12月28日(水)
10月28日(金)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月29日(土)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月30日(日)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月31日(月)		11月15日(火)		11月30日(水)		12月30日(金)
11月1日(火)		11月16日(水)		12月1日(木)		12月31日(土)
11月2日(水)		11月17日(木)		12月2日(金)		1月1日(日)
11月3日(木)		11月18日(金)		12月5日(月)		1月4日(水)
11月4日(金)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月5日(土)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月6日(日)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月7日(月)		11月22日(火)		12月7日(水)		1月6日(金)
11月8日(火)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月9日(水)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月10日(木)		11月25日(金)		12月9日(金)		1月8日(日)
11月11日(金)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月12日(土)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月13日(日)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月14日(月)		11月29日(火)		12月13日(火)		1月12日(木)
11月15日(火)		11月30日(水)		12月14日(水)		1月13日(金)
11月16日(水)		12月1日(木)		12月15日(木)		1月14日(土)
11月17日(木)		12月2日(金)		12月16日(金)		1月15日(日)
11月18日(金)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月19日(土)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月20日(日)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月21日(月)		12月6日(火)		12月20日(火)		1月19日(木)

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月22日(火)		12月7日(水)		12月21日(水)		1月20日(金)
11月23日(水)		12月8日(木)		12月22日(木)		1月21日(土)
11月24日(木)		12月9日(金)		12月23日(金)		1月22日(日)
11月25日(金)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月26日(土)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月27日(日)		12月12日(月)		12月26日(月)		1月25日(水)
11月28日(月)		12月13日(火)		12月27日(火)		1月26日(木)
11月29日(火)		12月14日(水)		12月28日(水)		1月27日(金)

2022年 2月25日

愛媛労働局
局長 滝原章夫 様

コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク
共同代表

佐藤正剛 鶴丸周一郎 笠井弘子 寺山早苗
〒136-0071 江東区亀戸 7-8-9 松甚ビル 2F
下町ユニオン内
TEL : 03-3638-3369 FAX : 03-5626-2423
(担当) 事務局長 岡本哲文

愛媛地域合同労働組合（えひめユニオン）
執行委員長 鈴木義博
〒790-0813 愛媛県松山市萱町2丁目1-2
黒光ビル205
TEL 089-924-2497 FAX 089-923-0733
(担当) 書記長 栗林周次

要請書

日頃からのご活躍に敬意を表します。
当労働組合は、コミュニティ・ユニオン全国ネットワークに加盟し、愛媛を中心に活動している個人加盟の合同労働組合です。

当組合の上部団体、コミュニティ・ユニオン全国ネットワークは、北海道から鹿児島までの78のコミュニティ・ユニオン、2万人が参加する個人加盟の労働組合のネットワークです。

全国各地で「あらゆる働き方に権利を！」を掲げて、パートタイム労働者や派遣労働者、外国人・移住労働者など非正規雇用労働者をはじめ働く者の労働相談や組合づくり、権利運動に力を入れて取り組んでいます。毎年、厚生労働省への要請行動では全国各地からの組合員の要望・声を紹介議員と共に届けしております。

私たちは、この度、多くの議論の中で高い注目を集める最低賃金の審議に関し、以下のとおり要請致しますので、趣旨ご理解の上、誠意あるご対応をお願い致します。

記

1. 最低賃金審議会の開催、意見書や異議申し出の扱い、審議会委員の推薦公示など、最低賃金審議会に関する重要事項はすべてホームページに掲載すること。

2. 最低賃金審議会委員の任命基準を明らかにすること。
3. すべての事業所において雇用する労働者に対して、地域最低賃金の周知義務があること、特に特定最低賃金が適用される事業所においては派遣を含む当該事業所に働くすべての労働者に周知義務があることを徹底するための対策を講じること。
4. 日本政府も批准している ILO131 号条約及び 135 号勧告には、最低賃金水準の決定にあたり考慮すべき要素として、「労働者と家族の必要」とあるが、「生活保護との整合性」において、審議会で比較しているのは若年単身者の生活保護基準である。ILO の基準に依拠すること。
5. 金額審議を行う小委員会が非公開となっているため、答申に対する異議申し出が中身のないものにならざるを得ない。完全公開すること。
また、少なくとも議事録が答申後速やかに公開されれば、それに基づき異議申し出ができることから、答申後 4～5 日程度で議事録の公開をすること。
6. 貴局管内での 2021 年の監督総件数、最低賃金法違反に関する監督件数と結果、同違反に関する送検件数を明らかにすること。
7. フリーぺーパーなど求人広告を行う事業者に対し、最低賃金法違反の求人情報を掲載しないよう指導を徹底すること。
8. 審議会の傍聴席に制限を設けず、希望者全員の傍聴を認めること。

以上

局長 潑原章夫 殿

「JAL不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円実現」に関する申し入れ

貴職のご発展に敬意を表します。

私たちは「JAL 不当解雇撤回と全国一律最賃 1500 円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。

私たちは格差と貧困を解決するために「8時間働けば人間らしい生活ができる社会」をスローガンに、最低賃金を大幅に引き上げる取り組みを進めています。また、12年目に突入した JAL（日本航空）の 165 人不当解雇撤回闘争を支援し、その世論喚起にも努力しているところです。

さて、コロナ禍で解雇、雇止め、自殺者が急増しています。この背景には、コロナ倒産、閉店、休業が続発する現実があり、低賃金で働く 2000 万人非正規労働者（平均年収 170 万円、1200 万人がワーキングプア）の多くが「結婚できない」、「子どもが作れない」、「働けない」、「子どもにごはんを食べさせられない」、「休業補償が受けられない」という悲惨な生活、労働実態があります。

しかし非正規労働者の労働組合組織率は数%に過ぎず、生活改善はもっぱら最低賃金の引き上げを待つほかありません。にもかかわらず貴職は本年 3 月に予定していた最低賃金制度の見直しに関する答申を関係者に何の説明もなく突如、来年に延期し、多くの労働者の期待を裏切りました。決して許される行為ではありません。私たちは貴職に事の顛末を明らかにするとともに関係者をはじめ国民に謝罪することを求めます。

また、JAL 解雇争議の早期解決については、貴職の努力にもかかわらず、昨年は全く進展を見ることができませんでした。不当労働行為を行って解雇を正当化した JAL が解雇者の処遇をいたずらに弄ぶ仕業は、労使関係の健全な発展をないがしろにするものです。それは労使関係の健全な発展を指導し、構築する貴職の職責を著しく汚すものです。JAL 争議の早期解決について、引き続き JAL 当局を厳しく指弾されることを望みます。

以上、標記の課題について別紙「JAL 解雇撤回と最賃 1500 円を実現する要請書」のとおり申し入れますので誠意ある回答、見解を示されるようお願いします。

2022年5月20日

JAL 不当解雇撤回・最賃 1500 円実現四国キャラバン実行委員会

共同代表・中川孝文（JAL闘争支援四国共闘会議議長）

共同代表・谷英樹（最低賃金の大幅引き上げ CP 委員会四国代表委員）

愛媛労働局
局長瀧原 章夫 殿

JAL不当解雇撤回と最賃1500円を実現する要請書

貴職のご発展に敬意を表します。

さて、私たち「JAL不当解雇撤回と全国一律最賃1500円の実現を求める四国キャラバン実行委員会」でございます。いま私たちの周りでは貧困と格差が拡大し、自死やDV、過労死、少子高齢化が大きな社会問題となっています。その最大の要因は、いまや2000万人を超えたといわれる非正規労働者の無権利・低賃金問題です。私たちはこの問題の解決には最低賃金の大幅な引き上げが最も有効であると考えています。

また、JAL不当解雇撤回問題は、別紙「日本航空の解雇争議の早期全面解決を求める要請書」のとおり JAL 日本航空の労働組合に対する極めて不誠意で悪質な態度に大きな問題があると考えています。「なぜなら不当労働行為を行い、会社をして「解雇の必要性がなかった」（稻盛和夫元JAL会長）と認めながら165人の解雇を撤回しないからです。JALの行為は、解雇権の濫用であり、労働組合の弱体化を狙うもので断じて許すことはできません。

つきましては標記に関して、下記のとおり要請いたしますので、貴職の誠意ある回答、並びにご見解を示されるようお願い致します。

記

1. 貴職の職責を活かし JAL 日本航空に、JAL闘争団との誠意ある団体交渉を開催するよう要請するとともに、JAL解雇争議の早期解決を図るよう指導すること。
2. 最低賃金を1500円に引き上げ、生活保護基準以上とすること。
3. 最低賃金の地域ランク制を廃止し全国一律とすることし。また生涯2000万円にも達する地域格差をなくすとともに、コロナ禍で鮮明となった東京一極集中の弊害を是正すること。
4. 最低賃金の引き上げに伴う中小企業の経営圧迫には税負担、社会保険料の減免など政府支援を手厚く行うこと。
5. 中央、地方の最低賃金審議会の開催日の周知徹底と公開原則を審議会だけでなく、専門部会にまで拡充すること。
6. 最賃審議委員は全ナショナルセンターから最低1人は選出できる仕組みにすること。
7. 本年3月に行う予定であった最低賃金制度の見直しを関係者に何の周知もなく来年に延期し、関係者や国民の期待を大きく裏切ったことについて謝罪すること。

2022年5月20日

JAL不当解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン実行委員会
共同代表・中川孝文（JAL闘争支援四国共闘会議議長）
共同代表・谷英樹（最低賃金の大幅引き上げCP委員会四国代表委員）
以上

5 (別紙) 日本航空の解雇争議の早期全面解決を求める要請書

2010年大晦日に日本航空が行なった165名のパイロットと客室乗務員165名の不当解雇から争議は12年の長期に及んでいます。日本航空が2011年7月航空局へ提出した安全報告書によると更生計画に定めた人員削減目標は超過達成(パイロット60名、客室乗務員382名)しており、この点からも解雇は必要なかったことが明々白々です。経営上も2010年度は1586億円もの営業利益を上げており、当時最高経営責任者であった稻盛和夫氏が「解雇は必要なかった」と公言された通りです。

しかし、未だに争議が解決しない要因は、日本航空経営陣の無責任体質・先送り体質、そして最高裁でも憲法28条違反と断罪(2016年9月)された不当労働行為にみられる労組敵視政策にあります。つきましては下記の事実を踏まえ、一日も早い争議解決のため貴職が積極的に関与され日本航空を指導して頂くよう強く要請致します。

記

1. 4度にわたるILO勧告(2012.6、2013.10、2015.11、2018.11)は、「解決するまで完全かつ率直な討議が維持される」ことを繰り返し求めている。
2. 国会での各大臣発言など
 - ・塩崎厚労大臣(2015.4 当時)
「労使が自主的に解決へ向けて努力をしなければならない」
 - ・石井国交大臣(2016.10 当時)「(最高裁で) 不当労働行為が認められたことは遺憾」「日本航空で適切に対処すべき」
 - ・質問主意書への内閣答弁(2020.12)
「(日本航空)において適切に対処すべきものと考えている」
3. 日本航空経営の発言
 - ・植木社長(2018.1 当時)「私の代で解決したいと思っている」(経営協議会)
 - ・赤坂社長(2018.4)「できるだけ早く解決したいと心から思っている」(経営協議会)
～(2018.5)「整理解雇問題の解決に踏み出す」と労務方針を発表～
 - ・植木会長(2018.6)「組合とも誠心誠意話し合っていく」(株主総会)
 - ・赤坂社長(2019.6)「何とか解決したいと考えている」(株主総会)
 - ・赤坂社長(2020.6)「何としても解決したいという気持ちに全く変わりない」(株主総会)
4. 解雇後の新人採用数
 - ・パイロットは397名が採用され、更に2021.8には外国人を含む既成乗員の採用(2023年度実施予定)と2023年度80名程度の採用予定を発表している。
 - ・客室乗務員は6205名が採用されており、更に2023年度100名程度の採用予定が発表されている。
 - ・被解雇者の優先雇用を謳っているILO166号勧告を日本航空は全く無視しており、国際基準からもこのような不誠実な態度は許されない。

2022年5月20日

JAL不当解雇撤回・最賃1500円実現四国キャラバン実行委員会

共同代表・中川 孝文 (JAL闘争支援四国共闘会議議長)

共同代表・谷 英樹 (最低賃金の大幅引上げCP委員会四国代表委員)

以上

2022年6月6日

愛媛労働局長　瀧原　章夫　殿

日本共産党　愛媛県議会議員　田中克彦

長引く新型コロナでの苦境に加え物価高騰等、国民生活への影響が広がるなか、地方での最低賃金引き上げや雇用維持・確保等への取り組みを強化いただくことを求める要請書

コロナ禍2年余に渡り、各種支援や労働者の擁護等に尽力されてきたことに敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策と、社会経済活動の両立への努力がすすんでおりますが、これが中断することのないよう期待もするものです。ただ、この2年以上に渡る地域経済と雇用の状況からすれば、雇用調整助成金等の国支援策により辛うじて、大きな穴が開く事態は避けられてきましたが、現在でも綱渡りのような現状であり、楽観できるものではありません。

また、この苦境から脱する前に、原油価格の高騰、円安、原材料価格をはじめ物価高が追い打ちをかけており、欧米主要国と比較しても、賃金があがらず、“もろく弱い経済”を露呈しているように思われます。地方にとっては、さらに窮地となる前に、実効性ある支援が求められると考えます。

物価高騰による国民生活への影響が今後さらに危惧されるもとで、最低賃金の引き上げ、とりわけ、中小企業でこそ、それが切実になっていると考えます。「愛媛県の最低賃金額の大幅な引き上げ並びに全国一律最低賃金制度の実施を求める」愛媛弁護士会会长声明でも、こうした指摘がされてきました。この際、経済団体等が要望される社会保険料減免や消費税減税や、私どもは内部留保課税導入で中小企業の賃上げの原資にと提言しておりますが、コロナ苦境に続く、物価高騰から地域経済と雇用を守るために、貴職の引き続くご尽力を切に要望するものです。

記

1. 物価高騰からくらしを守るため、時給1,500円をめざしつつ、当面急いで、どこでも最低賃金は、時給1,000円へ引き上げをはかっていただくこと。あわせて、本格的な中小企業支援としての社会保険料減免や消費税減免など本省に強く求めていただくこと。
2. 新型コロナに加え物価高騰による、県内経済や雇用維持への影響を、関係団体等との意見交換など含め見極めつつ、雇用調整助成金等の特例措置について、本省に求めていただくこと。
3. 男女の賃金格差が県内企業で、どう是正されて来たのかを県民に示していただくとともに、今後も、男女の賃金格差は正に実効性ある対応を検討し、是正に取り組んでいただくこと。こうしたことを含め、ジェンダー平等を、さらに促進していただくこと。
4. 2023年3月卒業見込の高校生の県内就職活動、大学生就職、学生アルバイト支援について、県や各団体と連携しつつ、県内就職、採用が促進されるよう、強めていただくこと。
5. 大学生に対し、コロナ禍においてアルバイト先での未払いがないか、あるいは「ブラックバイト」のような実態はないかなど、Webを含めた実態調査、大学での出張相談等の取り組み再開なども視野に、ご検討いただくこと。
6. コロナ禍で影響を受けた女性や非正規雇用者への解雇や離職などが、物価高騰を引き金にさらに起きないよう引き続き取り組んでいただくとともに、離職者への就職支援・生活支援も重視いただくこと。
7. 障がい者雇用の目標数値を上回る積極的な採用を、促進していただくこと。
8. 休業支援金等、改めて制度の周知をはかるようご検討いただくこと。

以上

2022年6月9日

愛媛労働局 局長 滝原 章夫 様
 愛媛地方最低賃金審議会 会長 森本 明宏 様

全労連四国地区協議会
 議長 筒井 敬三

最低賃金の大幅引き上げと審議会の完全公開を求める要請

日頃より、労働者権利の遵守に向けたご努力に敬意を表します。新型コロナウイルス感染症は、「第6波」という形で日本社会を襲い、国民のいのちとくらしを脅かしています。厚生労働省の雇用調整助成金、社会福祉協議会の緊急小口貸付や困窮者自立支援制度、自治体の支援策など、日本全体が持てる力を結集させ、国民や労働者、企業の支援でこの困難を乗り切ろうとしています。

このような状況の中で、最低賃金には従来の「セーフティーネット」という役割を越え、エッセンシャルワーカーの確保、都市部への人口流出の歴止め、地域経済の底上げなどの日本社会にとって重要な役割を担う制度であると認識しています。しかし実際には、最低賃金が地域間格差を広げるとともに、都市部への人口流出を助長するとともに、エッセンシャルワーカーを低い賃金へと抑え込んでいるのが現状です。

本来であれば、地方最低賃金審議会にて、最低賃金の役割や地域経済への影響などが議論されるべきですが、現行の審議会は核となる専門部会等が非公開とされており、その内容を県民が知ることはできません。審議会でどのような議論がされているのかが分からぬ中で、結局は中央最低賃金審議会の目安にいくら上乗せをするかという議論に終始する姿しか県民には見えていないというのが現状です。公的な審議会であり、「原則公開」が明記されているにもかかわらず、公開に向けた議論がされていないのは、審議会の閉塞性を端的に表しています。

最低賃金をめぐる課題を取り除き、公正な審議会運営と最低賃金の役割強化の視点から、以下の項目を要請いたします。

記

1. 全国一律の最低賃金制度の創設、時間額1500円以上となるよう議論を進めてください。
2. 最低賃金近傍（最低賃金×1.15倍）で働くエッセンシャルワーカーについて、その業種と人数、割合を示してください。
3. 業務改善助成金の利用状況（過去5年分）と制度の課題についてお聞かせください。



4. 最低賃金引上げにかかわり、中小企業支援の抜本的拡充を政府へ上申してください。特に、以下の「社会保険料の減免・軽減措置」については、審議会でも取り上げ、審議会からも政府へ求めてください。
 - ①健康保険料の負担軽減（事業主負担のうち25%を国が負担する）
 - ②年金保険料の負担軽減（中小企業の保険料・使用者負担分を一律50%国が負担する）
 - ③介護保険料の負担軽減（中小企業の使用者負担分25%を国が負担する）
 - ④労災保険料を国の負担とする
 - ⑤雇用保険料の負担軽減
5. 2022年4月から9月の間に0.05%（事業主負担分）、2022年10月から2023年3月の間に0.2%（労働者・事業主負担）引き上げられる雇用保険料の改悪を中止し、国による負担を求めてください。
6. 人事院が試算する標準生計費は、変動の大きさとともに生計費の実態を反映していません。標準生計費試算方法の見直しを求めてください。
7. 審議会の運営規定を順守し、非公開とする以下の理由に対し、公開に向けた具体的な対策を検討するとともに、現時点での対策案をお聞かせください。
 - ①個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある
 - ②個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある
 - ③率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある
8. 審議会の傍聴人数について、上限を撤廃するとともに、オンラインでの傍聴を可能にしてください。

以上

地域間では年収40万円の賃金格差!

でも、地方も首都圏も生計費はいっしょ!



沖縄

月額24.6万円必要
最低賃金820円

東京

全国一律最低賃金1,500円が必要!

コロナ禍でもコロナ禍でなくたって 私たちはツーに暮らしたい!

私たちが全国4万5千人余りを対象にした最低生計費試算調査によれば若者（25歳単身者）が自立して人間らしい生活をするうえで必要な生計費は、どの都道府県でもほぼ変わらず月額で24万円前後、時間額にすると1,500円以上という結果となりました。

最低生計費の暮らしとは、ガマンにガマンを重ねる生活ではありません。7割の人が持っているものを必需品として、栄養のある食事、T P Oにあつた服装、リフレッシュや良好な人間関係を維持するための外食や娯楽など、心身の健康や人の尊厳を守れる「普通の暮らし」です。

私たち労働組合は最低賃金を全国一律にし、1,500円へ引き上げることを求めていきます。皆さんも私たちと一緒に声をあげましょう。

地域間格差をなくそう!

昨年改定された最低賃金は820円から1,041円でその格差は221円です。
月150時間労働の場合、年収では約40万円の格差になります。



だれもが、平和で、人間らしく働き、暮らせる社会へ

なぜ最賃アップが必要なの？それは…

人間らしい生活と仕事の土台だから

物価上昇の中で暮らしを支える「最低賃金」の大幅引き上げを！



※全労連調べ(2022年4月時点)

最低賃金の引き上げ率を上回る値上げ

この春から電気やガス料金のほか、食品や生活必需品が続々と値上げ…。背景には石油や小麦など燃料や原材料価格の高騰があります。ロシアによるウクライナ侵略によって、天然ガスや小麦などは今後も価格上昇が続くと予測されています。最低賃金は昨年、平均で3.1%引き上げられましたが、物価や社会保険の負担はそれを上回る勢いで上がっています。

労働組合に入って賃金と労働条件を改善しよう

物価高のなかで私たちの暮らしを支えるためには「賃上げ」が必要です。

賃金は、経営者（使用者）の善意で上がるものではありません。私たち働く人自身が「賃金上げろ」「休みを増やせ」の声をあげなければ実現できません。そのため「労働組合」があります。労働組合に入って賃金と労働条件を改善しませんか？

中小企業への支援で、地域経済の活性化を

最低賃金の大幅な引き上げは、労働者の購買力を高め、地域経済の活性化につながります。最低賃金を1,500円に引き上げると、家計消費が16.3兆円、国内生産が43兆円増えると試算されています（労働総研「2022春闘提言」）。

私たちは、最低賃金の引き上げに必要な中小企業支援策を「提言」としてまとめ、中小企業団体との懇談をすすめています。

直接支援

- ① 助成金の支給
- ② 社会保険料の減免

公正取引

- ① 適正取引の実現
- ② 独占禁止法の改正
- ③ 下請代金支払遅延法の履行確保と法改正

地域循環

- ① 社会保障分野の中小企業支援
- ② 有効需要の創出
- ③ 公契約法の制定など

もっと詳しく知りたい方はコチラから！



令和4年6月16日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本明宏 殿

愛媛弁護士会
会長 吉村紀行

「愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げ及び全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび当会では、令和4年5月27日開催の当会常議員会において「愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げ及び全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を採択いたしました。

つきましては、声明文をご送付いたしますので、本趣旨をご理解の上、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

謹白



愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げ及び 全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした資源価格などの高騰により、物価が上昇している。令和4年5月20日に総務省が発表した消費者物価指数は、前年同月比2.1%の上昇となった。伸び率が2%を超えるのは、消費税が増税された2015年3月以来、7年1か月ぶりである。

一方、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」によると、令和4年3月の働く人1人あたりの現金給与総額は平均で28万6567円である。前年比1.2%上昇したものの、物価変動を反映した実質賃金は0.2%下降している。これは、物価が賃金を上回るペースで上昇しており、家計の負担が増えていることを示している。

今後も、物価の上昇傾向は継続すると見込まれており、大幅な賃金上昇を実施しなければ、家計は圧迫されて、国民の生活環境が厳しくなることは明らかである。賃金の底上げを図るべく、最低賃金額の大幅な引き上げを実施することが不可欠である。

愛媛県の最低賃金時間額は、平成28年（717円）から令和元年（790円）まで、前年比21円、22円、25円、26円と20円以上の引上げを実施してきた。令和2年は、前年比3円に留まったが、令和3年（821円）は前年比28円の引上げとなっている。新型コロナウイルス感染拡大もよる経済への影響が懸念された令和2年を除き、20円以上の引上げを実施している。

しかしながら、最低賃金でフルタイム（1日8時間、週40時間、年間52週）働いたとしても、年収で約170万7680円（821円×40時間×52週）、月収にすると約14万2300円にしかならない。これは、いわゆるワーキングプア水準と呼ばれる年収200万円をはるかに下回っている。この最低賃金の引上げでは、愛媛県内における労働者の生活状況の改善、貧困問題の解消等のためには、は

なはだ不十分である。

日本国内における最低賃金の格差問題も深刻である。愛媛県（821円）は、全国加重平均額の930円を大きく下回り、全国最低額の820円（沖縄県、高知県）と同水準である。愛媛県は、全国最高額である東京都（1041円）と比べて220円も低い。両者の差は、平成30年から令和4年まで、221円、223円、220円、220円と全く縮小していない。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査（2021年全国労働組合総連合）によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。これは、地方では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。

生計費が大きく異ならなければ、より賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れる傾向が強くなり、地方での人口減少、労働力不足の深刻化を招く事態となる。労働力の流出を食い止め、地域経済を活性化させるためにも、最低賃金の地域間格差の縮小が不可欠である。労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度を実現すべきである。

もちろん、最低賃金の引上げにより影響を受ける企業、特に中小企業への配慮は必要である。政府が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように充分な支援策を講じることが必要であり、減税、社会保険料の減免、補助金の交付等により対応すべきである。

当会は、これらを前提として、労働者の健康で文化的な生活を確保しつつ、愛媛県の地域経済の健全な発展を促すためにも、愛媛地方最低賃金審議会に対して、本年度の最低賃金額について、大幅な最低賃金額引上げを内容とする答申を愛媛労働

局長に行なうことを強く求める。また、政府に対して、全国一律最低賃金制度の実施を求めるものである。

2022年（令和4年）6月16日

愛媛弁護士会

会長 吉村 紀行

愛媛県最低賃金

1 適用する地域

愛媛県の区域

2 適用する労働者

前号の地域内の事業場で使用される労働者

3 適用する使用者

前号の労働者を使用する使用者

4 第2号の労働者にかかる最低賃金額

1時間 821円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

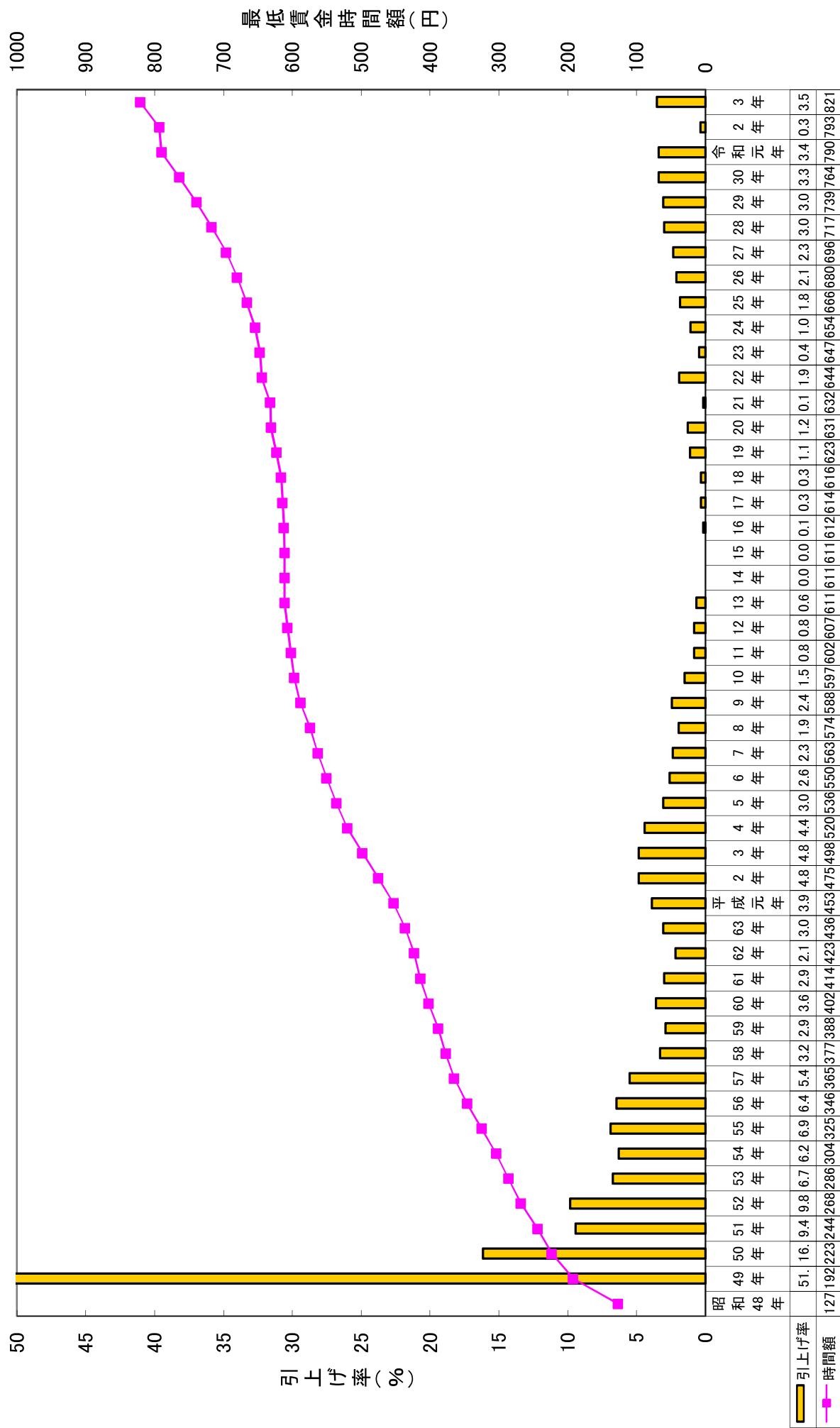
6 効力発生の日

令和3年10月1日

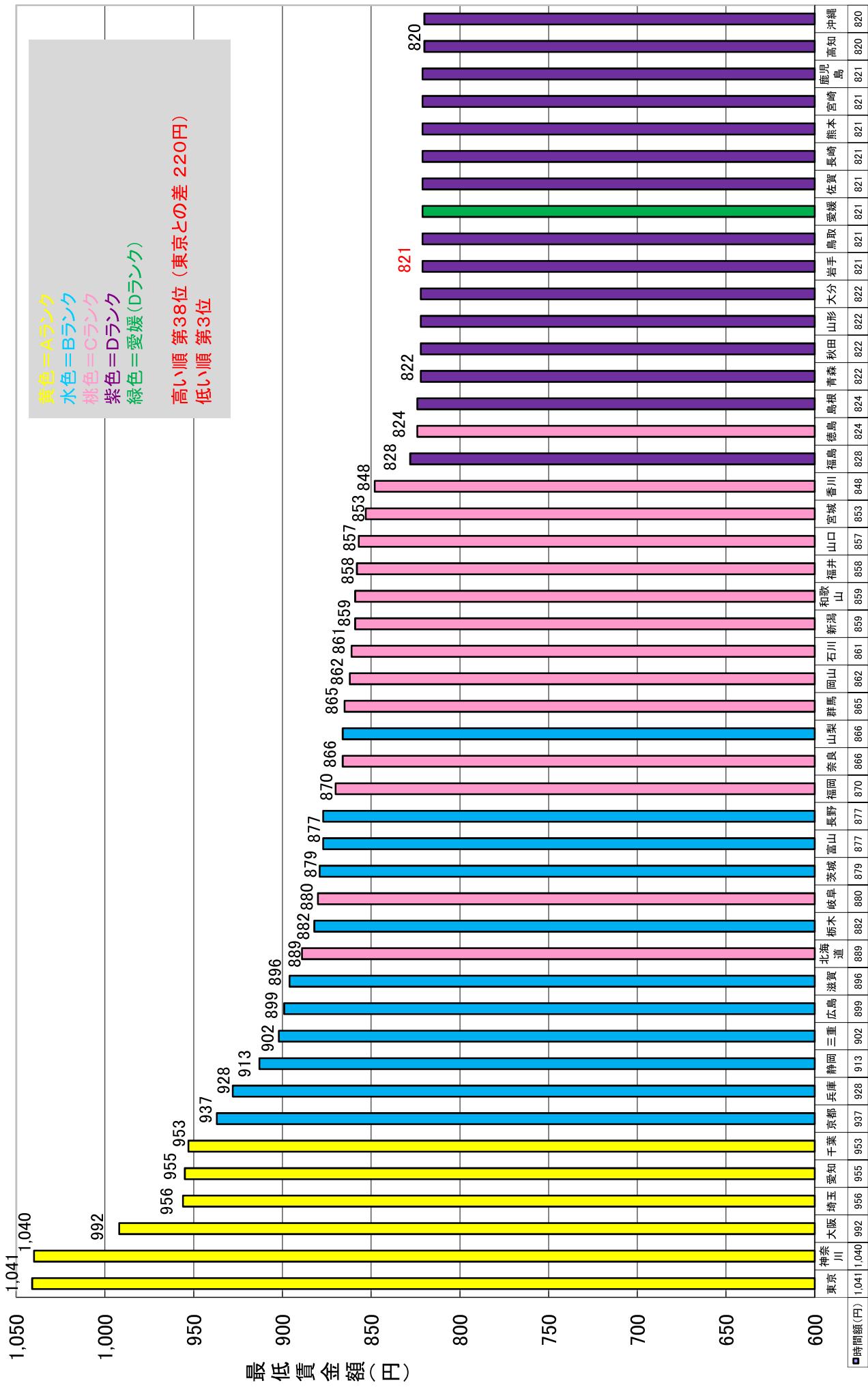
愛媛県最低賃金年次別推移

年 次	改正発効年月日	最低賃金日額推移			最低賃金時間額推移		
		日額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)
昭和48年	昭和48年4月1日	1,015			127		
49年	昭和50年3月3日	1,533	518	51.03	192	65	51.18
50年	昭和51年2月27日	1,780	247	16.11	223	31	16.15
51年	昭和51年11月30日	1,950	170	9.55	244	21	9.42
52年	昭和52年11月6日	2,145	195	10.00	268	24	9.84
53年	昭和53年10月2日	2,285	140	6.53	286	18	6.72
54年	昭和54年10月7日	2,431	146	6.39	304	18	6.29
55年	昭和55年10月3日	2,601	170	6.99	325	21	6.91
56年	昭和56年11月8日	2,769	168	6.46	346	21	6.46
57年	昭和57年10月1日	2,917	148	5.34	365	19	5.49
58年	昭和58年10月1日	3,010	93	3.19	377	12	3.29
59年	昭和59年10月1日	3,103	93	3.09	388	11	2.92
60年	昭和60年10月1日	3,214	111	3.58	402	14	3.61
61年	昭和61年10月1日	3,310	96	2.99	414	12	2.99
62年	昭和62年10月1日	3,382	72	2.18	423	9	2.17
63年	昭和63年10月1日	3,483	101	2.99	436	13	3.07
平成元年	平成元年10月1日	3,623	140	4.02	453	17	3.90
2年	平成2年10月1日	3,796	173	4.78	475	22	4.86
3年	平成3年10月1日	3,982	186	4.90	498	23	4.84
4年	平成4年10月1日	4,152	170	4.27	520	22	4.42
5年	平成5年10月1日	4,283	131	3.16	536	16	3.08
6年	平成6年10月1日	4,386	103	2.40	550	14	2.61
7年	平成7年10月1日	4,486	100	2.28	563	13	2.36
8年	平成8年10月1日	4,582	96	2.14	574	11	1.95
9年	平成9年10月1日	4,685	103	2.25	588	14	2.44
10年	平成10年10月1日	4,770	85	1.81	597	9	1.53
11年	平成11年10月1日	4,813	43	0.90	602	5	0.84
12年	平成12年10月1日	4,852	39	0.81	607	5	0.83
13年	平成13年10月1日	4,885	33	0.68	611	4	0.66
14年	平成14年10月1日	(廃止)			611	0	0.00
15年					611	0	0.00
16年	平成16年10月1日				612	1	0.16
17年	平成17年10月1日				614	2	0.33
18年	平成18年10月1日				616	2	0.33
19年	平成19年10月25日				623	7	1.14
20年	平成20年10月24日				631	8	1.28
21年	平成21年10月1日				632	1	0.16
22年	平成22年10月27日				644	12	1.90
23年	平成23年10月20日				647	3	0.47
24年	平成24年10月24日				654	7	1.08
25年	平成25年10月31日				666	12	1.83
26年	平成26年10月12日				680	14	2.10
27年	平成27年10月3日				696	16	2.35
28年	平成28年10月1日				717	21	3.02
29年	平成29年10月1日				739	22	3.07
30年	平成30年10月1日				764	25	3.38
令和元年	令和元年10月1日				790	26	3.40
2年	令和2年10月3日				793	3	0.38
3年	令和3年10月1日				821	28	3.53

愛媛県最低賃金時間額とその引上げ率の推移に関する2軸グラフ



全国の地域別最低賃金時間額グラフ(令和3年審議後)



令和3年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

資料No.16

ランク	都道府県名	改定後 最低賃金額	改定前 最低賃金額	目安金額	目安比較	採決状況	効力発生日
A	東京	1,041円	1,013円	28円	±0	●(使側一部退席)	10月1日
A	神奈川	1,040円	1,012円	28円	±0	●	10月1日
A	大阪	992円	964円	28円	±0	●	10月1日
A	埼玉	956円	928円	28円	±0	○	10月1日
A	愛知	955円	927円	28円	±0	●	10月1日
A	千葉	953円	925円	28円	±0	●(使側棄権)	10月1日
B	京都	937円	909円	28円	±0	●	10月1日
B	兵庫	928円	900円	28円	±0	●	10月1日
B	静岡	913円	885円	28円	±0	●	10月2日
B	三重	902円	874円	28円	±0	●	10月1日
B	広島	899円	871円	28円	±0	●	10月1日
B	滋賀	896円	868円	28円	±0	●	10月1日
C	北海道	889円	861円	28円	±0	●	10月1日
B	栃木	882円	854円	28円	±0	●	10月1日
C	岐阜	880円	852円	28円	±0	●	10月1日
B	茨城	879円	851円	28円	±0	○	10月1日
B	富山	877円	849円	28円	±0	●	10月1日
B	長野	877円	849円	28円	±0	●	10月1日
C	福岡	870円	842円	28円	±0	●	10月1日
B	山梨	866円	838円	28円	±0	●	10月1日
C	奈良	866円	838円	28円	±0	●	10月1日
C	群馬	865円	837円	28円	±0	●	10月2日
C	岡山	862円	834円	28円	±0	●	10月2日
C	石川	861円	833円	28円	±0	○	10月7日
C	新潟	859円	831円	28円	±0	●	10月1日
C	和歌山	859円	831円	28円	±0	●	10月1日
C	福井	858円	830円	28円	±0	●	10月1日
C	山口	857円	829円	28円	±0	●	10月1日
C	宮城	853円	825円	28円	±0	●	10月1日
C	香川	848円	820円	28円	±0	●	10月1日
D	福島	828円	800円	28円	±0	●(使側棄権)	10月1日
C	徳島	824円	796円	28円	±0	●	10月1日
D	青森	822円	793円	28円	+1	●	10月6日
D	岩手	821円	793円	28円	±0	●	10月2日
D	山形	822円	793円	28円	+1	●	10月2日
D	愛媛	821円	793円	28円	±0	●	10月1日
D	長崎	821円	793円	28円	±0	●	10月2日
D	熊本	821円	793円	28円	±0	●	10月1日
D	宮崎	821円	793円	28円	±0	●	10月6日
D	鹿児島	821円	793円	28円	±0	●	10月2日
D	秋田	822円	792円	28円	+2	●	10月1日
D	鳥取	821円	792円	28円	+1	●	10月6日
D	島根	824円	792円	28円	+4	○	10月2日
D	高知	820円	792円	28円	±0	●	10月2日
D	佐賀	821円	792円	28円	+1	▲	10月6日
D	大分	822円	792円	28円	+2	●	10月6日
D	沖縄	820円	792円	28円	±0	▲	10月8日

(凡例)

採決状況

○:全会一致

●:使用者側反対

○:使用者側一部反対

▲:労働者側反対

△:労働者側一部反対

令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



概要

※申請期限: 令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10(※3)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5(※3)
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5(※3)
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5(※3)
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

お問い合わせ先

- 「業務改善助成金センター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440 (受付時間 平日8:30~17:15)

申請先

【申請先】愛媛労働局 雇用環境・均等室

電話 089(935)5222 〒790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階

働き方改革推進支援資金

- 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

～業務改善助成金の活用事例～

事例1 デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・機材を導入して売上を拡大

【企業概要】 【所在地】愛知県 【従業員数】5人 【事業内容】飲食業

課題と対応

店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売増と業務効率化を検討した。

実施概要

デリバリー販売を拡大し、揚げ物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。

デリバリーの注文数を増やす、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい（総務担当者）



実施結果

コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話応対がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理することができるようになった。

成果

デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

事例7 理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】 【所在地】京都府 【従業員数】2人 【事業内容】理容業

課題と対応

会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要

会計時の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、助成金を活用して理容店専用の業務システムを導入した。

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい（代表者）



実施結果

業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかける時間を増やすことができた。

成果

機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

◆ 令和4年度も引き続き特例コースを実施します。

(申請期限: 令和4年7月29日(金)まで)

「業務改善助成金特例コース」のご案内

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

※ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までに遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費（=関連する経費）についても助成対象として拡充されます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります。）

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により※、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

助成額・助成率	助成額	助成率
	最大100万円	3／4 ※対象経費の合計額×補助率3／4

助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

特例コースの活用

ご利用の流れ

「交付申請書・事業実施計画など」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出
(締切は令和4年7月29日(金))^{*1}

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組み^{*2}を実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払請求を提出

支 給

*1 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。
また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

*2 交付決定前に行った設備投資等は助成対象となりません。

助成額の上限

上限額	引き上げ労働者数	1人	30万円
		2人～3人	50万円
		4人～6人	70万円
		7人以上	100万円

■助成金の要綱・要領や、申請書の記載例を掲載している「申請様式」等は、こちらからダウンロードできます。



特例コースの活用例（「関連する経費」の助成対象の拡充）

生産性や労働能率の向上を図るために特例コースの活用例を紹介します。

	デリバリーサービスを拡大	サテライトオフィスを設置
A 生産性向上等に役立つ設備投資等	飲食店でデリバリーサービスを拡大するに当たり、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入	サテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整備するため、テレワーク関連機器を新たに導入
B 関連する経費	これまでの店舗内飲食だけでなく、さらにデリバリー・サービスを拡大したことと幅広く周知するために、広告宣伝（広告宣伝費）を実施	テレワーク関連機器の導入に合わせて、コピー機、プリンター、事務机・椅子等も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備
成果	配達の効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上	オフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務効率化が図られ、生産性が向上

お問い合わせ先

業務改善助成金センター

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日8:30～17:15)

ご不明な点やご質問等について、お気軽にお問い合わせください。

【申請先】愛媛労働局 雇用環境・均等室

電話 089(935)5222 〒790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階





愛媛県内経済情勢報告

令和4年4月



財務省
松山財務事務所

愛媛県内経済情勢報告

	前回(4年1月判断)	今回(4年4月判断)	前回比較	総括判断の要点
総括判断	新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、持ち直しつつある	新型コロナウイルス感染症の影響がみられるなか、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている		個人消費は、ドラッグストアで順調となっているものの、乗用車の新車登録・届出台数で前年を下回っていることや、観光で弱い動きどくなっていることから、全体としては、感染症の影響により、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている。 生産活動は、汎用・生産用機械や化学で持ち直しつつあるものの、パルプ・紙で持ち直しに向けたテンポが緩やかになっていることや、輸送機械で弱含んでいることから、全体としては持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている。 雇用情勢は、感染症の影響がみられるものの、緩やかに持ち直しつつある。

〔先行き〕

先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直していくことが期待される。ただし、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、感染症による影響を注視する必要がある。

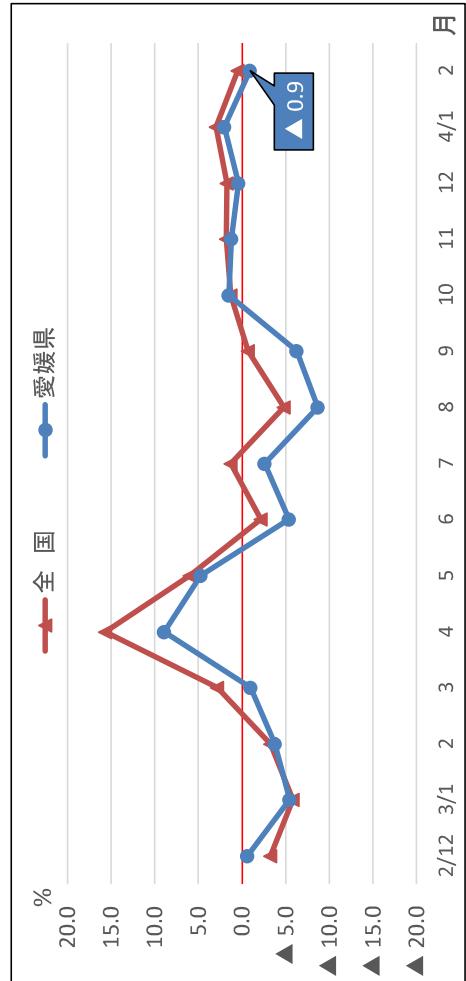
	前回(4年1月判断)	今回(4年4月判断)	前回比較
個人消費	感染症の影響がみられるものの、持ち直しつつある	感染症の影響により、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている	
生産活動	持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている	持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている	
雇用情勢	感染症の影響がみられるものの、緩やかに持ち直しつつある	感染症の影響がみられるものの、緩やかに持ち直しつつある	
公共事業	前年度を下回っている	前年度を下回っている	
住宅建設	前年を上回っている	前年を下回っている	
設備投資	3年度は前年度を上回る見込みとなっている	3年度は前年度を上回る見込みとなっている	

※4年4月判断は、前回1月判断以降、4月に入つてからの足下の状況までを含めた期間で判断している。

個人消費

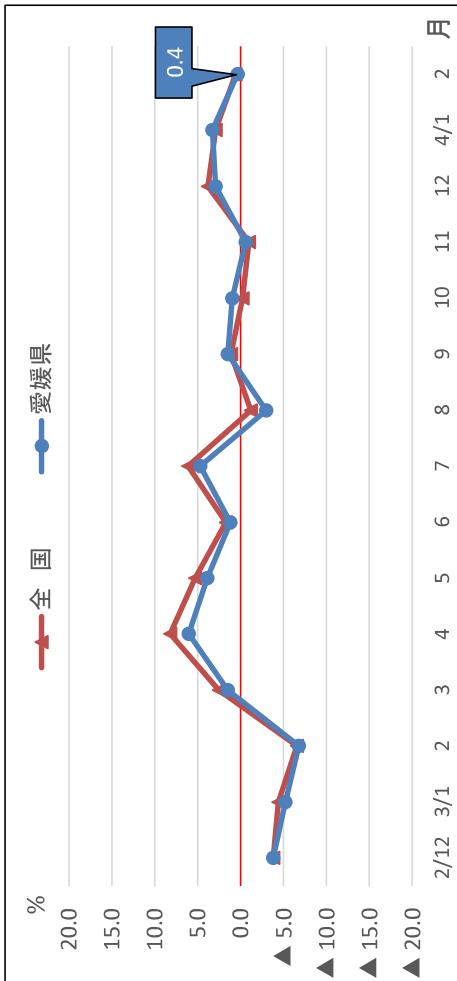
感染症の影響により、持ち直しに向けたテンポが緩やかにな
っている

〔百貨店・スーパー販売状況(前年同月比)〕 (注)全店舗ベース



【出所】経済産業省、四国経済産業局

〔コンビニエンスストア販売状況(前年同月比)〕



〔愛媛県内地域経済に関する生の声〕

「百貨店・スーパー」

○年始は帰省客需要があり順調であったが、1月中旬以降に感染者数
が再び増加したため、衣料品が減速した。

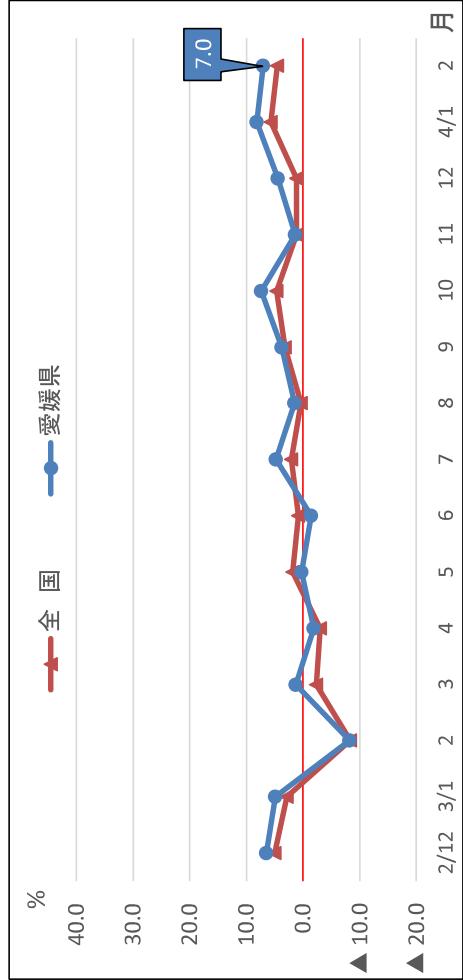
「コンビニエンスストア」

○引き続き、外で飲酒する機会が減少していることで、家飲みに支出が
向けられており、高価格帯の酒類が動いている。

【出所】経済産業省、四国経済産業局

個人消費

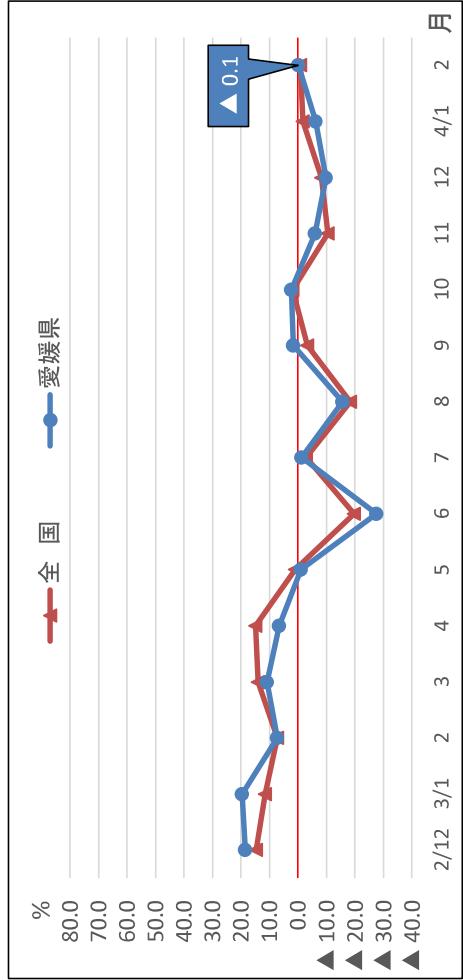
〔ドラッグストア販売状況(前年同月比)〕



- ドラッグストアは、飲食料品や衛生用品に動きがみられることがから、全体としては順調となっている。
- 家電大型専門店は、冷蔵庫や洗濯機に動きがみられることがから、全体としては底堅いものとなっている。

【出所】経済産業省、四国経済産業局

〔家電大型専門店販売状況(前年同月比)〕

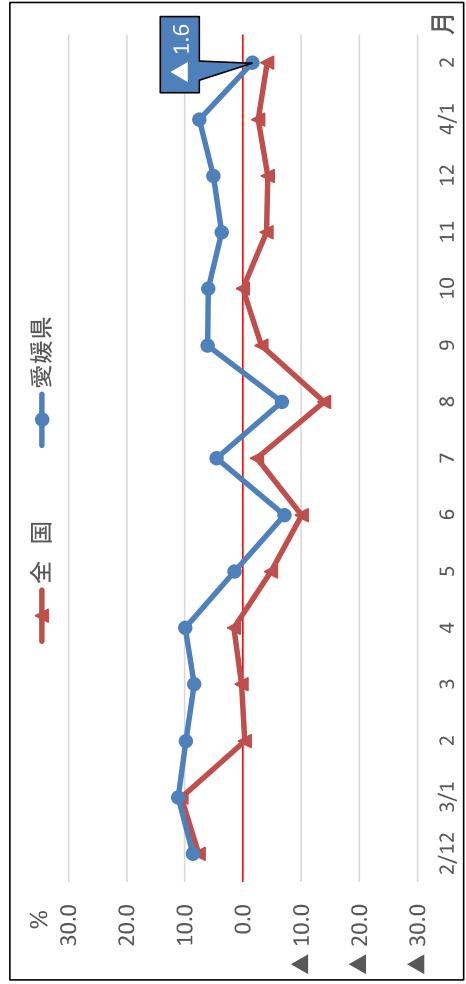


〔愛媛県内地域経済に関する生の声〕

- 『ドラッグストア』
○オミクロン株の感染拡大を受けて、マスク等の衛生用品やうがい薬が伸長した。
- 『家電大型専門店』
○大型・高付加価値商品の冷蔵庫や洗濯機の売れ行きがよかつた。

個人消費

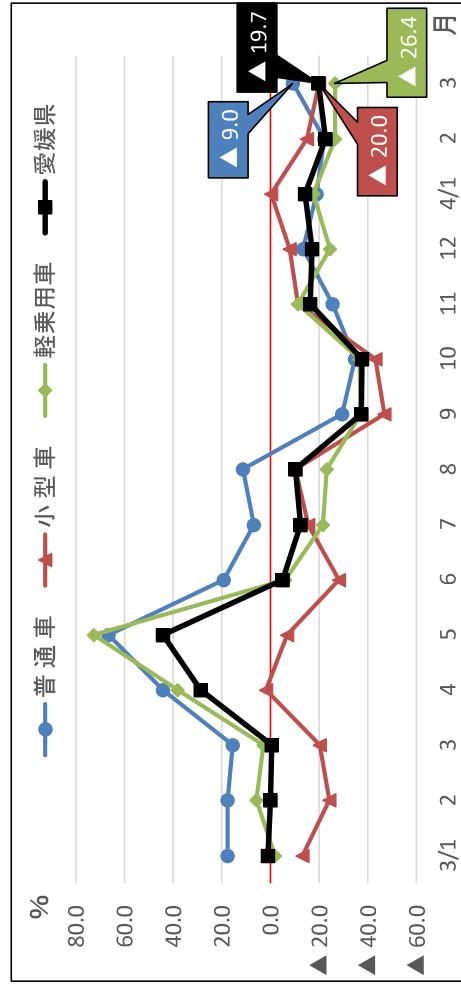
〔ホームセンター販売状況(前年同月比)〕



- ホームセンターは、園芸用品等に動きがみられることから、全体としては底堅いものとなっている。
- 乗用車の新車登録・届出台数は、普通車、小型車、軽乗用車のいずれも前年を下回っている。
- 観光は、感染症の影響により、弱い動きとなっている。
- 旅行は、感染症の影響により、海外旅行で不調、国内旅行で低調となっている。

【出所】経済産業省、四国経済産業局

〔愛媛県の乗用車新車登録・届出台数(前年同月比)〕



〔愛媛県内地域経済に関する生の声〕

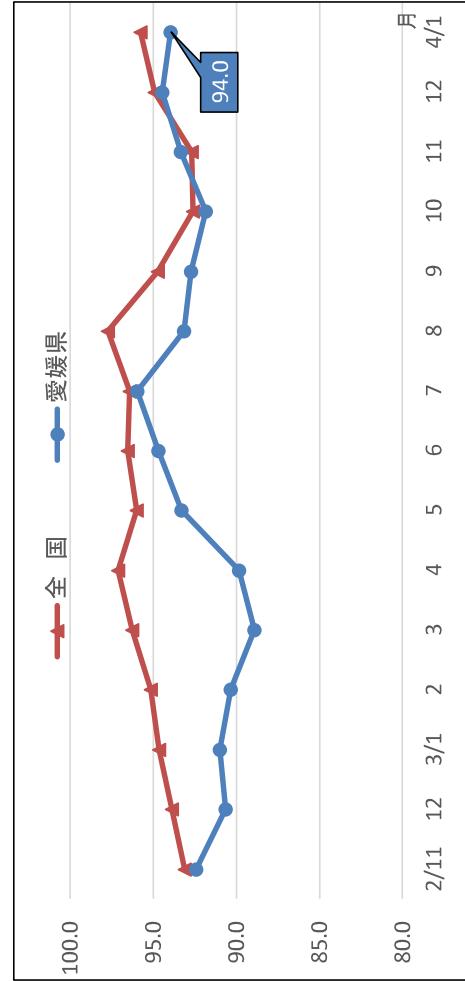
- 《乗用車》
 - 引き続き、需要はあるものの、半導体不足や部品調達難などによる減産を受け、納期に遅れが生じている。
- 《観光》
 - 宿泊客数がオミクロン株の感染拡大により例年比で落ち込んだものの、まん延防止等重点措置の適用がなかつたため、前年よりは影響が小さかった。

生産活動

生産活動 持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている

〔鉱工業生産指数(3ヶ月移動平均・季節調整済指數)〕

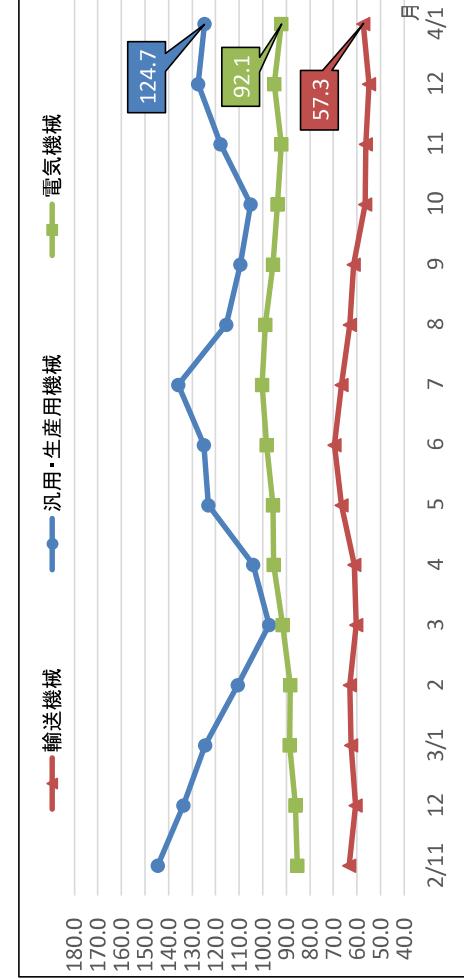
(平成27年=100)



- 輸送機械は、一定の操業は維持しているものの、原材料価格上昇の影響がみられるなどから、弱含んでいる。
- 汎用・生産用機械は、海外向け農業用機械が増加していることから、持ち直しつつある。
- 電気機械は、電子部品の需要増加から、持ち直している。

〔愛媛県の鉱工業生産指数(業種別・3ヶ月移動平均・季節調整済指數)〕

(平成27年=100)



〔愛媛県内地域経済に関する生の声〕

- 『輸送機械』
○受注残は増加している一方で、原材料価格の上昇による船価の上昇が、新規受注に影響を与えている。
- 『汎用・生産用機械』
○北米や欧州向けで需要が好調なため、農業用機械で好調な生産が続いている。

生産活動

○化学|は、繊維原料が好調なことから、持ち直しつつある。

○非鉄金属|は、建築資材向けが低調となっていることから、弱含んでいる。

○食料品|は、業務用で弱さがみられることから、足踏みの状況にある。

○パルプ・紙|は、印刷用紙などの需要に弱さがみられることがから、持ち直しに向けたテンポが緩やかになっている。

○繊維|は、産業用の需要が増加していることから、持ち直しつつある。

○プラスチック製品|は、横ばいの状況にある。

[愛媛県内地域経済に関する生の声]

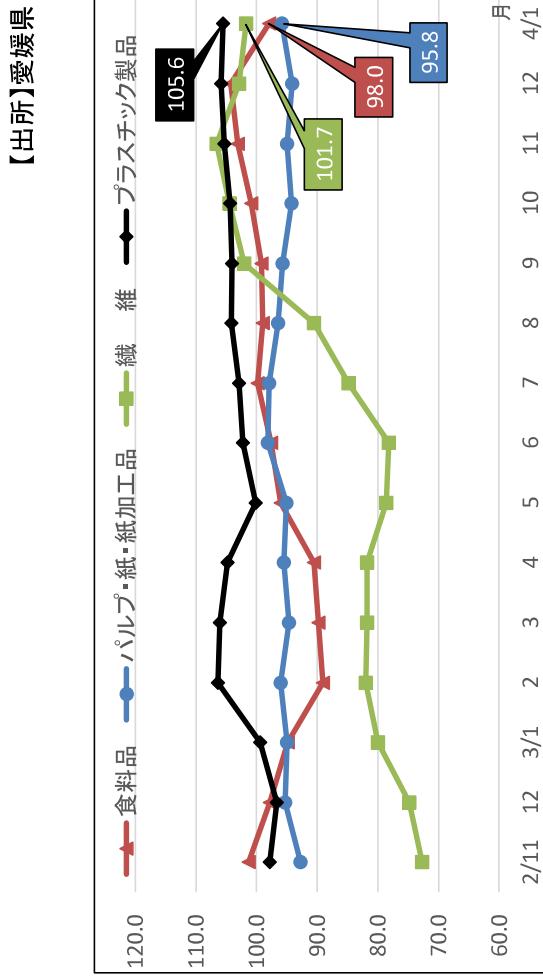
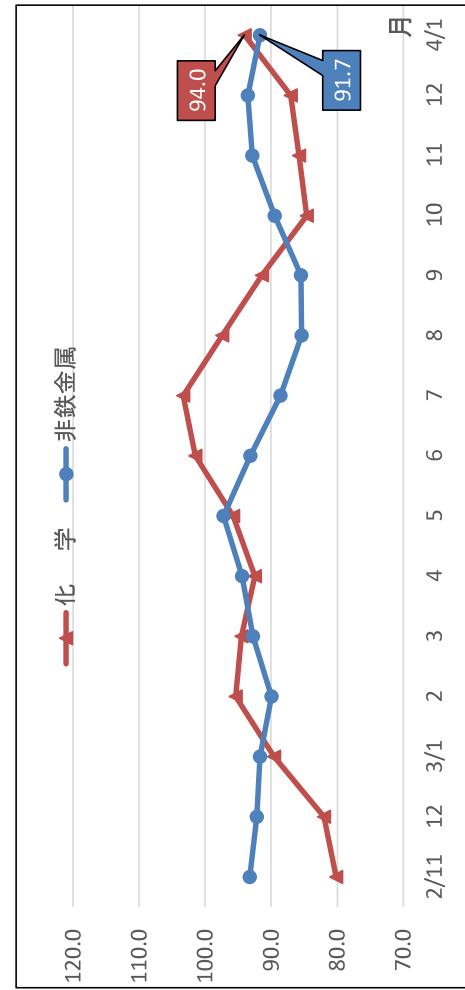
《化学》
○中国向け繊維原料で需要が好調である。

《パルプ・紙》

○オミクロン株の感染拡大により、チラシや旅行等のパンフレットなどが影響を受けている。

〔愛媛県の鉱工業生産指数(業種別・3ヶ月移動平均・季節調整済指數)〕

(平成27年=100)

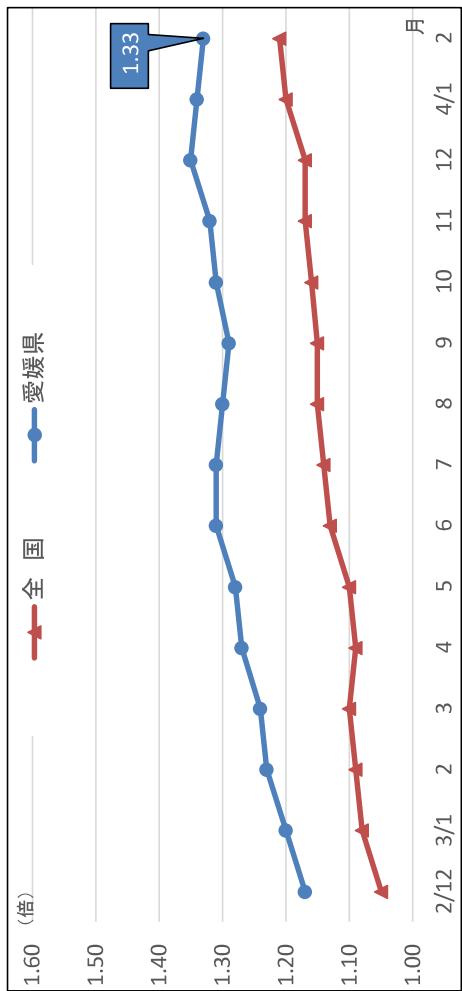


【出所】愛媛県

雇用情勢

雇用情勢
感染症の影響がみられるものの、緩やかに持ち直しつつある

〔有効求人倍率(季節調整値)〕



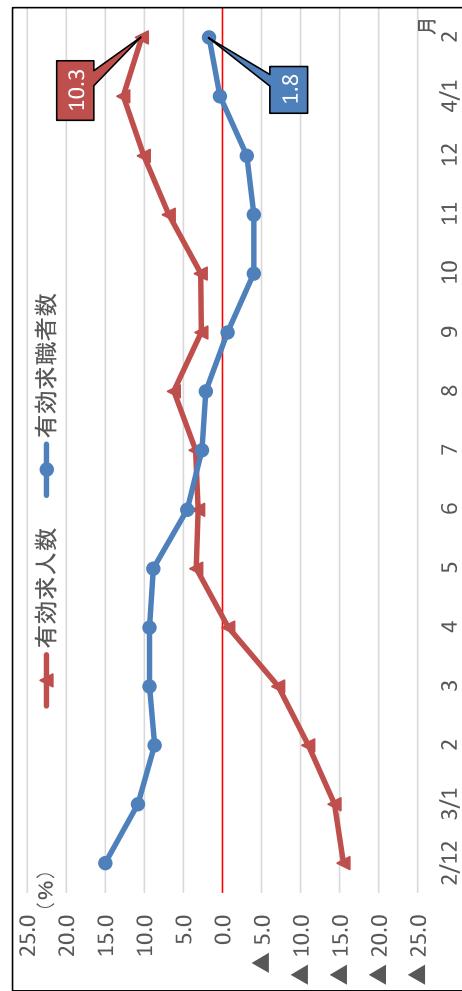
○有効求人倍率は、おおむね横ばいとなっている。

○有効求人数と有効求職者数は、前年を上回っている。

〔愛媛県内地域経済に関する生の声〕

【出所】厚生労働省、愛媛労働局

〔有効求人数、有効求職者数 前年同月比(愛媛県)〕



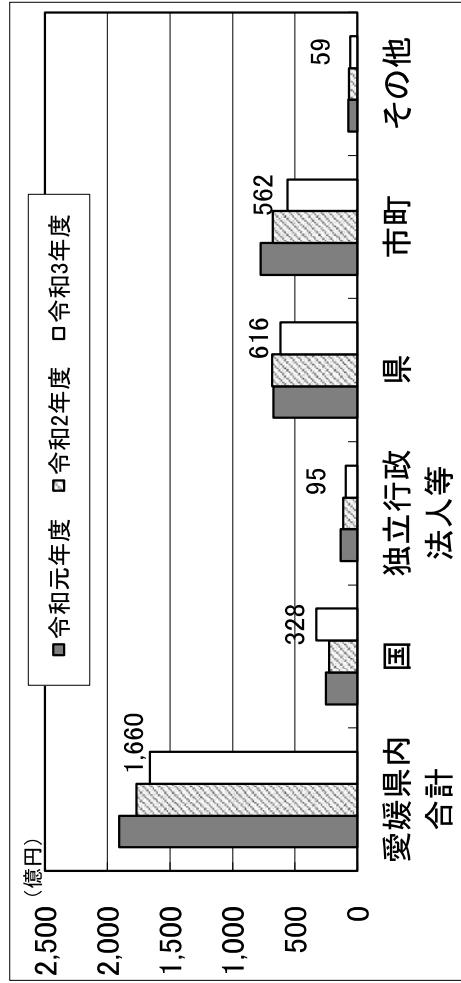
『労働局』

○オミクロン株の影響はみられるが、求人や求職の動きは鈍らなかつたと感じる。特に、「製造業」や「サービス業」では新規求人件数が前年を上回る状況である。

公共事業・住宅建設

前年度を下回っている

〔愛媛県の公共工事前払金保証請負金額(3月累計額)〕

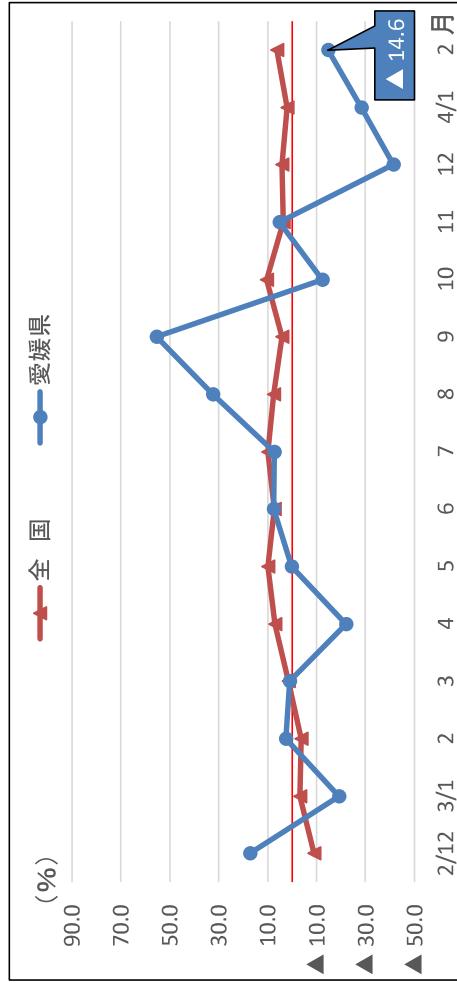


○前払金保証請負金額でみると、国で前年度を上回っているものの、独立行政法人等、県及び市町で前年度を下回っていることから、全体としても前年度を下回っている。

住宅建設
前年を下回っている

○新設住宅着工戸数でみると、持家、賃家、分譲のいずれも前年を下回っている。

〔新設住宅着工戸数(前年同月比)〕



※合計は給与住宅を含む
【出所】国土交通省

【出所】西日本建設業保証(株)等

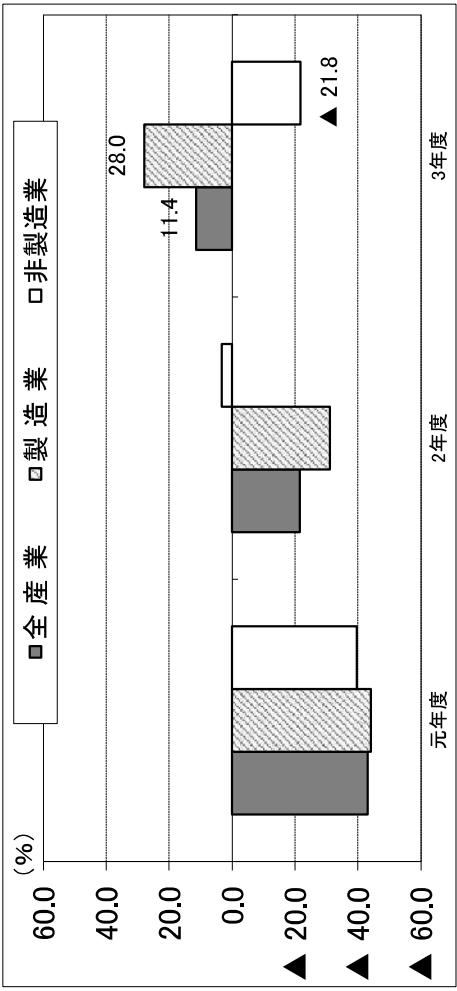
〔利用関係別着工戸数(愛媛県)〕

	前期(令和2年3月～令和3年2月)				今期(令和3年3月～令和4年2月)				前年同期比 (12月～2月)
	3月～5月	6月～8月	9月～11月	12月～2月	3月～5月	6月～8月	9月～11月	12月～2月	
持家	798	868	914	810	907	1,008	1,024	719	▲11.2%
賃家	938	852	803	572	612	948	1,025	397	▲30.6%
分譲	153	270	375	217	281	298	336	182	▲16.1%
合計	1,937	1,998	2,144	1,867	1,818	2,292	2,446	1,298	▲30.5%

【出所】国土交通省

貿易・設備投資・（企業倒産）・（消費者物価）

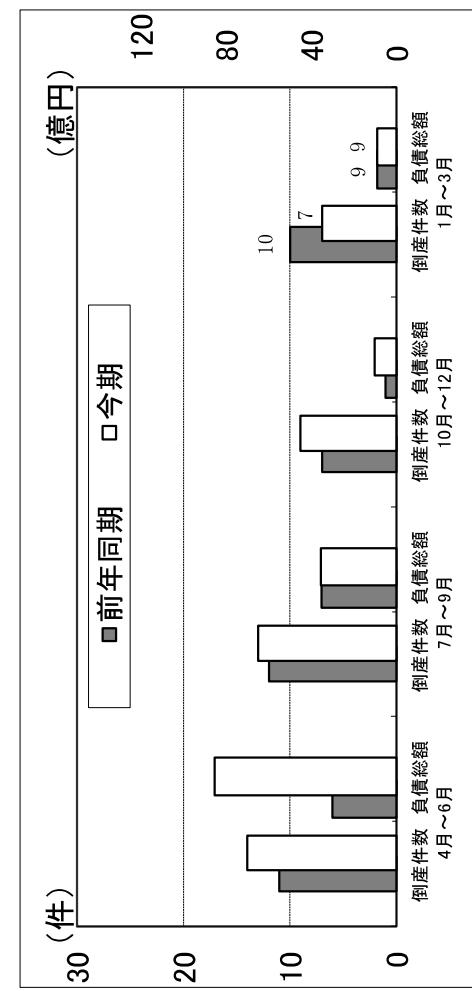
〔設備投資 前年度比（愛媛県）〕



**（企業倒産）
件数は前年を下回っているものの、負債総額は前年並みとなっている**

（消費者物価） 前年を上回っている

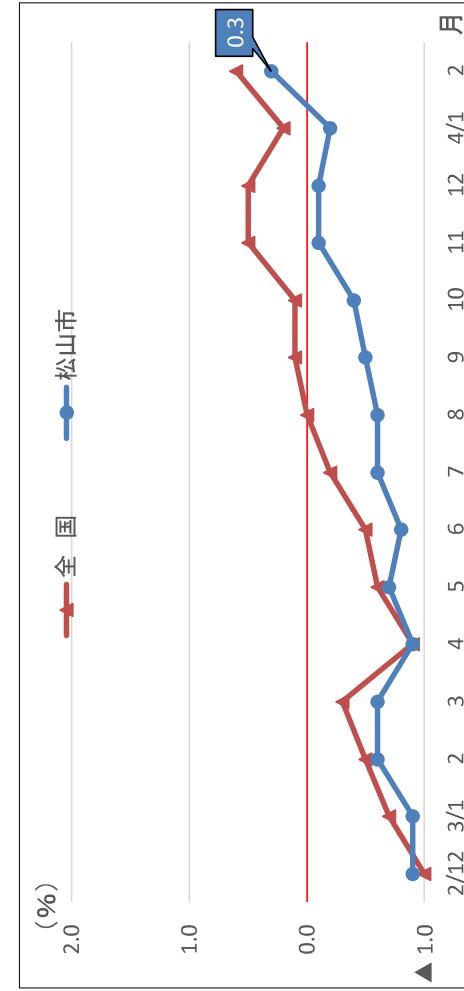
〔倒産件数、負債総額（負債額1,000万円以上、愛媛県）〕



※ソフトウェア含む、土地除く
※令和元年度は令和2年1-3月期、令和2年度は令和3年1-3月期、
令和3年度は令和4年1-3月期の法人企業景気予測調査結果

【出所】四国財務局松山財務事務所

〔設備投資額 前年度比（愛媛県）〕



【出所】（株）東京商工リサーチ松山支店

※計数(は、季節調整替え、基準改定、速報の確報化、誤計数の判明等)により、過去に遡って訂正される場合があるので、利用される場合は、各発表機関の直近の公表データをご確認ください。

■お問い合わせは
TEL (089) 941-7185
FAX (089) 921-8392
総務課(内線610)又は
財務課(内線630)へ

2022年4月1日
日本銀行松山支店

第192回全国企業短期経済観測調査(愛媛県分)
— 2022年3月 —

計表中の計数は、特に断りのない限り、2022年3月の調査対象企業見直し後の新ベース。
本件に関する詳細は、「短観調査対象企業の定例見直し」(3月2日公表)をご参照ください。

(回答期間) 2月24日～3月31日

(調査対象企業数)

	(A) 対象企業数	(B)		(B/A) 回答率
		うち中堅・中小	回答企業数	
全産業	141社	127社	141社	100.0%
製造業	55社	47社	55社	100.0%
非製造業	86社	80社	86社	100.0%

(参考) 事業計画の前提となっている想定為替レート(製造業)

(円/ドル)

	2021年12月調査	2022年3月調査
2021年度	110.16	111.11
上期	109.32	109.68
下期	111.00	112.53

	2021年12月調査	2022年3月調査
2022年度	—	113.05
上期	—	113.05
下期	—	113.05

1. 業況判断

(「良い」-「悪い」、%ポイント)

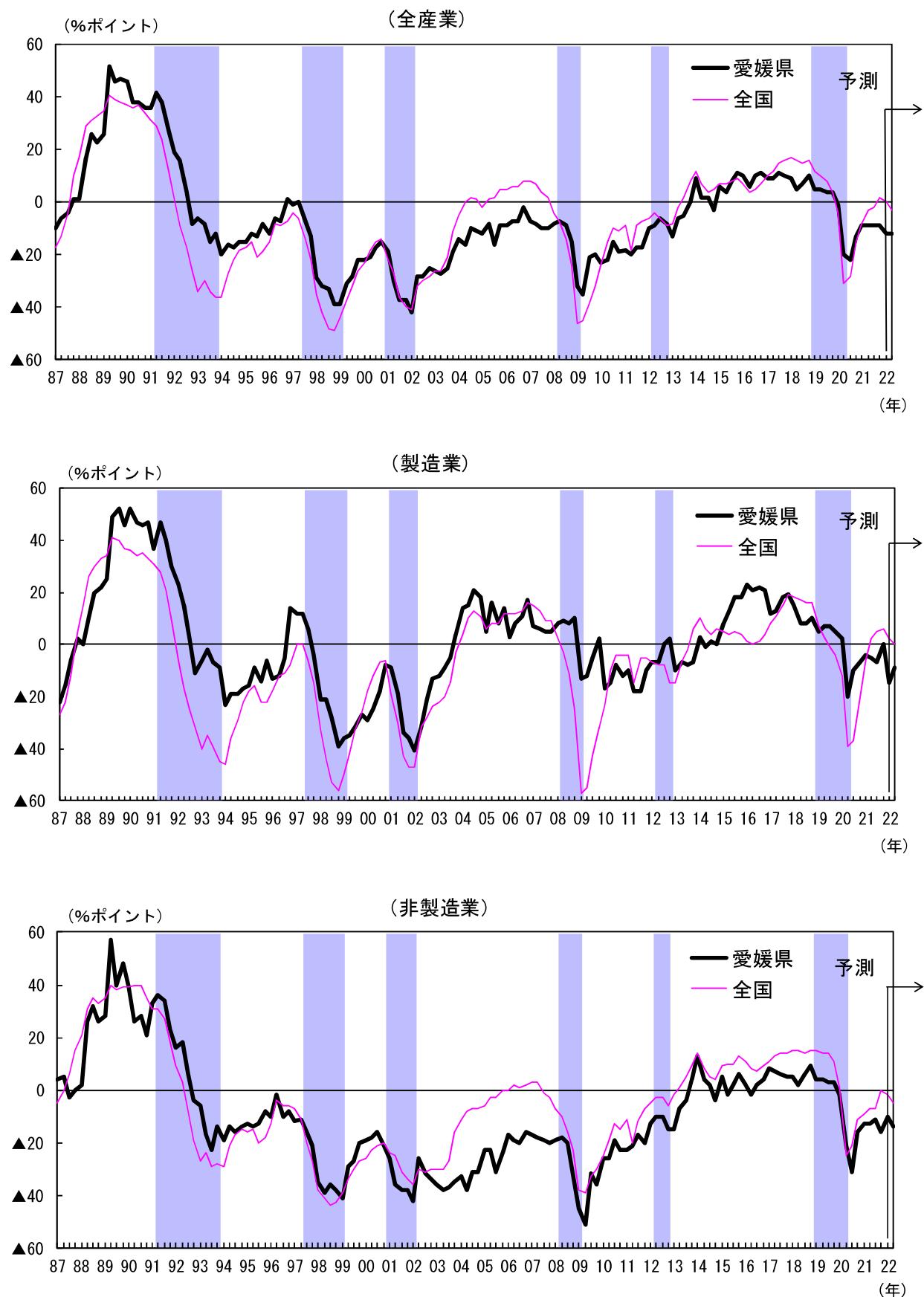
		2021年12月調査		2022年3月調査		
		最近	先行き	最近	先行き	変化幅
愛媛県	全産業	▲10	▲12	▲12	▲12	0
	製造業	0	▲7	▲15	▲15	+6
	食料品	▲12	▲12	▲25	▲25	0
	紙・パルプ	10	20	▲20	▲30	+20
	金属製品	▲50	▲50	▲75	▲25	+50
	はん用・生産用・業務用機械	50	12	13	▲37	0
	輸送用機械	▲17	▲25	▲9	+8	▲9
	その他製造業	33	0	0	▲33	+33
	非製造業	▲17	▲15	▲10	+7	▲14
	建設	0	▲24	10	+10	▲4
	不動産・物品賃貸	33	0	33	0	▲33
	卸売	▲5	0	▲10	▲5	0
	小売	▲38	0	0	+38	0
	運輸・郵便	▲7	0	▲7	0	0
	対事業所サービス	▲60	▲60	▲40	+20	▲60
	対個人サービス	▲45	▲22	▲45	0	▲22
	宿泊・飲食サービス	▲75	▲75	▲75	0	▲75

(参考) 四国・全国

四 国	全産業	▲4	▲5	▲9	▲5	▲11	▲2
	製造業	2	▲2	▲9	▲11	▲8	+1
	非製造業	▲8	▲7	▲8	0	▲13	▲5
全 国	全産業	2	0	0	▲2	▲3	▲3
	製造業	6	4	2	▲4	0	▲2
	非製造業	0	▲2	▲2	▲2	▲5	▲3

(注) 業種別DIは、対象企業数が3社以上の業種のみ記載。

(参考) 業況判断の推移



(注1) 21年12月の計数は、調査対象企業見直し前の旧ベース。

(注2) シャドーは、景気後退期（内閣府調べ）。

2. 事業計画

(1) 売上高

【全規模】 (前年度比、前年同期比、< >内は前回調査比修正率、%)

	20 年度	21 年度 (計画)	21 年度		22 年度 (計画)	22 年度	
			上期	下期		上期	下期
全 産 業	▲ 4.0	<+ 0.1> + 2.6	<▲ 0.2> + 9.9	<+ 0.4> ▲ 3.4	+ 1.4	+ 2.3	+ 0.6
製 造 業	▲ 3.7	<+ 0.3> + 3.3	<▲ 0.2> +12.3	<+ 0.7> ▲ 4.0	+ 0.5	+ 1.5	▲ 0.4
非製造業	▲ 4.9	<▲ 0.2> + 1.3	<▲ 0.2> + 5.1	<▲ 0.3> ▲ 1.9	+ 3.3	+ 4.0	+ 2.7

【うち中堅・中小企業】 (前年度比、前年同期比、< >内は前回調査比修正率、%)

	20 年度	21 年度 (計画)	21 年度		22 年度 (計画)	22 年度	
			上期	下期		上期	下期
全 産 業	▲ 5.8	<+ 0.1> + 1.2	<▲ 0.5> + 1.0	<+ 0.7> + 1.4	+ 2.1	+ 2.8	+ 1.5
製 造 業	▲ 5.4	<+ 0.2> + 2.7	<▲ 0.7> ▲ 2.5	<+ 1.0> + 8.0	+ 3.0	+ 3.2	+ 2.8
非製造業	▲ 6.4	< 0.0> ▲ 0.4	<▲ 0.3> + 5.5	<+ 0.2> ▲ 5.2	+ 1.2	+ 2.4	+ 0.1

(参考) 全国

【全規模】 (前年度比、前年同期比、< >内は前回調査比修正率、%)

	20 年度	21 年度 (計画)	21 年度		22 年度 (計画)	22 年度	
			上期	下期		上期	下期
全 産 業	▲ 7.8	<+ 0.4> + 4.3	< — > + 6.5	<+ 0.7> + 2.3	+ 2.1	+ 2.7	+ 1.5
製 造 業	▲ 7.6	< 0.0> + 9.4	< — > +14.6	<+ 0.1> + 5.0	+ 3.0	+ 3.5	+ 2.5
非製造業	▲ 7.9	<+ 0.6> + 1.7	< — > + 2.6	<+ 1.1> + 0.9	+ 1.6	+ 2.2	+ 0.9

(注) 20 年度の計数は、調査対象企業見直し前の旧ベース。

(2) 経常利益

【全規模】 (前年度比、前年同期比、< >内は前回調査比修正率、%)

	20 年度	21 年度 (計画)	21 年度		22 年度 (計画)	22 年度	
			上期	下期		上期	下期
全 産 業	+18.2	<+55.3> +46.2	<+ 0.5> +34.1	<+128.2> +54.4	▲29.4	▲ 6.7	▲42.6
製 造 業	+23.1	<+76.3> +68.9	<+ 0.4> +40.2	<+198.4> +90.0	▲35.2	▲ 9.1	▲49.3
非製造業	+ 2.1	<▲ 0.9> ▲10.8	<+ 0.9> +15.6	<▲ 2.3> ▲25.2	▲ 1.8	+ 2.0	▲ 5.0

【うち中堅・中小企業】 (前年度比、前年同期比、< >内は前回調査比修正率、%)

	20 年度	21 年度 (計画)	21 年度		22 年度 (計画)	22 年度	
			上期	下期		上期	下期
全 産 業	▲ 2.0	<+ 0.5> ▲14.0	<+ 1.9> + 8.2	<▲ 0.8> ▲28.8	▲ 2.1	▲ 9.2	+ 5.1
製 造 業	+ 1.7	<▲ 0.5> ▲23.0	<+ 2.0> ▲13.4	<▲ 3.7> ▲32.9	▲ 2.1	▲16.5	+17.1
非製造業	▲ 8.0	<+ 1.8> + 0.2	<+ 1.6> +83.9	<+ 2.0> ▲24.7	▲ 2.1	+ 2.7	▲ 5.6

(参考) 全国

【全規模】 (前年度比、前年同期比、< >内は前回調査比修正率、%)

	20 年度	21 年度 (計画)	21 年度		22 年度 (計画)	22 年度	
			上期	下期		上期	下期
全 産 業	▲20.1	<+ 4.0> +32.0	< — > +69.8	<+ 6.7> + 6.6	▲ 0.9	▲ 2.5	+ 0.9
製 造 業	▲ 3.8	<+ 4.8> +39.7	< — > +107.8	<+ 7.9> ▲ 0.4	▲ 2.8	▲ 6.0	+ 1.2
非製造業	▲30.4	<+ 3.3> +25.3	< — > +41.3	<+ 5.7> +13.3	+ 1.0	+ 1.2	+ 0.7

(注) 20 年度の計数は、調査対象企業見直し前の旧ベース。

(3) 売上高経常利益率

【全規模】 (< >内は前回調査結果、%)

	20 年度	21 年度 (計画)	21 年度		22 年度 (計画)	22 年度	
			上期	下期		上期	下期
全 産 業	5. 05	<3. 87> 6. 00	<4. 57> 4. 60	<3. 22> 7. 31	4. 18	4. 19	4. 17
製 造 業	5. 45	<4. 16> 7. 31	<5. 27> 5. 30	<3. 10> 9. 20	4. 71	4. 74	4. 69
非製造業	3. 86	<3. 23> 3. 21	<3. 04> 3. 07	<3. 41> 3. 34	3. 05	3. 02	3. 09

【うち中堅・中小企業】 (< >内は前回調査結果、%)

	20 年度	21 年度 (計画)	21 年度		22 年度 (計画)	22 年度	
			上期	下期		上期	下期
全 産 業	4. 68	<3. 93> 3. 95	<4. 08> 4. 18	<3. 79> 3. 74	3. 78	3. 69	3. 87
製 造 業	4. 87	<4. 00> 3. 97	<4. 61> 4. 73	<3. 42> 3. 26	3. 77	3. 83	3. 72
非製造業	4. 34	<3. 83> 3. 90	<3. 42> 3. 48	<4. 20> 4. 28	3. 78	3. 49	4. 03

(参考) 全国

【全規模】 (< >内は前回調査結果、%)

	20 年度	21 年度 (計画)	21 年度		22 年度 (計画)	22 年度	
			上期	下期		上期	下期
全 産 業	4. 53	<5. 55> 5. 75	<6. 14> 6. 23	<5. 01> 5. 31	5. 59	5. 92	5. 28
製 造 業	6. 39	<7. 80> 8. 16	<9. 16> 9. 37	<6. 54> 7. 05	7. 71	8. 51	6. 96
非製造業	3. 61	<4. 36> 4. 47	<4. 52> 4. 55	<4. 21> 4. 40	4. 45	4. 51	4. 39

(注) 20 年度の計数は、調査対象企業見直し前の旧ベース。

(4) 設備投資額（含む土地投資額）

【全規模】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	20 年度	21 年度 (計画)	22 年度 (計画)
全 産 業	+25. 4	<▲ 8. 8> ▲23. 6	+ 2. 3
製 造 業	+14. 6	<▲11. 8> ▲11. 0	▲ 6. 6
非製造業	+54. 7	<+ 2. 9> ▲48. 3	+32. 2

【うち中堅・中小企業】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	20 年度	21 年度 (計画)	22 年度 (計画)
全 産 業	+14. 1	<▲ 4. 2> ▲29. 9	▲ 6. 5
製 造 業	+ 8. 9	<▲ 6. 5> ▲25. 7	▲15. 8
非製造業	+26. 3	<+ 2. 3> ▲38. 6	+17. 1

(参考) 全国

【全規模】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	20 年度	21 年度 (計画)	22 年度 (計画)
全 産 業	▲ 8. 5	<▲ 3. 2> + 4. 6	+ 0. 8
製 造 業	▲10. 0	<▲ 3. 6> + 7. 6	+ 9. 0
非製造業	▲ 7. 5	<▲ 2. 9> + 2. 9	▲ 4. 0

(注 1) 20 年度の計数は、調査対象企業見直し前の旧ベース。

(注 2) ソフトウェア投資額、研究開発投資額は含まない。

(参考) ソフトウェア・研究開発を含む設備投資額（除く土地投資額）

【全規模】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	20 年度	21 年度 (計画)	22 年度 (計画)
全 産 業	+21.3	<▲ 7.6> ▲19.2	+ 1.0
製 造 業	+ 9.2	<▲ 9.3> ▲ 8.1	▲ 6.3
非製造業	+77.8	<+ 1.3> ▲47.7	+34.2

【うち中堅・中小企業】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	20 年度	21 年度 (計画)	22 年度 (計画)
全 産 業	+14.6	<▲ 4.6> ▲28.1	▲ 3.6
製 造 業	+10.7	<▲ 5.6> ▲22.3	▲13.5
非製造業	+24.3	<▲ 1.4> ▲41.7	+27.2

(参考) 全国

【全規模】 (前年度比、< >内は前回調査比修正率、%)

	20 年度	21 年度 (計画)	22 年度 (計画)
全 産 業	▲ 8.5	<▲ 3.3> + 5.2	+ 3.2
製 造 業	▲ 7.7	<▲ 3.0> + 6.5	+ 6.8
非製造業	▲ 9.4	<▲ 3.6> + 3.7	▲ 0.7

(注) 20 年度の計数は、調査対象企業見直し前の旧ベース。

3. その他判断項目

(1) 国内での製商品・サービス需給判断

(「需要超過」－「供給超過」、%ポイント)

	2021年12月調査		2022年3月調査		
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き
全産業	▲14	▲16	▲15	▲1	▲19
製造業	▲15	▲14	▲17	▲2	▲18
非製造業	▲13	▲18	▲14	▲1	▲19

(2) 製商品在庫水準判断

(「過大」－「不足」、%ポイント)

	2021年12月調査		2022年3月調査		
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き
全産業	▲4		▲4	0	
製造業	▲2		▲2	0	
非製造業	▲7		▲7	0	

(3) 仕入価格判断

(「上昇」－「下落」、%ポイント)

	2021年12月調査		2022年3月調査		
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き
全産業	47	48	54	+7	58
製造業	62	58	69	+7	69
非製造業	37	42	45	+8	51

(4) 販売価格判断

(「上昇」－「下落」、%ポイント)

	2021年12月調査		2022年3月調査		
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き
全産業	10	18	15	+5	28
製造業	▲2	18	11	+13	37
非製造業	17	17	17	0	21

(5) 生産・営業用設備判断

(「過剰」-「不足」、%ポイント)

	2021年12月調査		2022年3月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	
全産業	▲1	▲3	2	+3	▲2	▲4
製造業	0	▲4	0	0	2	+2
非製造業	▲2	▲2	3	+5	▲5	▲8

(参考) 全国

(「過剰」-「不足」、%ポイント)

	2021年12月調査		2022年3月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	
全産業	0	▲2	0	0	▲2	▲2
製造業	1	▲1	0	▲1	0	0
非製造業	▲1	▲2	▲1	0	▲3	▲2

(6) 雇用人員判断

(「過剰」-「不足」、%ポイント)

	2021年12月調査		2022年3月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	
全産業	▲24	▲32	▲33	▲9	▲40	▲7
製造業	▲20	▲31	▲29	▲9	▲33	▲4
非製造業	▲27	▲32	▲35	▲8	▲44	▲9

(参考) 全国

(「過剰」-「不足」、%ポイント)

	2021年12月調査		2022年3月調査			
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き	
全産業	▲22	▲26	▲24	▲2	▲26	▲2
製造業	▲14	▲17	▲17	▲3	▲19	▲2
非製造業	▲26	▲31	▲28	▲2	▲32	▲4

(7) 企業金融判断（全産業）

(%ポイント)

	2021年12月調査		2022年3月調査		
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き
資金繰り (「楽である」-「苦しい」)	11		9	▲ 2	
金融機関の貸出態度 (「緩い」-「厳しい」)	21		20	▲ 1	
借入金利水準 (「上昇」-「低下」)	▲ 5	▲ 1	▲ 1	+ 4	7
					+ 8

(参考) 全国

(%ポイント)

	2021年12月調査		2022年3月調査		
	最近	先行き	最近	変化幅	先行き
資金繰り (「楽である」-「苦しい」)	12		10	▲ 2	
金融機関の貸出態度 (「緩い」-「厳しい」)	19		17	▲ 2	
借入金利水準 (「上昇」-「低下」)	0	5	3	+ 3	11
					+ 8

以 上



法人企業景気予測調査結果

愛媛県の概要

令和4年4～6月期調査

目 次

調査要領	1
1. 企業の景況	2
2. 従業員数	3
3. 売上高	4
4. 経常利益	4
5. 設備投資	4
6. 資料編	5
(1) 企業の景況判断（上昇・下降）の決定要因	
(2) 判断調査項目B S I表（原数値）	
(3) 今年度における設備投資のスタンス	
(4) 今年度における資金調達方法	

財務省四国財務局
松山財務事務所

調査要領

1. 調査の目的と根拠

我が国経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状及び今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的に、統計法に基づく一般統計調査として内閣府と財務省が共管で実施。

2. 調査対象の範囲

愛媛県に所在する資本金、出資金又は基金（以下、「資本金」という。）1千万円以上の法人企業（県外に本社の所在する工場を含む）。

ただし、電気・ガス・水道業及び金融業、保険業は資本金1億円以上を対象。

3. 調査対象企業数及び回収状況

愛媛県の調査対象企業数及び回収状況は次のとおり

	調査企業数（社）			回答企業数（社）			回収率（%）		
	大企業	中堅企業	中小企業	大企業	中堅企業	中小企業	大企業	中堅企業	中小企業
製造業	49	16	11	22	43	15	11	17	87.8
非製造業	82	13	14	55	66	13	12	41	80.5
合計	131	29	25	77	109	28	23	58	83.2
							93.8	100.0	77.3
							96.6	92.0	74.5
									75.3

4. 調査時点

令和4年5月15日

5. 調査対象期間（時点）

- 判断項目：現状（令和4年4～6月期及び6月末）
見通し（令和4年7～9月期及び9月末、令和4年10～12月期及び12月末）
- 計数項目：令和4年度

6. 調査方法

調査票による郵送またはオンライン調査（自記記入による）

(注)

判断調査項目については、原則としてB S I (Business Survey Index) による。

B S I は、前期と比較した「上昇」又は「下降」等の変化方向別の回答社数の構成比から、先行きの経済動向を予測する方法である。

例 「企業の景況」の場合

前期と比べて

「上昇」と回答した企業の構成比・・・40.0%
「不变」と回答した企業の構成比・・・25.0%
「下降」と回答した企業の構成比・・・30.0%
「不明」と回答した企業の構成比・・・5.0%

$$B S I = (\text{「上昇」と回答した企業の構成比} 40.0\%) - (\text{「下降」と回答した企業の構成比} 30.0\%) = 10.0\% \text{ ポイントの「上昇」超}$$

1. 企業の景況…現状4~6月期は「下降」超幅が縮小

現状4~6月期は、全産業では▲2.8%ポイントの「下降」超となっており、前期（4年1~3月期）に比べ「下降」超幅が縮小している。

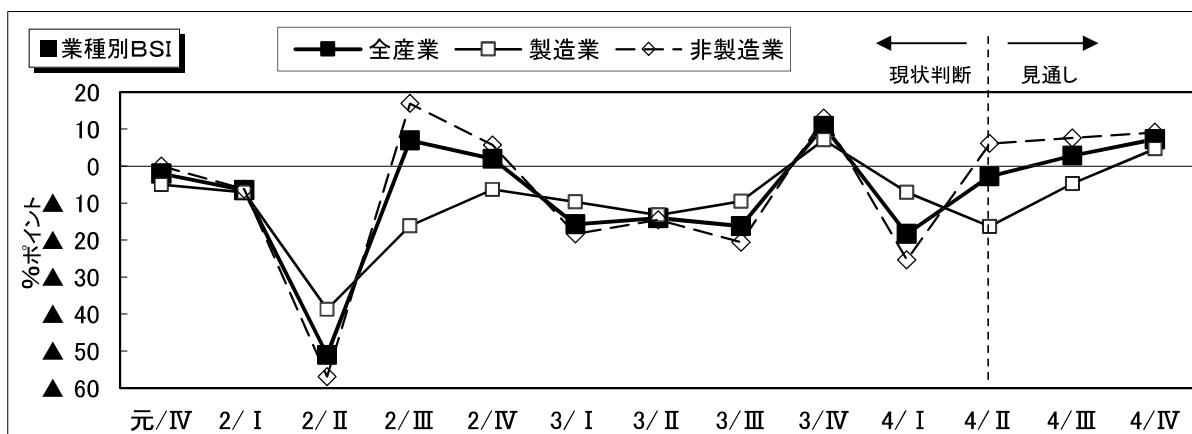
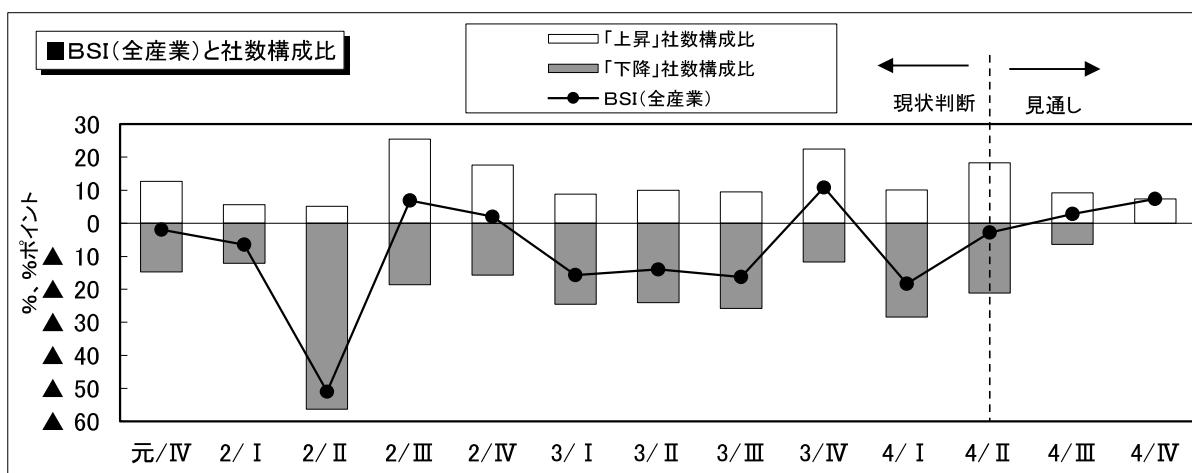
業種別にみると、製造業で「下降」超幅が拡大し、非製造業で「上昇」超に転じている。

先行きについて、全産業でみると、7~9月期は「上昇」超に転じ、10~12月期は「上昇」超幅が拡大する見通しとなっている。

企業の景況判断 BSI(前期比「上昇」ー「下降」社数構成比) [原数值] (単位:%ポイント)

区分	4年1~3月 前回調査	4年4~6月 現状判断	4年7~9月 見通し	4年10~12月 見通し
全産業	▲ 18.3	(▲ 4.6) ▲ 2.8	(0.0) 2.8	7.3
製造業	▲ 7.1	(0.0) ▲ 16.3	(2.4) ▲ 4.7	4.7
非製造業	▲ 25.4	(▲ 7.5) 6.1	(▲ 1.5) 7.6	9.1

(注)4年4~6月、4年7~9月の()書きは前回調査時の見通し



2. 従業員数…現状6月末は「不足気味」超幅が縮小

現状6月末は、全産業では「不足気味」超幅が縮小している。

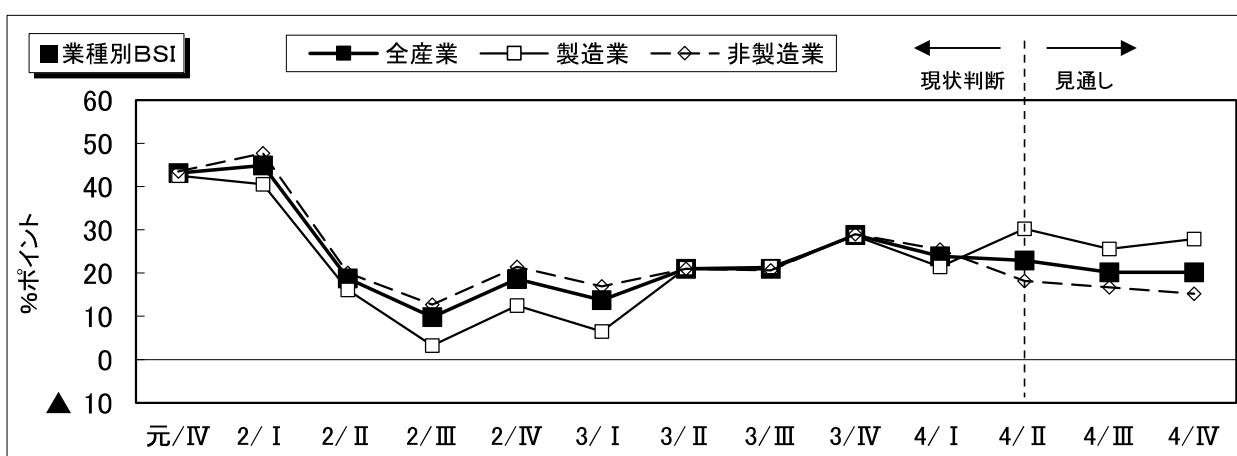
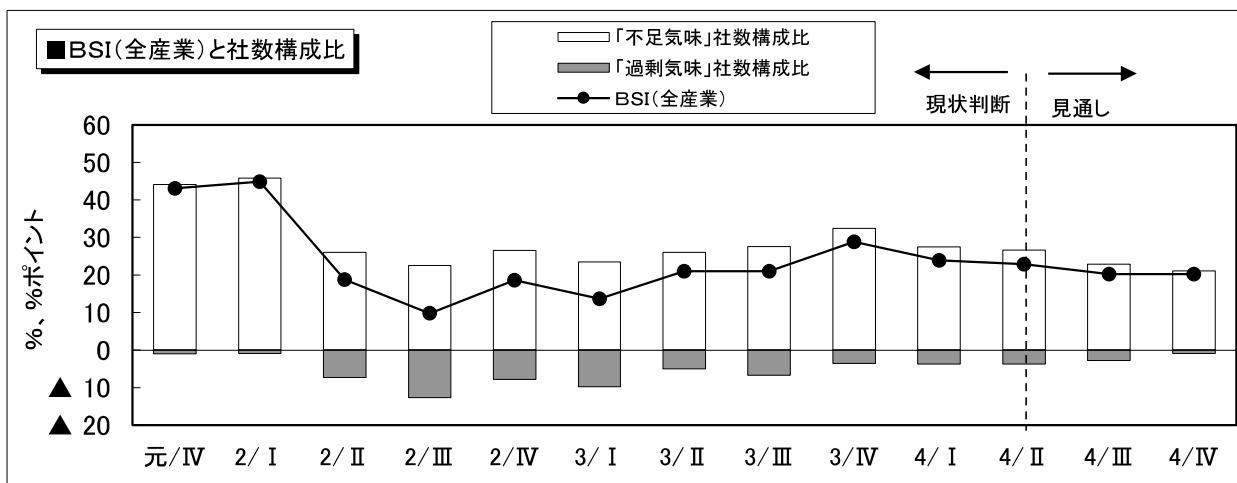
業種別にみると、製造業で「不足気味」超幅が拡大し、非製造業で「不足気味」超幅が縮小している。

先行きについて、全産業でみると、9月末は「不足気味」超幅が縮小し、その後、横ばいで推移する見通しとなっている。

従業員数判断 BSI(期末判断「不足気味」—「過剰気味」社数構成比)〔原数值〕 (単位:%ポイント)

区分	4年3月末 前回調査	4年6月末 現状判断	4年9月末 見通し	4年12月末 見通し
全産業	23.9	(20.2) 22.9	(22.0) 20.2	20.2
製造業	21.4	(16.7) 30.2	(14.3) 25.6	27.9
非製造業	25.4	(22.4) 18.2	(26.9) 16.7	15.2

(注)4年6月末、4年9月末の()書きは前回調査時の見通し



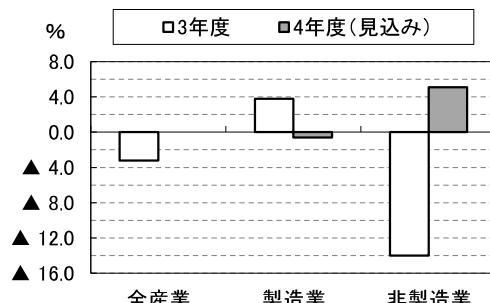
3. 売上高…前年度並みの見込み

4年度は、全産業では前年度並みの見込みとなっている。

業種別にみると、製造業で0.6%の減収、非製造業で5.1%の増収見込みとなっている。

売上高(前年度比増減率) (単位:%)

区分	3年度	4年度
全産業	▲ 3.2	0.0
製造業	3.8	▲ 0.6
非製造業	▲ 14.0	5.1



(注1)県内に本社が所在する企業(「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」除く)

(注2)3年度は令和4年1～3月期調査の結果

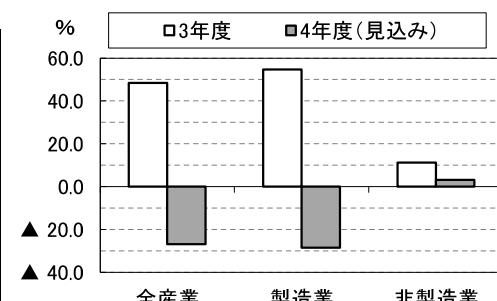
4. 経常利益…減益見込み

4年度は、全産業では前年度比で26.9%の減益見込みとなっている。

業種別にみると、製造業で28.6%の減益、非製造業で3.1%の増益見込みとなっている。

経常利益(前年度比増減率) (単位:%)

区分	3年度	4年度
全産業	48.3	▲ 26.9
製造業	54.7	▲ 28.6
非製造業	11.2	3.1



(注1)県内に本社が所在する企業(「電気・ガス・水道業」、「金融業、保険業」除く)

(注2)3年度は令和4年1～3月期調査の結果

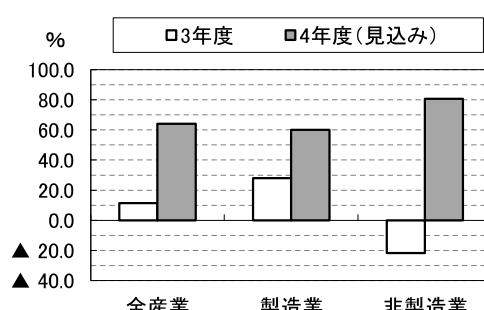
5. 設備投資…増加見込み

4年度は、全産業では前年度比で64.2%の増加見込みとなっている。

業種別にみると、製造業で60.0%、非製造業で80.6%の増加見込みとなっている。

設備投資(前年度比増減率) (単位:%)

区分	3年度	4年度
全産業	11.4	64.2
製造業	28.0	60.0
非製造業	▲ 21.8	80.6



(注1)土地購入額を除き、ソフトウェア投資額を含む

(注2)3年度は令和4年1～3月期調査の結果

6. 資料編

(1)企業の景況判断(上昇・下降)の決定要因

(単位:%)

要 因	全 産 業			製 造 業			非 製 造 業			
	4年 4~6月	7~9月	10~12月	4年 4~6月	7~9月	10~12月	4年 4~6月	7~9月	10~12月	
上 昇	①国内需要(売上) の動向	83.3	75.0	71.4	60.0	100.0	50.0	92.3	66.7	80.0
	②海外需要(売上) の動向	11.1	12.5	14.3	20.0	0.0	0.0	7.7	16.7	20.0
	③販売価格の動向	16.7	12.5	14.3	20.0	50.0	50.0	15.4	0.0	0.0
	④仕入価格の動向	0.0	25.0	14.3	0.0	50.0	0.0	0.0	16.7	20.0
	⑤仕入以外のコスト の動向	5.6	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑥資金繰り・資金調達 の動向	11.1	37.5	14.3	0.0	50.0	50.0	15.4	33.3	0.0
	⑦株式・不動産等の 資産価格の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レートの動向	5.6	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等 の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
下 降	①国内需要(売上) の動向	47.8	57.1	0.0	33.3	25.0	0.0	63.6	100.0	0.0
	②海外需要(売上) の動向	4.3	14.3	0.0	8.3	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	③販売価格の動向	34.8	28.6	0.0	33.3	25.0	0.0	36.4	33.3	0.0
	④仕入価格の動向	65.2	71.4	0.0	91.7	100.0	0.0	36.4	33.3	0.0
	⑤仕入以外のコスト の動向	34.8	14.3	0.0	33.3	25.0	0.0	36.4	0.0	0.0
	⑥資金繰り・資金調達 の動向	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	0.0	0.0
	⑦株式・不動産等の 資産価格の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑧為替レートの動向	4.3	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑨税制・会計制度等 の動向	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	⑩その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注)「金融業、保険業」除く

(2) 判断調査項目BSI表(原数値)

(単位:%ポイント)

項目別 規模別	業種別 期間別	全産業			製造業			非製造業		
		4年 4~6月	7~9月	10~12月	4年 4~6月	7~9月	10~12月	4年 4~6月	7~9月	10~12月
企業の景況 「上昇」「下降」	全規模	▲2.8	2.8	7.3	▲16.3	▲4.7	4.7	6.1	7.6	9.1
	大企業	14.3	3.6	3.6	▲6.7	▲6.7	0.0	38.5	15.4	7.7
	中堅企業	8.7	▲4.3	13.0	▲9.1	▲18.2	9.1	25.0	8.3	16.7
	中小企業	▲15.5	5.2	6.9	▲29.4	5.9	5.9	▲9.8	4.9	7.3
国内の景況 「上昇」「下降」	全規模	▲9.2	▲1.0	0.0	▲9.8	2.4	2.4	▲8.8	▲3.5	▲1.8
	大企業	14.3	21.4	7.1	0.0	20.0	13.3	30.8	23.1	0.0
	中堅企業	0.0	▲9.5	▲9.5	0.0	▲10.0	▲10.0	0.0	▲9.1	▲9.1
	中小企業	▲26.5	▲10.2	0.0	▲25.0	▲6.3	0.0	▲27.3	▲12.1	0.0
生産・販売などのための設備 「不足」「過大」 (期末判断)	全規模	6.4	8.5	7.4	7.5	10.0	7.5	5.6	7.4	7.4
	大企業	▲4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲10.0	0.0	0.0
	中堅企業	9.5	14.3	9.5	20.0	30.0	20.0	0.0	0.0	0.0
	中小企業	10.2	10.2	10.2	6.3	6.3	6.3	12.1	12.1	12.1
従業員数 「不足気味」「過剰気味」 (期末判断)	全規模	22.9	20.2	20.2	30.2	25.6	27.9	18.2	16.7	15.2
	大企業	7.1	10.7	14.3	13.3	13.3	13.3	0.0	7.7	15.4
	中堅企業	47.8	30.4	34.8	63.6	45.5	54.5	33.3	16.7	16.7
	中小企業	20.7	20.7	17.2	23.5	23.5	23.5	19.5	19.5	14.6

(3) 今年度における設備投資のスタンス

項目別	業種別	全産業		製造業		非製造業	
		構成比	順位	構成比	順位	構成比	順位
生産(販売)能力の拡大		46.2%	3	48.5%	3	44.4%	4
製(商)品・サービスの質的向上		38.5%	4	24.2%	4	48.9%	2
情報化への対応		29.5%	5	18.2%	6	37.8%	5
省力化合理化		52.6%	2	60.6%	2	46.7%	3
環境対策		15.4%	6	21.2%	5	11.1%	6
海外投資		5.1%	9	3.0%	9	6.7%	8
研究開発		6.4%	8	12.1%	7	2.2%	9
新事業への進出		9.0%	7	6.1%	8	11.1%	6
維持更新		71.8%	①	81.8%	①	64.4%	①
その他の		0.0%		0.0%		0.0%	

(注)3つ以内の複数回答

(4) 今年度における資金調達方法

項目別	業種別	全産業		製造業		非製造業	
		構成比	順位	構成比	順位	構成比	順位
民間金融機関		81.1%	①	78.1%	①	83.3%	①
公的機関		35.1%	3	28.1%	3	40.5%	3
株式の発行		2.7%	8	0.0%		4.8%	6
社債の発行		1.4%	10	3.1%	8	0.0%	
リース		21.6%	4	21.9%	4	21.4%	5
企業間信用		18.9%	5	12.5%	5	23.8%	4
資産の売却		5.4%	6	6.3%	7	4.8%	6
資産の流动化・証券化		5.4%	6	9.4%	6	2.4%	8
内部資金		55.4%	2	56.3%	2	54.8%	2
その他の		2.7%	8	3.1%	8	2.4%	8

(注)3つ以内の複数回答

お問い合わせ先

T E L (089) 941-7185
F A X (089) 921-8392

総務課 (内線 610) 又は
財務課 (内線 630) ～

2022年6月13日
日本銀行松山支店

愛媛県金融経済概況

1. 概観

愛媛県の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐ中、緩やかに持ち直している。

すなわち、個人消費は、全体としては緩やかに持ち直している。住宅投資は、弱めの動きがみられる。設備投資は、増勢が鈍化している。公共投資は、高水準ながら、弱めの動きがみられる。こうした中、生産は、振れを伴いつつも、基調としては持ち直している。雇用・所得環境をみると、緩やかに持ち直している。

2. 各論

(1) 需要項目別動向

公共投資は、高水準ながら、弱めの動きがみられる。

輸出は、持ち直している。

設備投資は、増勢が鈍化している。

個人消費は、全体としては緩やかに持ち直している。

業態・品目別の需要動向

大型小売店販売 (百貨店、スーパー、ホームセンター等)	緩やかに持ち直している。
コンビニエンスストア販売	持ち直している。
家電販売	底堅く推移している。
乗用車販売	足踏み感がみられる。
宿泊・観光施設の入込み	持ち直している。

住宅投資は、弱めの動きがみられる。

(2) 生産

生産は、振れを伴いつつも、基調としては持ち直している。

業種別の生産動向

繊 維	持ち直している。
紙 ・ パ ル プ	横ばい圏内の動きとなっている。
化 学	持ち直しの動きがみられる。
プラスチック製品	横ばい圏内の動きとなっている。
非 鉄 金 属	持ち直しの動きがみられる。
食 料 品	持ち直している。
一 般 機 械	持ち直している。
電 气 機 械	幾分弱含んでいる。
輸送機械（造船）	底打ち感がみられる。

(3) 雇用・所得

雇用・所得環境をみると、緩やかに持ち直している。

(4) 物価

松山市の消費者物価（除く生鮮食品）は、前年を上回っている。

(5) 企業倒産

企業倒産は、落ち着いた動きとなっている。

(6) 金融情勢

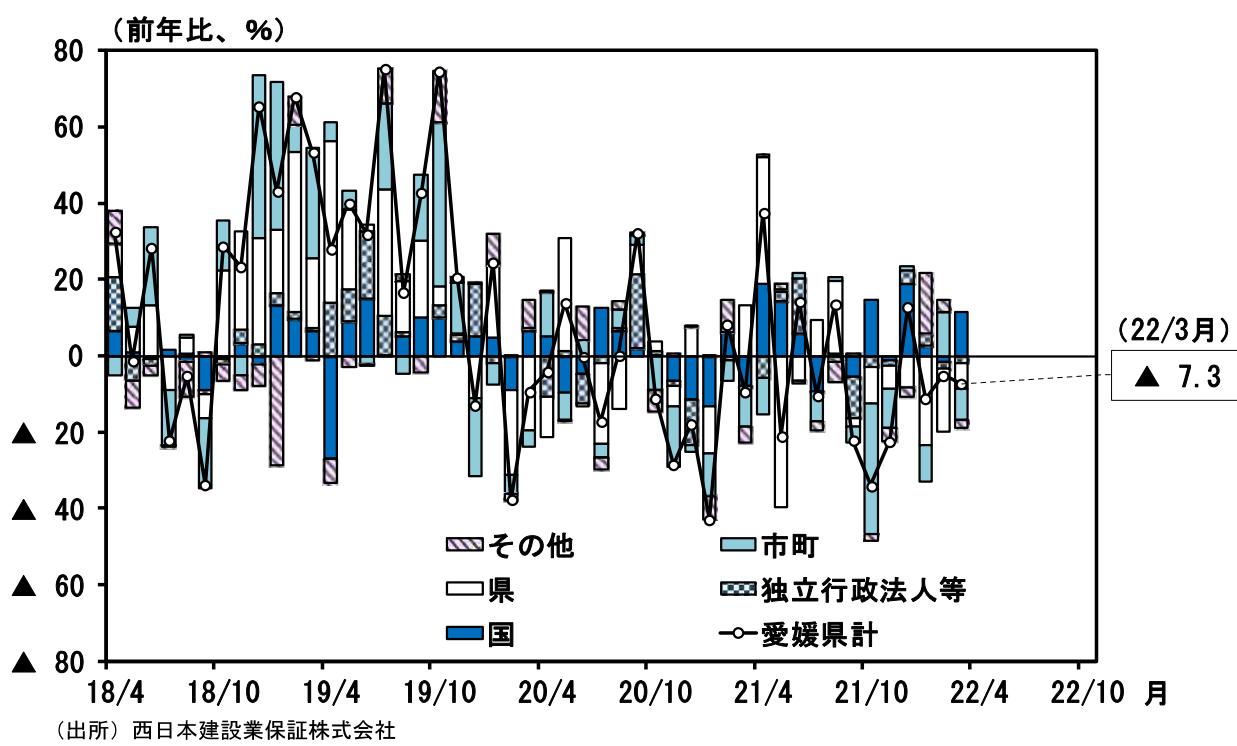
実質預金、貸出金とも前年を上回っている。貸出約定平均金利は、前月比低下した。

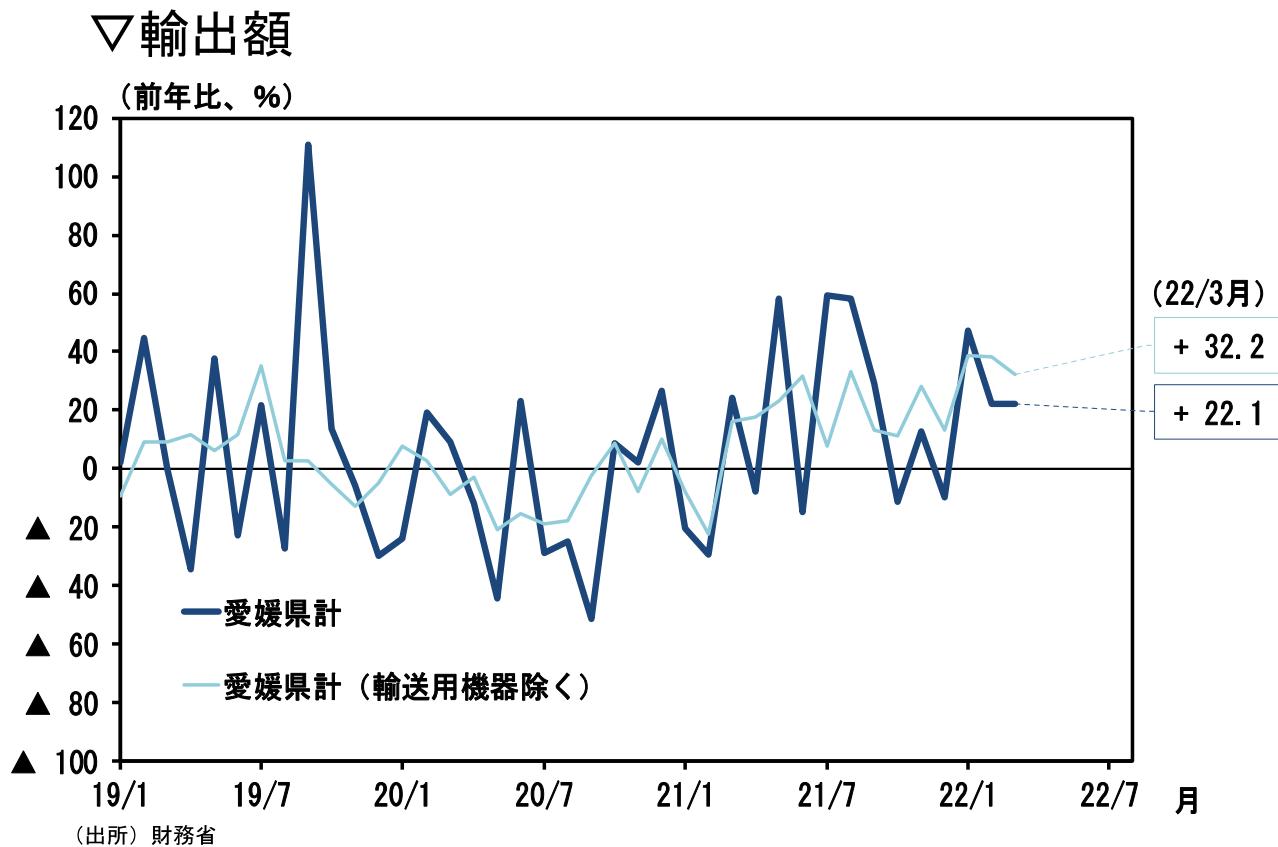
以 上

愛媛県金融経済概況

参考図表

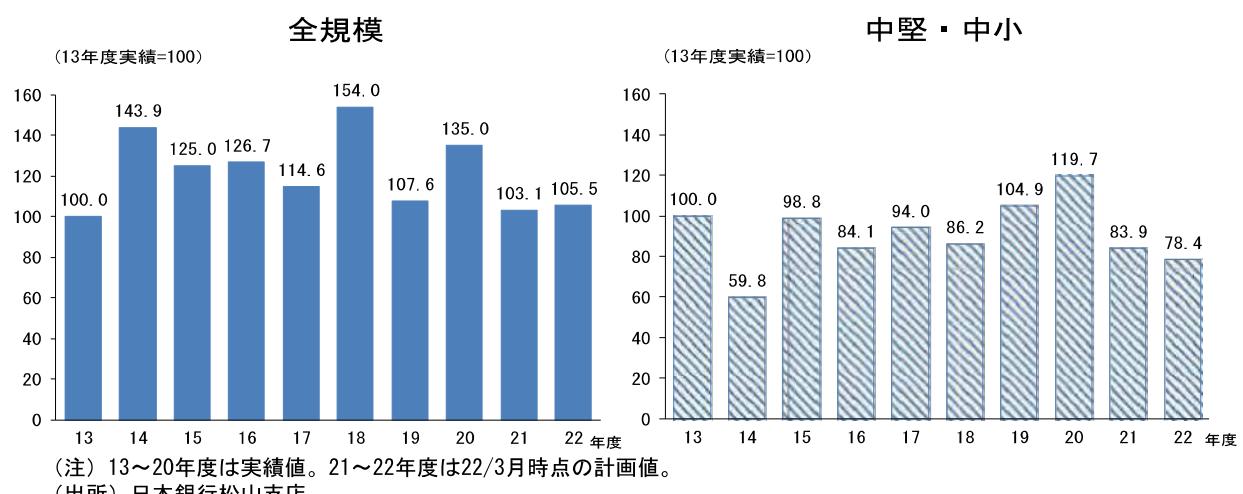
▽公共工事請負額



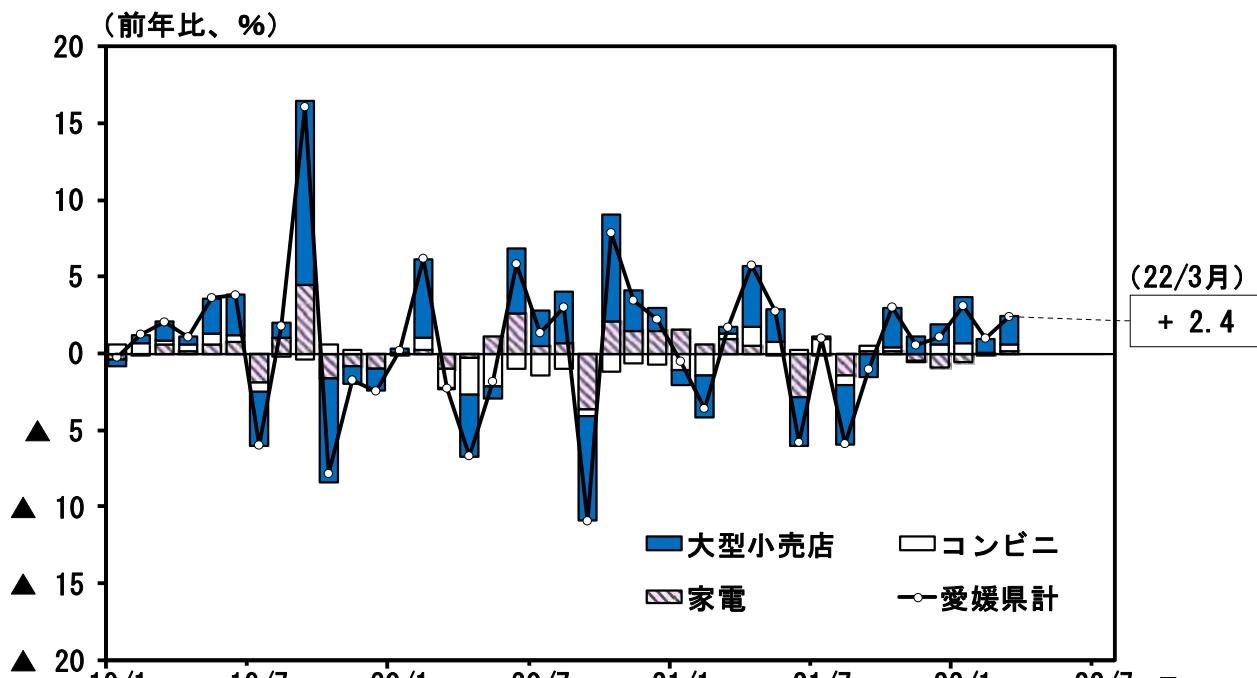


▽設備投資額(含む土地投資額)

愛媛県短観		(前年度比、%)		
全規模	20年度	21年度	22年度	
	全産業 +25.4	▲23.6	+ 2.3	
	製造業 +14.6	▲11.0	▲ 6.6	
	非製造業 +54.7	▲48.3	+32.2	

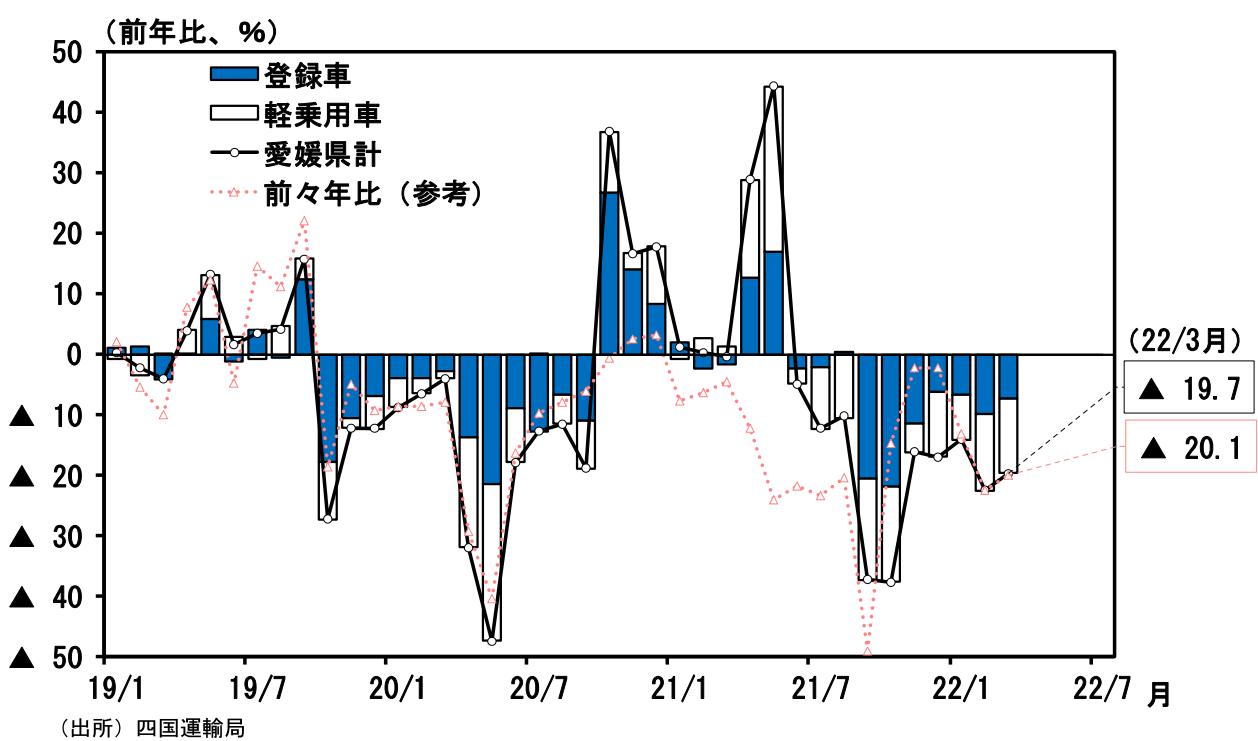


▽大型小売店等の販売額



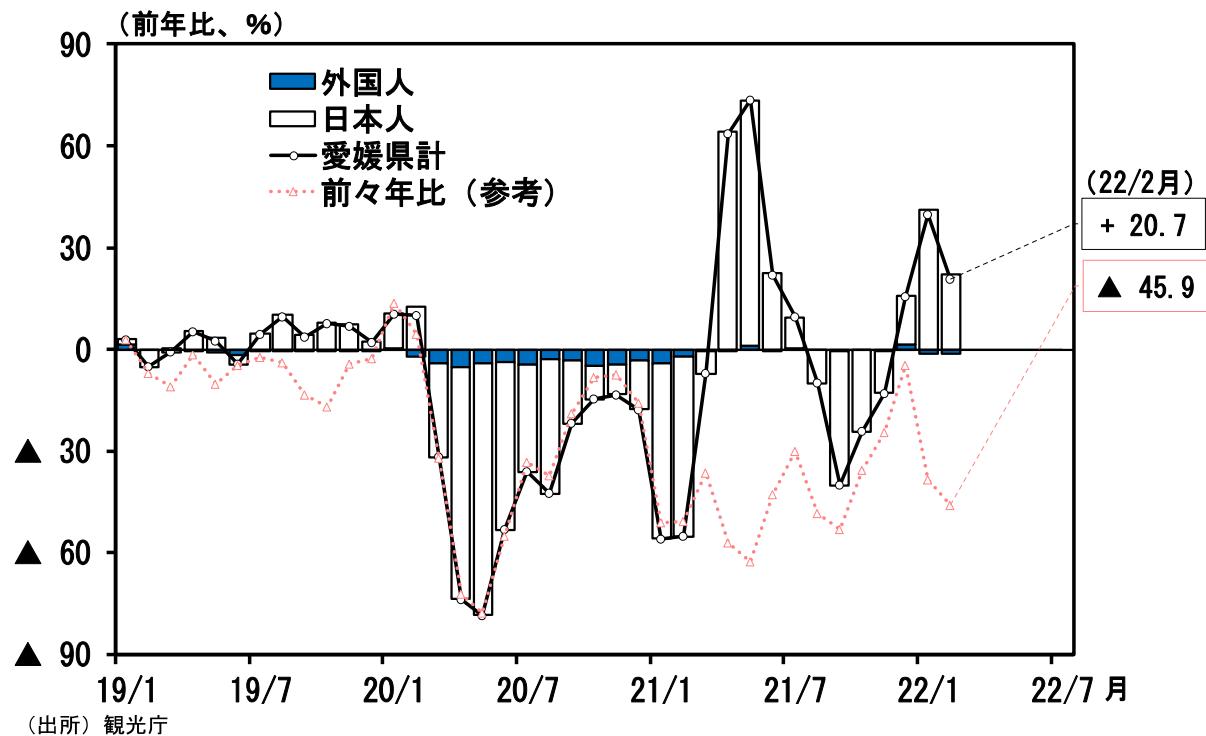
(注) 大型小売店は百貨店、スーパー、ホームセンター等。リンク計数を用いて当店算出。
(出所) 経済産業省

▽新車登録・届出台数

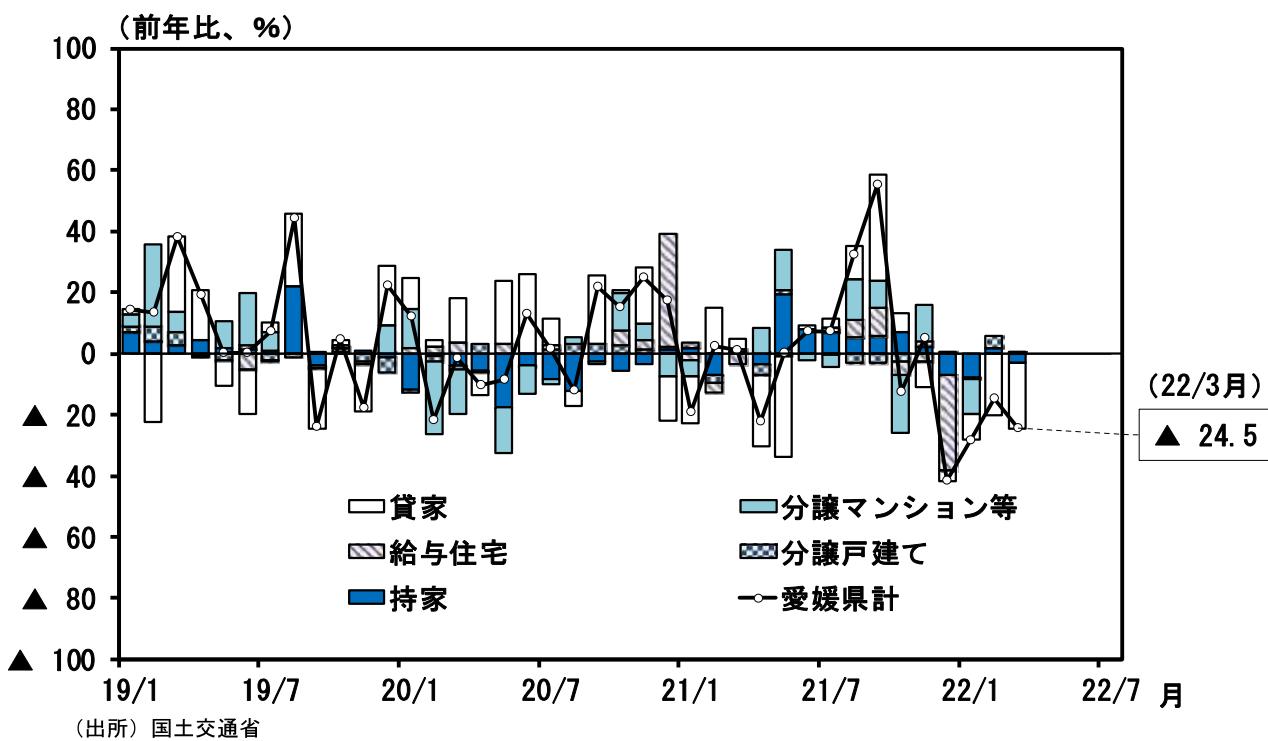


(出所) 四国運輸局

▽延べ宿泊者数

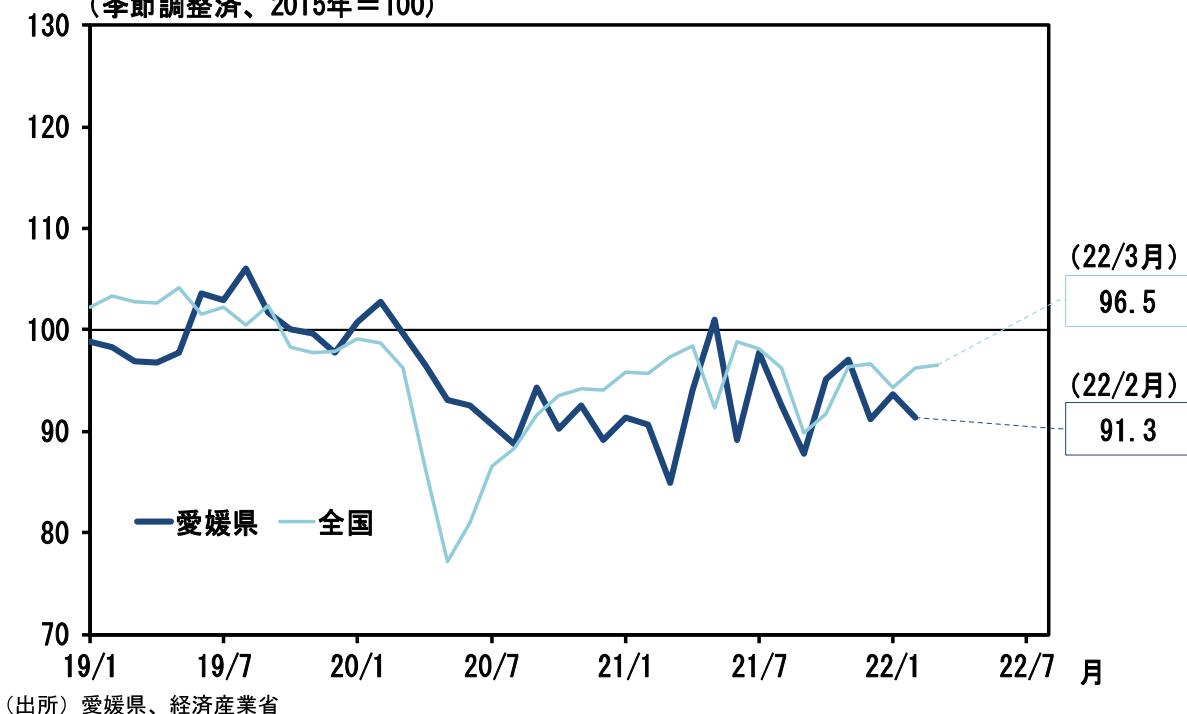


▽新設住宅着工戸数



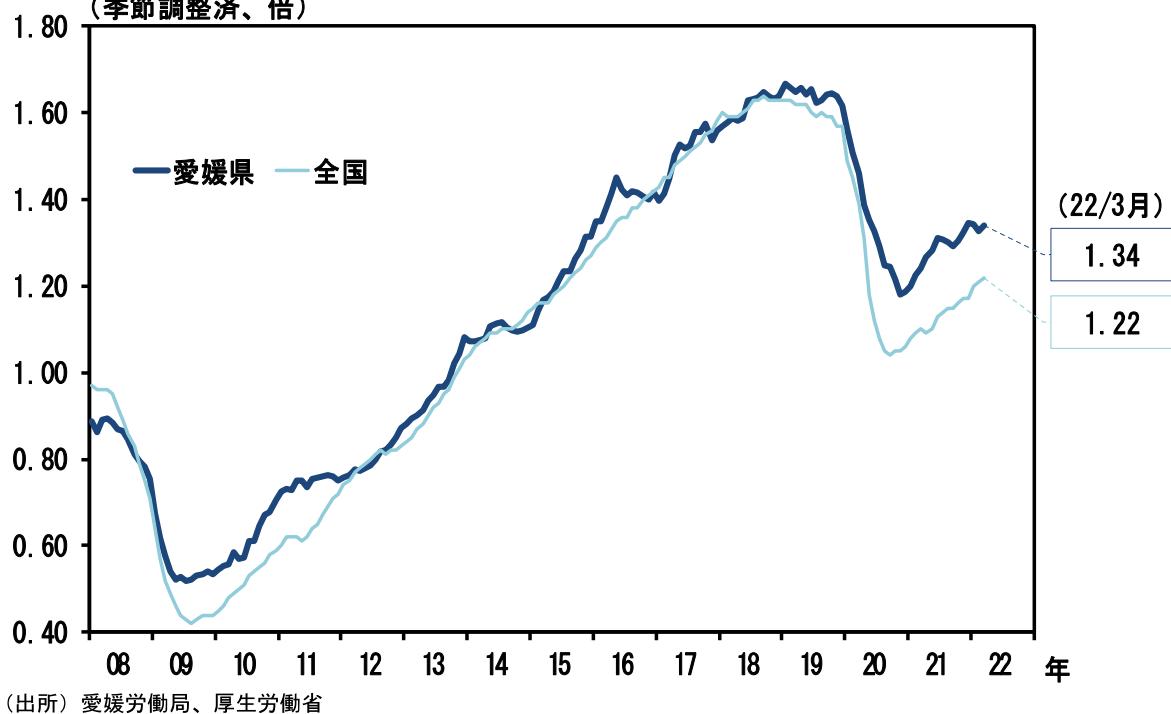
▽鉱工業生産指数

(季節調整済、2015年=100)

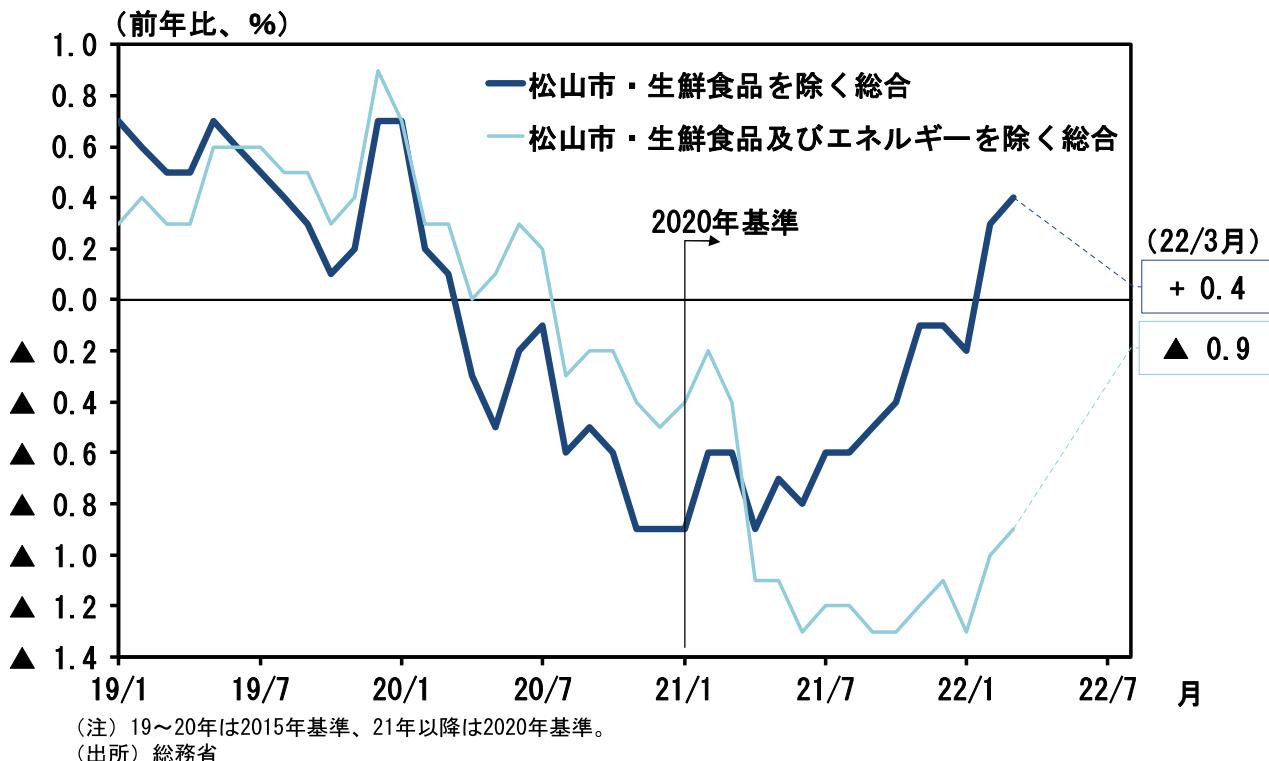


▽有効求人倍率

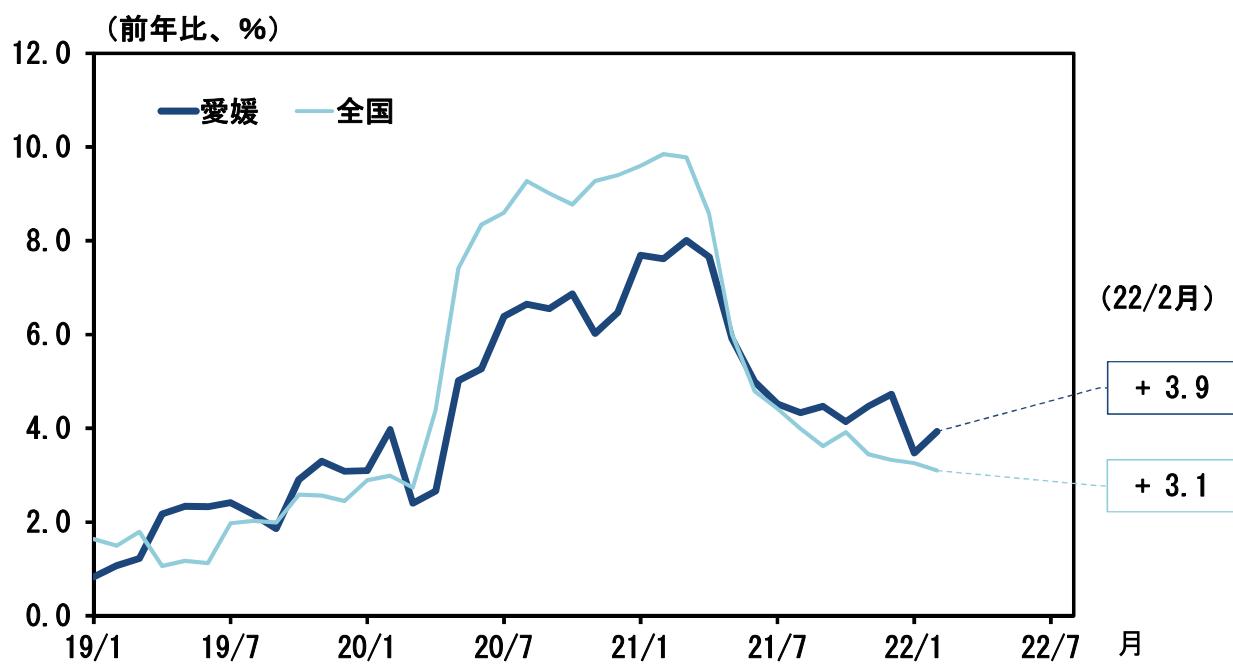
(季節調整済、倍)



▽消費者物価指数

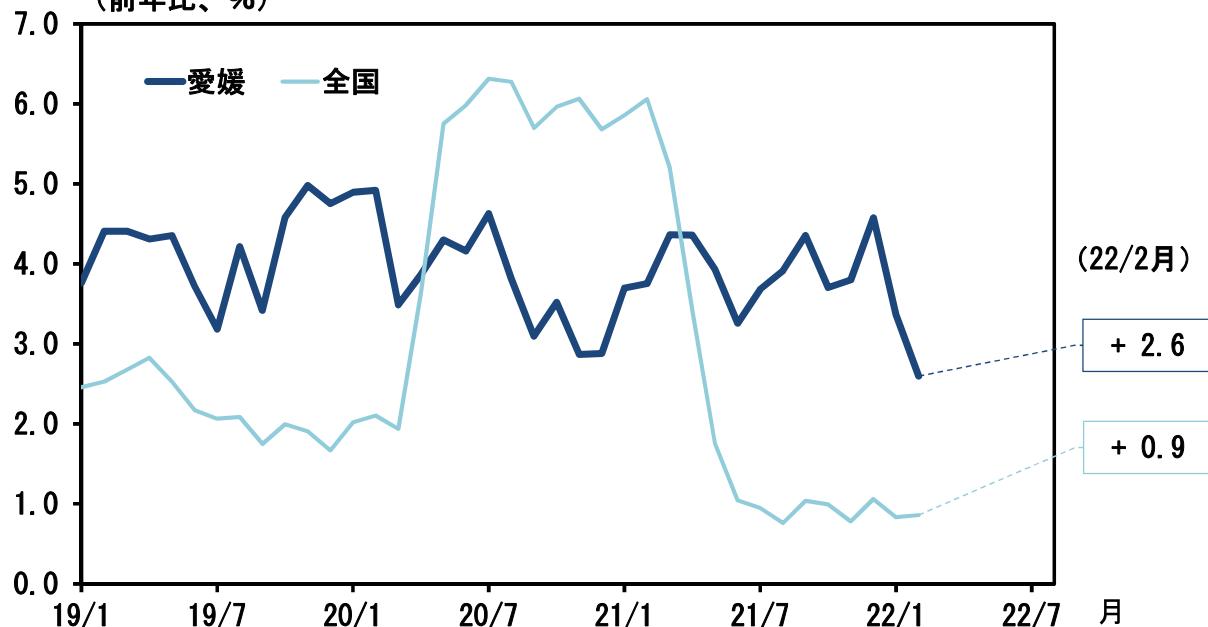


▽実質預金(月末残高)



▽貸出金(月末残高)

(前年比、%)

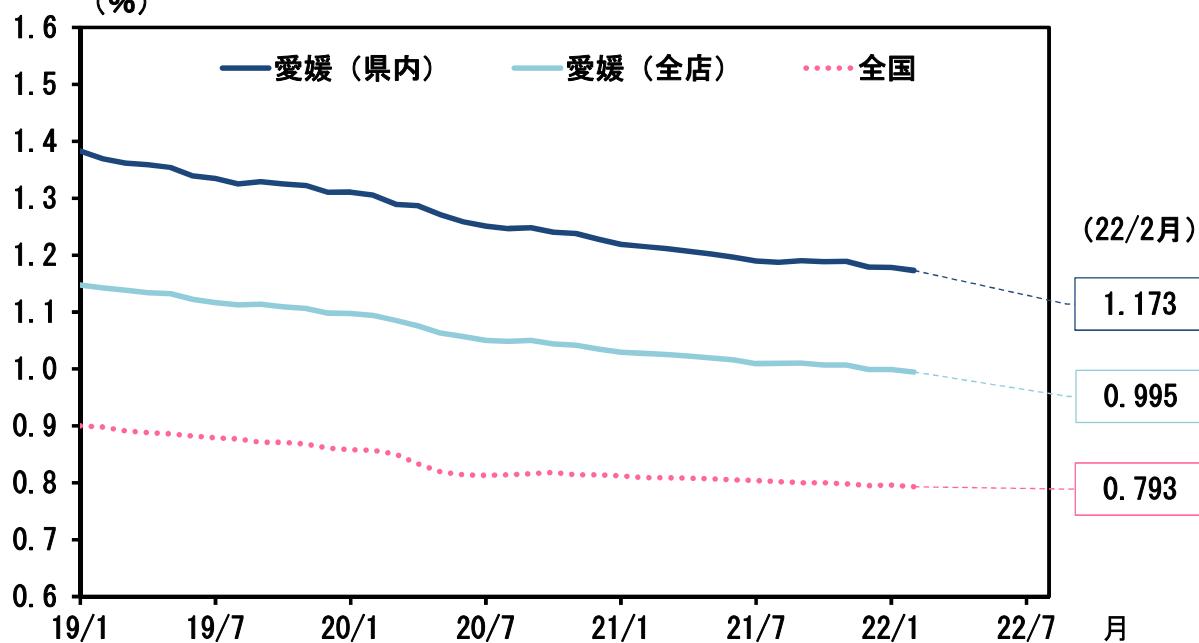


- (注) 1. 愛媛…国内銀行、県内に本店を置く信用金庫の県内店舗の合計。
 2. 全国…国内銀行、信用金庫の合計。
 3. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。
 ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。
 4. 銀行勘定を集計（オフショア勘定、中央政府向け貸出を除く）。

(出所) 日本銀行松山支店

▽貸出約定平均金利(ストック)

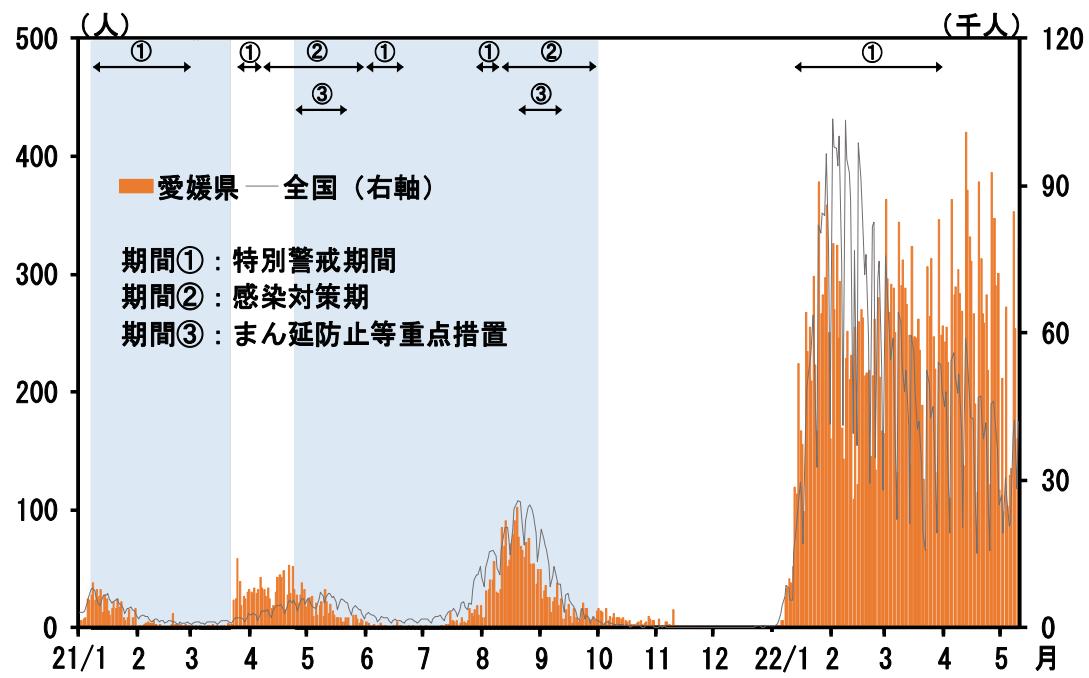
(%)



- (注) 1. 愛媛 (県内) …県内に本店を置く、国内銀行と信用金庫の県内店舗分。
 2. 愛媛 (全店) …県内に本店を置く、国内銀行と信用金庫の全店舗分（県外店舗を含む）。
 3. 全国…国内銀行。
 4. 国内銀行は、銀行本体の設立根拠が国内法に準拠している銀行のうち、日本銀行と取引のある銀行。
 ただし、整理回収機構、ゆうちょ銀行を除く。
 5. 貸出約定平均金利は、貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの。

(出所) 日本銀行、日本銀行松山支店

(参考)愛媛県の感染者数





愛 媛 労 働 局 発 表
令 和 4 年 5 月 31 日 (火)

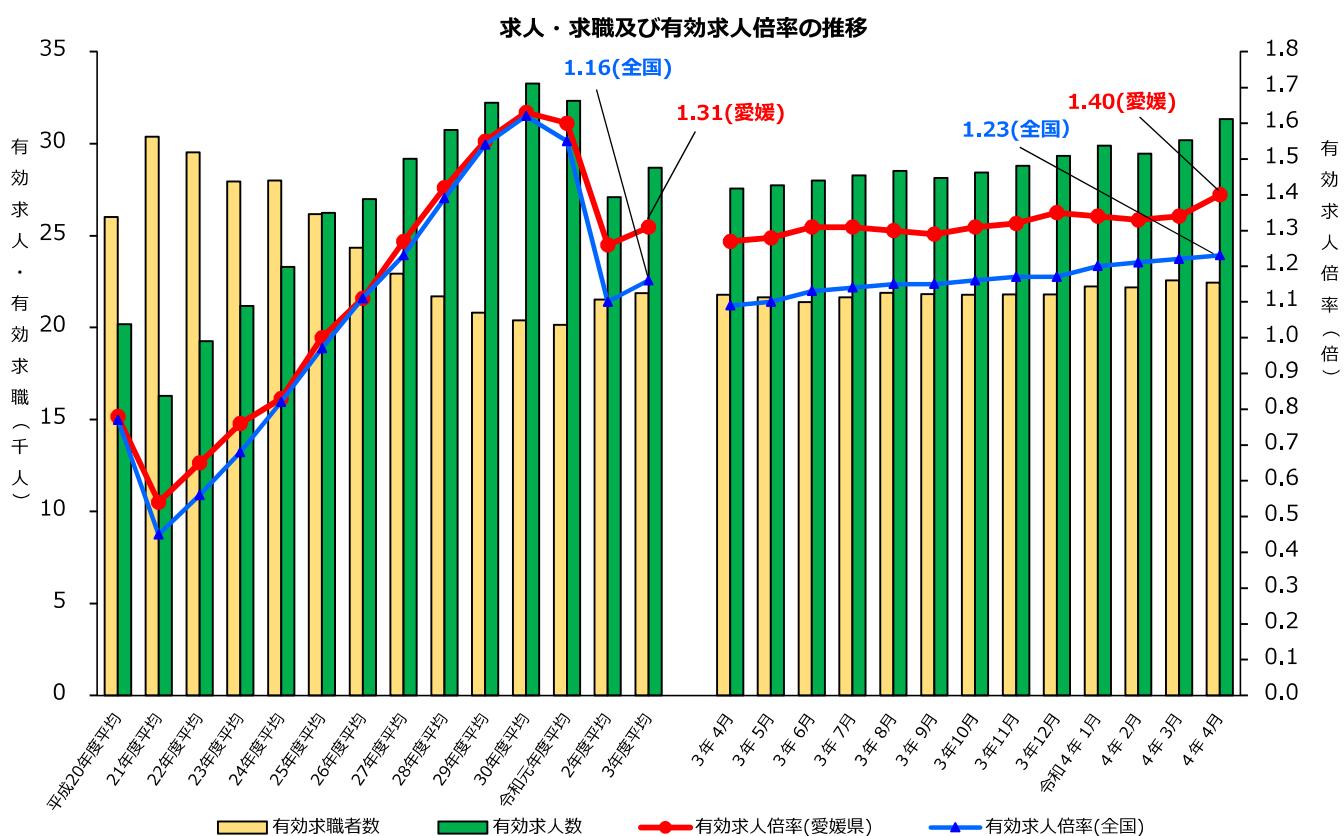
担 当	愛媛労働局職業安定部職業安定課		
	課 長 渡 部 仁 司	課 長 補 佐 河 野 純 也	地 方 労 働 市 場 情 報 官 阿 部 慎 司
			電 話 089-943-5221

管内の雇用失業情勢（令和4年4月分）について
— 有効求人倍率は1.40倍(季節調整値) —
前月比0.06ポイント上昇

愛媛労働局では、公共職業安定所（ハローワーク）における求人、求職、就職の状況をとりまとめ、求人倍率等の指標を作成し毎月公表しています。

«ポイント»

- 有効求人倍率（季節調整値）は、1.40倍で前月比0.06ポイント上昇した。
正社員求人倍率（原数値）は、1.08倍で前年同月比0.08ポイント上昇した。
- 地域別の有効求人倍率（原数値）は、東・中・南予の全地域で前年同月を上回った。
東予地域は1.43倍、中予地域は1.21倍、南予地域は1.42倍となった。
- 新規求人数（原数値）は、前年同月比で11か月連続増加した。
主な産業別では、「宿泊業、飲食サービス業」（46.7%増）「サービス業」（25.4%増）、
「卸売業、小売業」（20.8%増）、「製造業」（17.3%増）、「運輸業、郵便業」（16.8%増）
「建設業」（7.2%増）、「医療、福祉」（4.4%増）で前年同月を上回った。
- 新規求職者数（原数値）は、前年同月比で2か月ぶり減少した。



- (注) 1. 月別の有効求職者数、有効求人数、有効求人倍率は季節調整値。なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。
2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

管内の雇用失業情勢(令和4年4月分)概要

I 主要指標

1 求人倍率 [資料P11.13]

項目	令和4年4月	前月差	ポイント	(前月差)
有効求人倍率	1.40倍	0.06 p	前月差で2か月連続上昇	
有効求人	31,337	3.8%	前月比で2か月連続増加	1,135
有効求職	22,446	▲0.5%	前月比で2か月ぶり減少	▲117
新規求人倍率	2.45倍	0.17 p	前月差で2か月ぶり上昇	
新規求人	11,126	1.2%	前月比で2か月連続増加	134
新規求職	4,533	▲6.1%	前月比で2か月ぶり減少	▲293

(注) 数値は季節調整値

【正社員求人】 [資料P7]

項目	令和4年4月	前年同月差	ポイント
正社員有効求人倍率	1.08倍	0.08 p	前年同月差で11か月連続上昇

【地域別】 [資料P8.9]

項目	令和4年4月	前年同月差	ポイント
東 予	1.43倍	0.17 p	前年同月差で9か月連続上昇
中 予	1.21倍	0.09 p	前年同月差で11か月連続上昇
南 予	1.42倍	0.19 p	前年同月差で11か月連続上昇

2 求人 [資料P4.5.10]

項目	令和4年4月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
有効求人	30,657	13.1%	前年同月比で12か月連続増加	3,547
新規求人	10,774	12.8%	前年同月比で11か月連続増加	1,224
～主な産業～	建設業	7.2%		52
	製造業	17.3%		183
	運輸業、郵便業	16.8%		79
	卸売業、小売業	20.8%		256
	宿泊業、飲食サービス業	46.7%		197
	医療、福祉	4.4%		127
	サービス業	25.4%		302

【一般・パート別(有効求人)状況】

一般求人は前年同月比15.4%増加、パート求人は前年同月比9.1%増加となった。

3 求職 [資料 P 10]

項目	令和4年4月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
有効求職	23,490	2.4 %	前年同月比で4か月連続増加	550
新規求職	6,163	▲ 1.2 %	前年同月比で6か月ぶり減少	▲ 76

[態様別(常用新規求職者(パートを除く))状況] [資料 P 6]

項目	令和4年4月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
在職者	740	1.6 %	前年同月比で14か月連続増加	12
離職者	2,423	▲ 2.4 %	前年同月比で3か月連続減少	▲ 59
事業主都合離職者	560	▲ 16.9 %	前年同月比で13か月連続減少	▲ 114
自己都合離職者	1,687	1.9 %	前年同月比で9か月連続増加	31
無業者	303	13.1 %	前年同月比で4か月連続増加	35

[一般・パート別(有効求職)状況]

一般求職者は前年同月比 2.4 %増加、パート求職者は前年同月比 2.5 %増加となつた。

4 就職 [資料 P 10]

項目	令和4年4月	前年同月(期)比	ポイント	(前年同月差)
当月	就職件数	1,652	▲ 1.0 %	前年同月比で2か月連続減少 ▲ 17
	就職率	26.8 %	0.0 p	前年同月差なし

5 雇用保険関係

項目	令和4年4月	前年同月比	ポイント	(前年同月差)
受給資格決定件数(一般)	※ 1,954	3.5 %	前年同月比で2か月連続増加	66
受給者実人員	3,962	▲ 17.7 %	前年同月比で9か月連続減少	▲ 855
月末現在雇用保険被保険者数	397,914	▲ 2.0 %	前年同月比で19か月連続減少	▲ 8,178

※受給資格決定件数(一般)は、速報値のため修正があり得る。

II 雇用失業情勢判断

雇用情勢は、コロナ禍の影響が残るもの、持ち直している。

今後も新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要がある。

愛媛労働局では、高年齢者、就職氷河期世代、女性、障害者等の多様な人材の活躍促進、人材育成、人手不足対策に取り組む。特に、少子高齢化、若年者の県外への流出など労働力人口の減少が進む中で、年齢にかかわりなく働き続けることができる生涯現役社会を実現するために再就職支援や就業機会の確保を強化する。

※ 令和4年5月分の求人倍率の公表予定日

・愛媛県内分(愛媛労働局取りまとめ) - 7月1日(金) · 全国分(厚生労働省取りまとめ) - 7月1日(金)

正社員職業紹介状況(原数値)

愛媛労働局

項目	令和4年 4月	令和3年 4月	前年同月比 (差)	
正社員	① 月間有効求職者数 (人) (パートタイムを除く常用)	13,760	13,444	2.4%
	② 月間有効求人数 (人)	14,925	13,458	10.9%
	③ 新規求人数 (人)	5,192	4,614	12.5%
	④ 就職件数 (件)	758	769	▲ 1.4%
	⑤ 有効求人倍率 (倍) (②／①) (原数値)	1.08	1.00	0.08 p

(注) 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用的月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用的月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

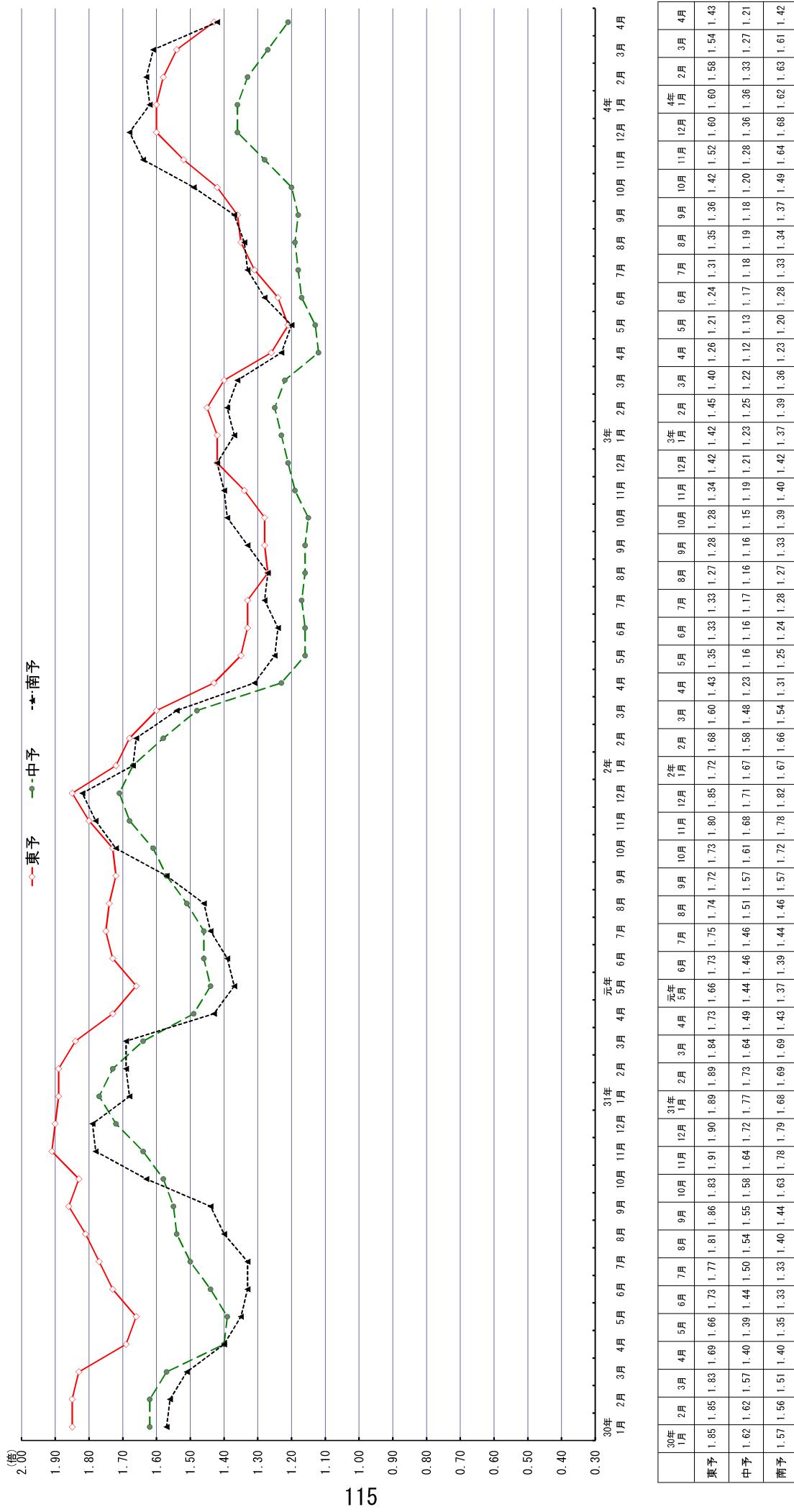
月間有効求人倍率の推移（原数値）

愛媛労働局職業安定課

区分	地域別	令和4年4月	令和3年4月	増減率（差）
① 月間有効 求人倍率 (③/②)	東予	1.43	1.26	0.17p
	中予	1.21	1.12	0.09p
	南予	1.42	1.23	0.19p
	県計	1.31	1.18	0.13p
② 月間有効 求職者数 (人)	東予	6,920	6,953	▲ 0.5%
	中予	13,225	12,608	4.9%
	南予	3,345	3,379	▲ 1.0%
	県計	23,490	22,940	2.4%
③ 月間有効 求人数 (人)	東予	9,865	8,785	12.3%
	中予	16,041	14,183	13.1%
	南予	4,751	4,142	14.7%
	県計	30,657	27,110	13.1%

(注) 学卒を除き、パートタイムを含む。

地域別有效求人倍率の推移（原数值）



令和4年度 マッチング機能に関する業務実績(安定所別)

令和4年4月

愛媛労働局

主要指標 安定所	就職件数 (一般)		充足件数 (一般、受理地ベース)		雇用保険受給者の 早期再就職件数	
	4月実績	年間目標	4月実績	年間目標	4月実績	年間目標
	令和4年度実績累計	進捗率	令和4年度実績累計	進捗率	令和4年度実績累計	進捗率
松 山	678	7,347	703	7,963	—	2,451
	678	9.2%	703	8.8%	—	—
今 治	238	2,358	212	2,137	—	616
	238	10.1%	212	9.9%	—	—
八幡浜	116	1,092	103	952	—	250
	116	10.6%	103	10.8%	—	—
宇和島	145	1,448	136	1,278	—	365
	145	10.0%	136	10.6%	—	—
新居浜	141	1,642	146	1,593	—	461
	141	8.6%	146	9.2%	—	—
西 条	108	1,481	102	1,212	—	443
	108	7.3%	102	8.4%	—	—
四国中央	103	1,506	106	1,522	—	391
	103	6.8%	106	7.0%	—	—
大 洲	123	1,052	112	887	—	215
	123	11.7%	112	12.6%	—	—
合 計	1,652	17,926	1,620	17,544	—	5,192
	1,652	9.2%	1,620	9.2%	—	—

※雇用保険受給者の早期再就職件数は集計の関係で2か月遅れになります。

また、令和2年度の実績値を踏まえて改めて年間目標を設定するため年間目標参考値としています。

参 考

用語	解説
季節調整値	求人数や求職者数は経済状況だけではなく、季節的な理由により、一定の規則性をもって変化するため、数字(原数値)をみるだけでは、その変化が経済状況によるものか、季節的な理由によるものかわからぬいため、「季節的な変化を取り除いた数値」で比較する必要があり、これを「季節調整」といい、季節調整を行った数値を「季節調整値」という。 (季節調整値=原数値÷季節指数×100)
新規求人数	期間中に新たに受け付けた求人数(採用予定人員)。
月間有効求人数	前月から繰越された有効求人(前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。)と当月の「新規求人数」の合計数。
新規求職申込件数	期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数。
月間有効求職者数	前月から繰越された有効求職者数(前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。)と当月の「新規求職申込件数」の合計数。
新規求人倍率	新規求職者に対する新規求人数の割合をいい、「新規求人数」を「新規求職申込件数」で除して得た数値。
有効求人倍率	有効求職者に対する有効求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得た数値。
正社員	雇用期間の定めのないフルタイムのうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者。